

りと謂と雖序も亦一廉の人物と稱せざるへからず

〔綱〕十一月、久保岩吉太政官より賞金を賜ふ日 缺

〔目〕其藩管内青森大町大運丸船頭岩吉儀箱館賊徒追討の砌格別骨折候段奇特之義に付金五拾兩遣候條此旨可相達事

但出張大小荷駄方より相達置候湊免税之儀は自今差止候條此旨とも可申渡事

庚午十一月

太政官

〔綱〕十二月、地震 十四日

〔目〕此日雪盡九ツ時頃地震稍強し 柿崎日記

〔綱〕大雪

〔目〕二十七日、二十八日終日大雪吹町中往來留る程に至る月迫ながら出米一切無之直段は壹俵三百二十欠もち米は三百卅々迄上れり 同上

〔綱〕明治四年辛未正月、織座を開く柿崎忠兵衛引擔を命せらる 五日

〔目〕弘前藩租税署より辞令

柿崎忠兵衛

當市上織坐取開之儀は付追年盛業手順向も有之に付平日一刀並居下物成及諸郷役被免候上引擔被申付候事 柿崎日記

〔綱〕安定寺善教慰勞金を賜はる 日 缺

安定寺

〔目〕文政年間開業より此節迄數十ケ年之間千六百人餘之幼童取立教授取世話行届候に付於父兄も安堵致居候段奇特之至候依之爲慰勞金千疋被下候事

租税署 安定寺登記

〔綱〕民事官所を青森に置く 十日

〔目〕藩應民事處理の便宜を謀り弘前、青森、木造、増館に民事官所を設け大屬以下の職員を適宜に在勤せしむ 外崎筆記

青森は前日小參事を辞職せし小山巴大屬を以て在勤することなれり 某日記

〔綱〕青森英學校開業式を舉行す 十五日

〔目〕一月十五日英學校開業式を舉行せり寺町蓮心寺を以て假り學校と定む教師は長嶋貞次郎、吉川泰次郎なり

明治三年十二月廿三日英學教師永島貞次郎(後野木と改む)吉川泰次郎の出迎として英學助教佐藤彌六は碓ヶ關へ出張せり

二十四日永島貞次郎、吉川泰次郎は梶昌雄、宮崎愚、島田徳太郎は長尾介一郎の先導と共に相先後し碓ヶ關に着す

二十五日石川驛に少參事、家令出迎ふ晝餉は庖厨掛より特に行厨にて携帶せり

同日夕本町市井調方松井龍太郎宅に着す大少參事及び稽古館諸員來り慰勞の宴を開く

二十七日四教師知事公よ謁す敬應書院を最勝院に置く皇漢英の三學科に分つ而して英科は正則變則の二つあり變則は青森蓮心寺に分遣し正則は敬應書院に置き生徒に寄宿を命じ青森は永嶋吉川の兩教師の負擔にして生徒は三十名あり永嶋は百圓吉川は七十圓の月俸を賜ふ本院は宮崎島田の兩教師にして葛西音彌は學士兼侍講を以て院事を總督し副るに學士手塚玄瑞今敬一を以てせり山田平太郎長尾介一郎を舎長に任し青森には英學助教佐藤彌六を舎長に任し監督を兼ね事務官には成田禮藏を派遣せり

明治四年正月二日藩知事公敬應書院に臨まる大少參事及學官陪席せり生徒を弘前青森兩教師に囑托するの式を舉ぐ生徒席定まる佐藤彌六知事公の命を奉し告諭を朗讀せり

當今文明開化の時に際し益學業を啓發せんか爲め雪天遠路教師を相迎ひ弘前並青森に於て寄宿寮を取開き只管師へ汝等を囑托委頼する上は汝等何れも他郷へ勤學の心得にて聊家事を顧みず教師の教戒を違背するなく且教師在留の期限も有之事故分陰を愛惜し夙夜燈窓一層奮勵精學致さへし因て此旨敢て告諭する所なり 正月

敬應本部は七日を以て開業し青森は十五日より蓮心寺に開業せり本支生徒費用は公費に屬せり七月十四日廢藩置縣の令出るを以て八月五日蓮心寺英學科を廢し敬應本院に合せたり 佐藤彌六筆記

(編者)曰く外崎筆記には正月二日英學を青森に開くとし青森は英學本校ある如きの筆法を用ひたるも其實は弘前敬應書院英學分科を青森に置きしものなり是より先き余藩學稽古館の凌夷し稍時勢に後るゝやの慨嘆なき能はも大に爲る有らんとするの士を養成せんと欲す乃ち私に家老杉山上總に議する所あり明治二年七月駿州に至り我友中村正直を聘用せんとす時に朝廷正直を徵す急なり應せし辭するに疾を以てするの際なり謝して曰く僕は知らるゝ如く羸弱の軀幹暫らく駿州に慣るゝを舊郷江戸に歸るも猶欲せざるに況んや東與寒國をや敢て謝すと徒手し歸れり而して我か志決して驕すべからざるもの有り上總と再議し翌三年九月斷然梶昌雄長尾介一郎と共に再び駿州に至る小嶋在勤林學齋師に就きて謀り其紹介を頼り靜岡大少參事服部綾雄勝安芳向山黃村及古賀沙蟲翁中村正直の贊助を得て靜岡教授漢學には宮崎立元英學は嶋田徳太郎を聘用するに議決せりこゝに於て乎先づ昌雄を江戸邸に歸らしめ福澤先生の撰拔を以て永嶋吉川を擬定し俸給も約束成れり立元徳太郎は初めより俸給は却けて受けし曰く我輩は知事公の盛意に答ふるのみなりと故に宮崎嶋田は特ゝ賓師の禮に依りこれを隆待する事とせり昌雄は長嶋吉川

に随ひ介一郎の宮崎嶋田を導き相前後して着弘せるは實に十二月廿五日なり昌雄介一郎に先たち準備をなさんと疾行し歸れるは十二月十四日にあり初め吾大に學制を改革する所あらんと刻舟者の百端妨碍する所となり憾を吞んで事機の至を俟つ駿州再行の議決するの前二月新書院に充つるの生徒撰抜試験を行はんとし又復同僚の怒る所となりこれを官撰に付するの拙策を講ずるに至れり書院を創立するに及び宮崎氏撰名し敬應書院と曰ひこれを書經敢不敬應の語に取れるかり最勝院は津輕五山一の大伽藍にして藥王院には分校を置く英學は正變とも固より本院に置くの我が計畫なるも拘らす嶋田派の正則にして長嶋派は變則あり故を以て教場を同ふするを欲せざるの狀は既に已に着弘の嚮宴に露出せり已むを得ずして正則をは本院に置き變則を青森に分遣することなせり然りと雖これ豈我本心ならんや藩廳をして因循苟且愧つへきの術に出てざるを得ざるに陥らしめたり生徒父兄は固より青森行を欲せざるもの多し廢藩置縣の命下るや争て歸弘せしめんことを論議すこれ蓮心寺の容易に閑寮を告げし所以なり九月正變二英を合し大人少年の二科に分ち年長者は稽古館本校の大道寺族之助が舊宅より年少は津輕廷尉に寄寮せしむ其後三の丸屋形に古學校より皇漢學と共に再三遷移するあり一時議論相合はす離合の拙策を又々取りしとさへありと云ふこの時に當り余は青森學校頭取の命を拜して出陣し遂に移住して還らざるなり多住前後には長嶋嶋田の去り嶋田

の乏を補ふには下條某來れり吉川は長嶋の跡を百方維持し本多庸一菊地九郎等と共に協謀盡力し今の東奥義塾を組織せり吾故に曰く東奥義塾は敬應書院の命脈を全く系傳せしものにして津輕地方人物の此塾より養成せられたるは亦偶然ならざるに似たり現より外務敏腕家を以て聞ゆる珍田捨己佐藤愛麿青森病院長伊東重は皆正則英學科の一人にして夫の名譽を旅順口に博せし一戸兵衛も皇漢學の一人なり他津輕人の大小凡そ人物を以て稱せらるるは東奥義塾養成する所より出づるもの多し敬應書院の設豈徒爾ならんや

〔綱〕二月、濱町火を失ふ 二十九日

〔目〕俗に鷺鳥火事と曰ふ類焼濱町大町を通して百五十軒土藏四十八ヶ所

下濱町加賀屋七兵衛火元に而西の濱町藤林角東の河内屋角にて止る大町は南側無事北側のみ東西濱町消口と同じ 柏原火災考

〔編者〕曰く余聞く鷺鳥は有名なる寡婦の綽名なりと蓋し換鷺の諸客日に群を成すに取しものなるへし此等密賣醜業婦様なるものは夜となく昼となく泥酔を事とせる如きもの故に宜なり警火の念なくして如此の大災を醸出せんとは百五六十軒の延焼も容易からぬ事なれども但四十八ヶ所の土藏焦土となるに至りては實に青森盛衰の關する所大なりと謂はざるべからず鷺鳥の罪たる慢然肆赦に附すべけんや

〔綱〕三月、濱町、大町類焼者に手當米を賜ふ斗南藩よりは檜材を惠まる 十二日

〔目〕青森燒失者共の御手當米五百俵被下置 某日記

斗南藩山川權大參事を使者として弘前より銀五百挺金千兩の義醜を贈らるの禮を謝せ且青森罹災者に檜材千石目を贈り來れり 外崎筆記

青森町燒失に付材木並榎木舞御拂之義申出内眞部、蟹田土塲御有合及六枚橋土塲其外久栗坂土塲にて御定直段を以御拂被仰付候

材木百石目	榎二万枚	木舞五百本	大	家
同 五十石目	榎二万枚	木舞二百五十本	中	家
同 三十石目	榎二万枚	榎六千枚	小	もの

右割合之高を以榎木舞共地拂御極印打入之上御拂申付候久栗坂及内眞部山出材之義は創立日限有之候間速に相渡申付候其外出錢之義は材木、榎木舞總渡後之處にて取調上納被申付候此旨布令可有之事 三月十二日

當所燒失者共の御米五百俵御手當被下置候右分與之義は左に

三百九拾壹俵貳斗壹升五合 本家百五十九軒へ壹軒に付九斗八升五合つゝ、

九拾貳俵貳斗 借家七十四軒壹軒に付五斗つゝ、

拾壹俵壹斗 潰家九軒壹軒に付五斗つゝ、

外

四俵貳斗八升五合

調落並特別孤獨の

斗南藩自伊東善五郎の類燒爲御手當材木五百石目被下置候義申出之通 斗南藩當所類燒之者の檜材千石目被遣方に付割合左に

九百七拾貳石三斗〇四夕 燒失本家百五拾軒壹軒に付六石壹斗五升三合八夕

貳拾七石六斗九升貳合壹夕 潰家九軒壹軒に付三石七升六合九夕

右之通割合申出之通尤正木渡之節は石増減も出來可申に付其段調書申出候様某日記

〔綱〕唐牛昌考に種痘を施行せしめたり 二十一日  
〔目〕唐牛昌考義今度博勞町稻見屋兵右衛門宅に於て來廿一日自種痘館相開、付町中無洩可申觸候 村井舊記

近年弘前にてハ北岡太淳主唱にて種痘致せしも青森ハ昌考を以て權輿となす某日記

〔綱〕七月、弘前藩を廢し更に弘前縣を置かる 十四日  
〔目〕弘前藩を廢し弘前縣を置かる士族卒庶民に至るまで專靜肅を旨とし後會を待つへし 外崎筆記

〔編者〕曰く本令は津輕臣民に舊君臣相係の絶脈を與へしものなり夫れ一藩一國の體裁を解きしは藩籍返上にありしなれども名稱の變換するにも拘はらず藩知事は即舊津輕藩公なり固より一使君を得て看做すべきものに似す舊情誼に纏綿せられ文明思想の進歩せざるも宜かり本令の下るや上の肉食より下は執鞭に至るまで亂を作さざる以上は其勢ひ涕を吞て端祥公恢復以來の情誼を斷たさるべからず縣下今

日の文明は全く此廢藩置縣の一令に成れるものなり故曰く士族卒庶民に至るまで専ら靜肅を旨とし後會を待つへしとは當路其れ其人有る哉

〔綱〕三好中將來る 日 缺

〔目〕三好中將筒井村第五聯隊營所繩張の爲め御出張にて淺田理助御本陣被仰付よりて理助の案内にて頃日より筒井村に御出て實地御取調に相成る

〔綱〕八月、官札藩札相當定めらる 二 日

〔目〕官紙幣壹兩に對し藩札壹兩三步貳朱として追て官より兌換せらるゝまで支障なく通用すへきを達せられたり 外略筆記

〔綱〕善知鳥社上せて青森町鎮守神と崇む毘沙門天は廢せらる 日 缺

〔目〕鎮守毘沙門天御廢止に付而者善知鳥神社更に鎮守に被申付候此旨町中不洩可申觸候以上 村井壽記

〔編者曰く〕神佛混淆厲禁の令下るや毘沙門佛像を下しこれを鹿嶋神と擬し大原眞守の小刀を神主と崇め香取と號せり舊別當地福院へ退職し大井民吾と改め祠掌を命せらる其の後奥野莊平は擢てられて善知鳥祠司を以て香取を兼ねたり善知鳥祠は辨財天を勸請せしものなるも善知鳥は青森古社の聞のあるを以て宗像三神と改め此の命あるに至れるもの也と

〔綱〕青森英學校は閉校せり 二十七日

〔目〕蓮心寺英學校は御都合を以て御廢止に相成り弘前本校に合併することよ被仰付同二十九日生徒は歸弘せり 村井壽記

〔綱〕九月、野田大造、弘前縣大參事に任せらる 五 日

〔目〕去る五日野田大造殿弘前縣大參事と御任被成候 同上

〔編者曰く〕去る七月を以て弘前藩を廢し弘前縣を置かる藩知事以下自ら廢官とあれり而して猶未だ縣知事縣令の任命なき以上は一に前大少參事は事務引繼きの未了を以て擬行せしものなり今野田大參事の任命あるもこれ以て未だ赴任せざれば舊に依り事務は皆攝行することゝなれり

〔綱〕青森學校を假屋及び正覺、蓮華二寺に開く 十 日

〔目〕葛西音彌は青森學校頭取を以て假屋に移住し四教塾寄宿寮を置く正覺寺には皇漢英三學校を置き佐々木俊藏、吉崎源藏をして校長を兼ね教授せしむ十日開講式を正覺寺に舉行せり官所々長小山巴専ら開校の事務を贊助し地方人にも木村得松大に奔走盡力せり蓮華寺は正覺寺分校として正覺寺滿席餘の生徒をばこゝに教授せり 音彌筆記

〔綱〕弘前縣廳を青森に移す青森縣と改む 二十三日

〔目〕弘前縣

其縣廳青森へ相移改て青森と可稱事

辛未九月二十三日

太 政 官

〔綱〕十月、青森學校を廢す 二 日

〔目〕青森學校は青森縣より廢止を命せらる差向き學資支給の道斷絶せるを以てあり正覺寺蓮華寺ともに即日閉校假屋私塾をは濱町舊湊番所當時會計司務所に移せり

音彌日記

〔綱〕野田大參事來る 二十一日

〔目〕野田大參事殿今日僚屬數人と共に御着縣とある暫時伊東善藏方に下宿せらる

某筆記

〔綱〕外國人よ私購私借を爲すへからす役人は商會を開くへあらん 日 缺

〔目〕各地方官よ於て外國商民自私自器械船艦等買入或は金銀借用之義決而不相成旨已巳二月以來再御布達有之候處舊藩々之内には右御趣旨に悖戻し終り御國內之大負債を醸成候次第に至候段實よ恐懼に不堪ものと存候就而者若今後尙右様之負債を生し候而は不相濟事に付前に御布令之趣確守候義ハ勿論各開港場府縣に於ても嚴重取締方有之度事

一各開港場其他所々產物買捌之名義を以て役人出張商會相開候義も己巳六月御布告之通御嚴禁之處萬一方今に至候而も右様之商會取設有之候而は本廳は勿論其

地管轄廳に於て越度難免筋に付是又取締方有之度事  
右之趣布達に及候也

辛未十月

大藏太輔 井上 馨

大藏卿 大久保 利通

〔綱〕兇賊浦町直指庵の家族を殺傷す 二十九日

〔目〕二十九日夜四ツ時浦町黄檗派直指庵に兇賊二人押入り殺傷せる者七人

庵主高井親明妻 孕婦なり

聲由松妻 姉娘 孕婦

次女

孫男小兒

高橋小太郎娘子守り

殺死五人

孫娘そめ 額に重傷を負ふ嬰兒養子由松の女なり

娘の聲由松 重輕傷八ヶ所逃けたるを以て生けり

〔編者〕曰く余聞く親明は兇變後三年にして死す初め孫のそめを立て、家督となし聲の由松を以て後見人と定めたり而して親明の弟茂八郎の子に與八郎あるものあり

親明死するに及び與八郎と遺産を争ひ訴訟數年に亘り財産蕩盡するに至りて止む時人評して曰ふ天罰の冥々の中に行はる彼の庵主なるもの即ち親明數百人の財産を押領し一時萬金を以て數ふるの富を致せしも子孫に遺すの半文錢もあきま至れり幸にして一時兇刃を免れたるも幾年をらすして斃る固より其所にして誠に氣味好き事なりと青森人の今に至り人の罪惡を罵るものは皆親明を引て証とせり又曰く親明は越後蒲原郡三條町の人あり漂泊零落して青森に來り偶直指庵の住職とあるを得たり人となり短小にして黎黑一見小庵主たるを知るべきなり然とも貨殖に於ては奇々妙々發して中らざるなしと余曾て其大福帳なるものを一見せし事あり巨萬を積むの資本は最初壹兩にして乃ち茄子を買ふて鹽漬とし六日には六兩となり一月の間に何十兩と稱すへき資本となれり但三日にして壹兩は貳兩とあるの理由は今よりして追考すへからす何となれば和船時代は數十日を経るに非されは松前往復はなし難きものなるに必ず三日にして其倍利を得んとは蓋し中間松前直輪の所謂漬物屋ありて買ひ入れたるものあるへしこれに由りて見るも庵主の苛刻にして寸時を争ふて人に些の假すこと無きを判知すへきなり是を以て容易に巨萬を致し一時青森商店には其金を借らざるものなしと云ふに至りては巨萬の真相表明すと謂はざるを得ず或曰く當夜の兇賊は兇賊に非ず親明に復讐せし義舉なりと然りと雖敢て抵抗するにあらざるも一家少長と無くこれを斬殺するに至り

てのもとより復讐を圖かる義侠人の爲すへき事に非ず又兇賊の今日に至るまで發見せざるより言ふも一種奇怪の情の其の間に介在せざるやを疑はしめざる能はず又親明の凶事あるにも拘はらば熱伏してこれを避けんとする舉動のあるあきは其復讐に非ざるは辨論を待たずして明かなり況んや猶三年間些の危險に陥りし事もなく兎も角にも病を以て死すとすれば亦以て大讐を身にするものに非ざるに似たり詮する處は巨萬の金の此凶事を喚起せしものに非る乎哉當夜は初冬霰雪交下し四顧慘澹何如とも殺人犯に便宜を與へし如くなり

〔目〕十一月、野田弘前縣大參事は青森縣權參事に轉任せらる 二 日

青森縣 野田 裕 通 任青森縣權參事

右 宣下候事

辛未十一月二日

太 政 官

〔目〕〔綱〕菱田重禧青森縣權令に任せらる 七 日

任青森縣權令

正六位 菱田重庸

右

宣下相成候條此旨相達候也

辛未十一月七日

式部寮

〔綱〕弘前版籍を青森縣より引繼ある日 缺

〔目〕從前管轄之地所物成郷村帳當末年より新置之縣へ可引渡候事

但元官員は當分從前之縣廳より於て事務可取扱事

辛未十一月

太政官

〔綱〕廳官吏宿泊料夫力錢定まる日 缺

〔目〕當縣官員管内巡村之節は自今旅籠料一飯壹朱つゝ相定候條右より相當之取賄可致萬一心得違にて過當之膳部酒肴等差出候は、追而各可申付候條嚴重相守可申候事

但官省之官員並他縣之官員通行之節は是迄之通可心得事

一前條同斷之節人足賃一里貳百文つゝ相定候條此旨相達候事

但大雪並夜中は五割増賃錢之事

〔綱〕申請書類の用紙書式定まる日 缺

〔目〕是迄諸願伺届等料紙區々之處自今總而半紙堅二つ折に認め其件之大主意を摘み

本文之前行に二三字引下け何之義に付願或は伺届と認上包にも大主意を書載可差出且前日差出候願同等之義に付後日再書面差出候節は何月何日差出置候何之事件に付云々と相認差出可申事

但願伺之分は扣相添可差出事 布令留

〔綱〕國益公益は建議するに憚あるへからず 二十四日

〔目〕先般相觸候通來月朔日自新廳相開事務一切取扱候に付ては兼而言路御洞開之旨被仰出も有之候間自今何事に不寄國家之爲め心付候義有之輩は無忌憚詳細書認姓名相記調印之上管轄廳へ持參可致事 同上

〔綱〕十二月、開廳式を舉行せらる日 朔日

〔目〕當日野田權參事は菱田權令未だ赴任せざるを以て庶務を攝行し開廳式を舉行せられたり 某筆記

〔綱〕四教義塾を更ら濱町に開塾せり日 缺

〔目〕縣廳許可を得て引續き教授せしにも拘はらず開廳に及び更に開塾届出に及び日曜よりは野田權參事は縣廳有志諸屬者共に出席と相成日本政記の講義を開始せり

音彌私記

〔綱〕夫米を廢せらる日 缺

〔目〕從來收納來候五つ口小役米之内夫米之分は當末年より被廢候旨被仰出候條此旨



相達候事 布令留

〔綱〕官藩札價格標準を頒行せらるる日 缺

〔目〕元弘前縣管轄内通用紙幣之義に付兼而元縣より布告有之通彌以て當七月十四日之相場に基き追々朝廷より御引替可相成候間向後官より下渡候分並上納物は勿論下々取引に於ても屹度七月十四日之相場を照準し聊無疑念通用致候様就而は諸物價も同様凡而金札の相場に引直し御定合銀を以別紙表面之通無差支通用致候様更に相達候條此段戸前末々迄不洩可申聞もの也

但通用の義は元弘前縣黒石縣管轄内限之事

辛未十二月

青森縣

金	札	藩札
貳分と錢三百三拾三文	壹兩	貳兩
壹分と錢百六拾七文	貳分	貳分
貳朱と錢八拾三文	壹分	壹分
壹朱と錢四拾二文	貳朱	壹朱
錢 三百三拾三文	壹朱	壹朱
錢 百六拾文	三百文	三百文
三 百七文	二百文	二百文

但兩替金壹兩に錢拾貫文 同上

〔綱〕養老扶持を廢せらるる日 缺

〔目〕従前之養老扶持被廢更に明年自祝壽金賜候旨御布令有之候に付書出方左之通管村へ布令候事

來申年は八十八歳百歳に當候者年齢一組切取調來る廿五日限可申出候尤書出後病死之者は速に可届出此段及布令候事

辛未十二月

兼而御布告有之養老扶持當十二月限廢止來壬申より爲祝壽八十八歳百歳のものへ左之通下賜候義其管轄下一般に布令可有之事

金五兩

八十八歳

金拾兩

百歳

以 上 同 上

〔綱〕官定物價を廢せらるる日 缺

〔目〕諸色直段定之義其品に寄從來官に而直段相立取締來候處自今左之品々之義は類家業之者申合相當之價相定大庄屋に申出大庄屋手許にて尙又着實之檢査を遂げ至當に歸し候上申出受差圖改價施行可致其他之品と雖一般之相場見合每家不平之價等無之様淳直に商買可致萬一定之品に官許を不受價を昇降し或は萬品不當之利

を食る者有之候は、嚴重所置申付候筈に候條心得違無之様戸前未々迄無洩可相違もの也

辛未十二月

造酒	水油	醬油	湯錢	附木	豆腐
蠟燭	鬚附	鹽	温鈍	石灰	染物

以上同上

〔綱〕申請書又は捺印すへし十日

〔目〕自今諸願伺は勿論總而一身並親族之事件願伺書共當人姓名之下へ証印之上差出候様此段及布令候也 同上

〔綱〕伊勢太神宮大麻は太官司より頒布せらる 二十二日

〔目〕皇太神宮大麻之義は今般從大官司從來之振合を以て海内一般へ頒布相成候尤從前師職並諸國檀家と唱へ分配致來候弊習は既被廢止候事 右之通爲心得相違候事

辛未十二月二十二日

神 祇 省 同 上

〔綱〕新年の松飾を廢せらる 二十七日

〔目〕門松之儀虚飾無物之贅物家々冗費不少其上山林を伐荒し繁茂を妨候に付自今相廢候此段管下一同無洩布令可有之候也 同上

〔綱〕驛遞人馬は受負業となる 日 缺

記

〔目〕驛遞之儀諸道一般相對繼之仕法を設物價相當之賃錢を定人馬繼自由に出來候様之方法相建候は、行旅之便宜を得候のみならず驛々潤助も可相成候間右之趣各管轄限り驛村迄人馬請負入札相觸可申候尤賃錢建方之儀其處物價相當之處を以て參酌入札可爲致尤請負人之義一兩人に而も數人組合共不若候

右者相對繼之事に付傳馬所不致混雜候様相心得夫々及説諭諸荷物取扱方等篤と勘辨致させ請負人名前早々可伺出事 同上

〔綱〕町貯粉の檢査あり 日 缺

〔目〕大庄屋柿崎忠兵衛三橋宇兵衛等立會調査濟とある 相原登記

〔綱〕明治五年壬申正月、士族卒に町村移住心得を達せらる 四 日

〔目〕從前市在居屋敷夫々規則も有之候處近來心得違之者有之庄屋並大庄屋にも無斷賃借致候者有之哉に相開得此節戸籍法御取調之折柄以外之事に候今般更に左之條々被相定候條得其意觸下々にも不洩候様可相違候事

一 士族卒に而市在住居之者願伺等に添書押印は無用たるへし但新に借宅致候ものは一應賃借ともに願出候は吟味之上聞届可申出事

一 市在の籍に編入する者は其市在長之指揮する平民と異なるへからず若市在の掟

に違背する者は市在の控を以之を所置嚴戒する事但罪料に入るものは此限にあらず

一市在の屋敷或は店を借貸するに庄屋大庄屋免許を得ざる者貸借主ともに答可申付若士卒のするもの其家業税の五倍罰金申付へき事

但店を貸者と雖罰金本條之通たるへき事

未十二月二十七日

〔綱〕青森町を畫して二區に分つ 日 缺

- 津輕郡第一區戶長 奥野庄兵衛
- 同 副 淺井 悠 司
- 津輕郡第二區戶長 竹越 永 次 郎
- 同 副 瀧 谷 善 藏

右之通被申付候條此段及布令候也

正月四日

村井登記

編者曰く本文に據るゝ當時青森町を第一第二の兩區に分畫管轄せしハ事實なるか如し然れどもこれを佗に徵もへきものなし但後段二月條下戶籍布告管轄人名區別に參照すれば米町新町柳町寺町鍛冶町博勞町松森町堤町蛭貝町大工町茶屋町の十ヶ町は所謂第一區にして管轄人は庄兵衛悠司の正副戶長なり大町濱町安方町塩

町の四ヶ町は第二區にして永次郎戶長の管轄なるは疑ふへからざるなり猶確証を俟つ舊藩時にありては貞享前後青森町を二區に分ち各名主一人を置く安方町を一區とし蛭貝町はこれに屬せり他米町以下各町を一區とし佐藤村井世々町年寄を以て之を支配し安方蛭貝は窪田世々之を支配せり本區畫も或はこれ等に基因せるものか

〔綱〕道路の雪は掃除すへし 八 日

〔目〕町々表通雪溜り之場所々々踏からし幅廣に街道相付候様申付候條 布令 留

〔綱〕新貨幣發行となる 二十二日

〔目〕舊銅貨之儀去る辰年定價被仰出候處今般新貨幣御發行に付各種比較商量之上當分左之通品位被相定候條其旨相心得新貨幣並金札共取交聊無差支通用可致事

- 新貨壹圓 金札壹兩に當る
- 新貨五拾錢 金札貳分に當る
- 新貨貳拾五錢 金札壹分に當る
- 新貨拾貳錢半 金札貳朱に當る
- 新貨六錢二厘五 金札壹朱に當る
- 舊銅貨品位


十枚を以て八錢とす



百二十五枚を以て壹圓に換る六十二枚と二厘錢二枚を以て五拾錢に換る三十一枚と二錢一枚を以て二十五錢に換る

但十二錢半六錢二厘五毛右之割合たるへし以下同断

<p>二厘</p> <p>十枚を以て二錢とす</p>  <p>青波錢と唱へ元四文錢なり</p>	<p>壹厘半</p> <p>十枚を以て壹錢半とす</p>  <p>波錢にて元四文錢なり</p>
<p>五百枚を以て壹圓に換る二百五十枚を以て五十錢に換る百二十五枚を以て二十五錢に換る</p>	<p>六百六十七枚を以て壹圓に換る三百三十四枚を以て五十錢に換る百六十七枚を以て三十五錢に換る</p>

<p>壹厘</p> <p>十枚を以て壹錢とす</p>  <p>目白錢或は外元一文錢なり</p>	<p>千枚を以て壹圓と換る 五百枚を以て五十錢に換る 二百五十枚を以て二十五錢に換る</p>
--	--

右は本位の新貨幣と新銅貨との比例によりて定むるか故に一種又ハ數種を併せ用ゆるとも一口の取遣り一圓の高を限り用ゆへし

但壹圓の高を越れば是を拒むの權あるへし尤相互の便宜に依て取遣りする時は右制限に不拘勝手たるへし

右之通相定候事 村井壽記

〔綱〕私塾設立の勸告あり 二十二日

〔目〕夫學は

國體を明にし以て漢洋各國の典籍に及び智識を開成し理義を究極し上天眷に膺對し下父母の恩と報答し人生百行の最第一なるものとして一日も廢さべからざる言を待すして可知也故にその勤め勉むるに至りては前賢猶寸陰を惜む矣今也縣治維新の政を施し玉ふに當つて佗府縣之人々學術を研磨し開化の域に進歩

する日に月に新よして殆ど西洋各國と顔顔するに至るこれ皆その勉勤によらざるなし爰者朝廷弘前八戸斗南七戸黒石の六縣合併の後元縣被廢更に當縣を被置御改革の際學校の儀追而御規則可被仰出候得共官費を不仰有志の者を募り設施の見込追々可相立旨御達も有之新舊交換之際暫舊縣所設の費舎を鎖す管に光陰之可惜のみよあらも亦焉そ人情貴重之責を盡して天地父母の恩に酬ゆるにあらんや西洋各國の如き餘資あるものは之を出して義塾を設人材を成すを榮とせ佗府縣の如きも既よ此意を理會し往々之に倣ふものあり現今横濱の商高嶋屋某なる者一力を以て洋校を興立し洋人の教師を乞ふて生徒を教わしむるの類可謂文明の教化を助くご其美志實可嘉賞焉當管地の如き神州の北阪に僻在し人民頑固習俗鄙野學術の貴ふへきを知るもの鮮し夫れ人の父となり兄とあり子弟をして學はさらしむ是れ子弟を犬羸視するあり或は人の子とあり弟とあり學はされは孝敬の道知らすこれ罔極の恩に背き其罰又鮮少なからん矣望むらくは有志の輩能く此に注意し朝意の有る所を知り且高嶋屋某が所爲に倣ひ各自其身分より一力或は數人の戮力協議費金を出して校舎を設け群百の子弟をして大に智識を開達し永く頑固の陋俗を洗脱し以て

天眷に奉酬せしめん事をそれ此の如にして始て不負に昭代の人と云へし嗚呼有志の輩其理を心に得其事業を施さんとする者は速に縣應よ自ミへし則之を朝廷に奏して其美事を稱揚せんことを冀くは衆庶此旨を體せんことを焉

但當縣實屬葛西音彌一力を以て義塾を青森町に設けんことを乞ひ當縣出仕開場忠武、箕輪醇催主となり義塾を田名部に設けんことを乞ふ皆之を許可も此輩能事理に明かに時勢を辨するものと云へし

右之通被仰出候條此旨及布令候也

別紙之通布告相成候條管下布令可有之候也 同上

**〔綱〕諸船税は湊掛及大庄屋、庄屋に一任せらる 二十二日**

〔目〕在來之商船税金去る八月相達候御布告並稅則之通相心得湊掛並大庄屋庄屋に而石數取調々書差出相當税金取立候様申付候事

一 群漁船之類之義は船數取調稅則見込可申立候尤右稅則御確定相成候迄は從前之通取扱可申事 同上

**〔綱〕治水修路には償費特權利を賜ふ日 缺**

〔目〕治水修路之義ハ地方之要務として物産蕃殖庶民殷富之基本に付府縣管下に於て有志の者共自費會社を結び水行を疏し險路を開き橋梁を架する等諸般運輸之便利を興し候者は落成之上功費之多寡に應し年限を定め税金取立方被差許候間地方官に於て此旨相心得右等之義願出候者有之節は其地の民情を詳察し利害得失を考へ入費稅銀之制限篇と取調大藏省に可申出事

但本文之趣管内無洩可相達事

太政官 同上

〔綱〕伊豆物産の貿易を許さる日 欽

〔目〕伊豆國嶋に爲御救嶋方産物交易之義東京鐵炮師於會所一式取扱外々に而者聊之品たり共交易堅不相成旨寛政八辰年文政二丑年萬延元申年於舊幕府相觸置候處自今會所を廢し物産之確法を解き廣く内地と交通差許候尤八丈三宅嶋新嶋之儀者流入差置候に付渡海致度ものは管轄之府縣添書を以嶋支配之縣廳へ願出免許印章請歸郷之節返納可致候

右之通相達候條管内不洩候様布告可致事 同上

〔綱〕官札行使上防害の所爲あるへからす 二十八日

〔目〕新貨鑄造盛大に御施行可相成處夥多之古金銀一時之改鑄行届兼依之公私融通之爲め三井組に申付高三百万圓を限り政府在來之古金銀を引當とし正金引換証券製造に付而は當十月中相達候趣も有之候處今に至迄彼是嫌疑を挟み取引差障り遂に一般之不融通を醸成し下民之苦情も有之哉に相聞得以之外之事に候萬一向後右証券取引に付心得違之もの於有之者嚴重可致處置候條篤と取調可申出候事

右之通布告相成候條管下布令可有之候也 同上

〔綱〕一圓新金貨幣は改鑄せらる日 欽

〔目〕先般布告に及候新貨條例中本位金貨壹圓表畫圖中九龍之模様に候處今般壹圓之文字被改候條此旨爲心得相達候事

但左之圖面之通

本位金貨壹圓

表



同上

〔綱〕二月、戶籍管區定まる日

〔目〕	米町	新町	柳町	寺町	鍛冶町
	合五ヶ町				奥野庄平
	大町	濱町	安方町	菰町	
	合四ヶ町				竹越永次郎
	博勢町	松森町	堤町	蛸貝町	
	茶屋町				
	合六ヶ町				淺井悠司

右之通持場相定候條生死出入共其時々可被届出尤届之節用紙ハ半紙堅貳つ折に認名之側何町何宅屋敷と可記事 同上

〔綱〕舊藩調達米金は大藏省に至急上申すべし 十二日延達

〔目〕各地方管下に於て舊藩金穀調達之者共其時日並返濟期限利足等之約定明細取調証書寫相添至急大藏省に差出可申事

但各廳自發令後三十日を限り可差出尤時日之伸縮並利息之高低等不都合之廉於有之者急度嚴重可及御沙汰候事

十二月十四日御布令に相成候處同月之月番三橋藤次郎失念に而廻達無之由に而二月十二日月番米町自通用に相成候

最前相達候府藩に而金穀調達之者其時日並返濟之期限其外取調之義各廳自發令右後日三十日限不申立分は一切御採用不相成候事

但府藩債減利又は年賦等之内談相調候分は其後取極候趣大藏省に可申出事

辛未十一月

太 政 官

十二月十四日廻達之趣に候得共相廻不申候

〔編者曰く三橋藤次郎は何等の懶惰痴漢そや財産は一家盛衰に關するのみならず國家の基礎これに頼り建ざるべからず故に一家財産を空焉に屬せしめざるを是れ謀るべし即ち國家の金匱無缺を謀るものと看做さるべからず今や朝廷各府藩の舊債を辨償せられんとす固より國債引繼の義務を盡すにありと雖詮する所は金匱無缺を謀るの要訣なり我舊藩は從來調達金用立金及び借り上米穀の妙からざるは各家

乘に徴するも明かなるに非ずや藤次郎にして苟も職を庄屋大庄屋に奉ずる以上は宜しく寸刻を争ひ狂奔通知し以て上旨を徹底せしめざるべからず猶何ぞ靦然耻つる無く辞を遺忘に借り其責を遁るゝを謀るこれ爲すべきや當時藤次郎の如何なる彌縫を以て火の如き衆怒を鎮壓せしを得るや否は知るべからずも弘前に亞くの地次を占むるの青森とまれは調達用達金等必ず萬千なるも藤次郎の通知に怠たるを以て其上申期限を誤り言ふべからざる不幸に陥る皆是なるは疑ふべからざる也抑藤次郎は何等の懶惰痴漢そや

〔綱〕陋習は改良せざるべからざるの訓示あり 十三日

〔目〕當所之儀海陸便宜之地なるに因り新に當縣を被置追々鐵道傳信機等御設人民便利之道被爲開候御旨趣に付き農工商賈競て家業を勵相率て開化之域に赴候様可心懸者勿論に候處元來東北之僻陬おのつから固陋の習風を免れぬ故に市在長たる者家業の暇ある時は兼而御布告日誌新聞等を熟讀し世界萬國の景況を悟り皇國文明日新の勢を心に得懇に愚民をさととして陋俗を洗脱せしむべし是則郡長里正の職務なり差向左之件々其方共兼而相心得受前限戸前之者告諭をへき也

但總而管内布告之書邊鄙之土地柄文旨の者多く一と通讀聞候而已に而者文義不詳より旨意徹底不致義も可有之に付事柄に寄市在長より伍長に説示伍長をして其組限其意を説諭せしむべし

一追々馬車人力車等相用筈に付道路は勿論軒下等迄砂礫を敷入高低無之様受前限  
 追々手入爲致雪中之外晴之日は朝夕水をそゞき掃除する等之儀伍長爲申聞其組  
 限相共に不潔を戒候様申諭へし  
 一行住坐臥汚穢の氣を受るは人身に害あり凡而傳染病等必汚穢より生するもの也  
 故に左之條伍長より告諭し其組限相戒めて面々我身の爲に之を守らしむへし  
 一軒下に不淨場を設くへからず  
 一道路川中等へ塵芥或は不潔の物を捨へからず  
 但一町一村毎に芥捨所を設每家其所に捨へし  
 一小兒或者老人等丸與唱候器を寢所に差置候由不潔なる而已ならも人身に害あり  
 自今雜病癘疾等之外不用様告諭すへし  
 一蟻虱を食ひ或は爐中唾洩するの類是又不潔なる而已ならも人身に害あり之を禁  
 すへし

申二月十三日 村井書記

〔網〕戸籍區は合併せり 二十二日

〔目〕先般戸籍區を分畫し第一區第二區と被定候所今般合併し一ヶ區とせられ第二區  
 戸長竹越永次郎義は被免候副戸長瀧屋善藏は先達而願之上御免に相成候 某縣記  
 〔網〕三月、輸出官証は廢止とある 七日

〔目〕米穀並酒共從來官証を以津出差許來候處向後右官証者相廢外諸品同様湊掛に而  
 湊出檢査之上月調を以税金相納可申事  
 但税金之義者是迄之通可相納事

〔網〕官廳より對する日子時刻は漫然と付すへららず

〔目〕時差を以呼出候者並訴訟に付日延願申出聞届置候分或は期限を以申付置候義等  
 一應之届もなく期限延引而已ならも催促不致内は其儘打捨置候者も有之夫か爲御  
 用欲に相成甚以不都合之事に候爾後右様之者有之候は、當人者勿論村役人附添  
 之親類迄嚴重答可申付候條此旨屹度可相心得事 縣記録

〔網〕脱籍復籍者遞送費は町村負擔となる 日 缺

〔目〕脱籍無産之輩復籍規則之内府縣送の宿村繼與相心得差添並其入費は宿村自爲差  
 出可申事

壬申二月

右之通御達に相成候條此段及布令候事

三月

〔網〕地所々有權を與へらる 日 缺

〔目〕地所永代賣買之義從來制禁之處自今四民共賣買致所持候義者差許候事 村井書記

〔網〕郷士は士族に編入せらる 日 缺

（五）

戸 長 村井書記



〔目〕舊來郷士と稱し家筋由緒有之者は士族に入籍可被仰付候條取調書を以大藏省へ可伺出事

右之通御達、相成候條此段及布令候事

〔綱〕種痘所を米町に開く 十五日

〔目〕種痘之義者幼兒夭死廢疾の患を免る良法あり故に今般假りに米町瀧屋理兵衛宅種痘所相設候條痘疹前の小兒これあるものは當月十五日開館に而同廿一日廿七日と七日毎朝第八字より午後第四字迄之間罷出種痘可致此段戸前末々迄無洩可相達者也

〔綱〕町村吏の改補あり 二十五日

〔目〕今般大莊屋小吏は郡長稱義致候様莊屋は里正と改稱候様此旨及布告候也 村井書記

〔綱〕官舎修繕費及公牒簿發送費は郡費に定まる 同上

〔目〕官舎修繕入費之義三分一者官費三分貳者郡費に相立候筈兼而布令之通に候條先般當縣開廳以來追々官舎營繕相成候諸入費精算之上右割合を以當九月取立候様一各支應並官員書帳被差立御用狀貸錢郡費に可相立旨先般達有之就而者二月朔日以後仕立御用狀貸錢總而郡費に候條此旨可相心得尤精算之上當九月に至り高割を以取立候右兩條戸前末々迄兼而相達候事 同上

〔綱〕松森町火を失ふ延焼四百七拾五戸 同日

〔目〕二十五日松森町伊勢多長屋久米次郎より夕方出火と相成り西は博勞町橋詰まで東は堤町箕町塩町堤川橋を焼き落し茶屋町に及びたり本家借家とも百餘軒なり此火災に諏訪神社も罹れる事にて本社は青森町名勝の一ヶ所にして神主の家も相應の好結構なり雪の旦月の夕或は納涼の季節には俳人歌客は勿論の事毎々瓢酒を携へ行樂せり其の初め堤川の中洲に位し風致ある境内にて鏡の井逆手の櫻なと、稱する名樹古井もあり併せて瞬間の火に鳥有と歸するとは豈惜むべきことならずや此火の最猛烈となりしは博勞町淺野酒屋の酒藏に火の入りしより容易に諏訪社も箕町も川を飛び越して茶屋町をも焼き掃ひし無慘なりし事ともにて有りしなり火の原因を問へは曰く當日は菅公の祭日とて人々皆行樂泥酔の餘り久米次郎方には怪しからぬ女もありて無頼漢ともか寄り集り飲みしより畢竟火之元を疎末にせしなりと人々の噂なりき慎むべき淫酒の情慾ならずや昨の鵜鳥火事の原因も亦これ婦人よ由れり

當夕の火事にて最難義を感せし者ハ博勞町の酒屋淺野宇兵衛あり重立の壹人にして年々造石高は三百石以上あり當年も賣殘高猶貳百石もありしに火の酒藏に入りしを以て盡く焼き去れり一滴たも留め得ず建家は勿論土藏は酒倉を併せて三ヶ所なり諸帳面まで焼き盡せりと云へは所謂丸焼なり官より酒役等は免除せられても同家の敗亡は専ら此の大事あり人は謂ふ 某筆記

〔綱〕堤川は假りに舟渡しなる 二十六日

〔目〕假橋へ未だに御出来に不相成國道と云ひ殊に昨夜の火事にて人馬往來夥敷有之不得止漁舟舳舟等を雇はれ晝夜を限らも四月八日迄は舟渡に被仰付候 同上

〔綱〕四月、相馬辨次郎、伊東善五郎は旌表の榮を辱ふせり 二日

〔目〕左の面々此度類焼の者共へ困究を憫み左之通手當差遣奇特ある儀に付褒賞之義朝廷へも進達致置候得共不取敢旌表するもの也 同上

壬申四月二日

縣 廳

白米五拾俵

相馬 辨次郎

藩札貳百兩

伊東 善五郎

〔綱〕公租公納は永錢たるへし 三日

〔目〕管内租税並諸上納物等從來舊藩に適宜を以銀目或錢相場等區々の取扱に相成居候處自今一切相廢止總而永錢相場を以算勘可致候此旨戸前未々迄無洩可相違もの也

〔綱〕災に乘し木材價格を騰貴すへからす 同日

〔目〕今般當町延焼に付木材類不相當之價を以賣買致候もの有之哉相聞人民困窮に乘し艱苦を重ね甚以如何ある義付自今右體之所爲に及候ものは嚴重之咎申付候

候條心得違無之様可相違尤木材拂底之上自右體之弊も生候義に付爲御救手配行及候丈木材類取集相當之價を以御拂下相成候筈に付此旨共戸前未々迄無洩可相違もの也

〔綱〕舊藩士族の地着は背戻遲疑にへらさるの懇諭あり 五日

〔目〕舊弘前藩に於て一昨秋以來士族卒土着之議を起し富豪之田園を買ひ家祿高に應し夫々分賦追而移住諸費等に至迄多少之金穀を發し切實に世話致し候義舊知事廣宇内人民之情勢を推し深く朝廷之御旨趣も可奉副誠精之發洩もる所既其告諭書等に相見得通之次第に有之即今本縣に於て田地分賦高並土着人員等詳細取調朝廷に御届し可及筈之處豈圖追々在住を引拂弘前に立歸候者多分有之由相聞得右は過日御布告面歸田法御差止め云々と有之を誤解し或は戸籍編入の義より種々の浮説を醸し其實婦女子村居を厭俗情等に出候義何等之狂惑もて右様妄迷之舉動に至候哉上は朝廷遠大の御旨趣を奉體し舊知事刻苦の志業を繼述するを思はず下は其身子孫後來自力に食むへき安堵の地を棄目前の偷安に流れ候義甚以心得違之至上下に對し不相濟事に候決而右體之者無之様各自食之目途相立厚く舊知事の盛意を貫徹候様可致此旨貫族に精々可相違事

右之通被仰付候以上 村井書記

〔綱〕火の元は等閑に心得へからす 八日

〔目〕失火之義は不時之災難と雖畢竟火之元等閑に相心得銘々示方不行届自老幼婦女等自然ゆるかせに取扱遂に一家之不愼より連戸及延焼以之外之義に付自今嚴重申付候條此旨屹度相心得平素家内之者の精々相示以後嚴密取締可致候且失火候節郡長戸長里正親類等立合其始未取調速に可届出之處及遅延又者疎漏之取調自自火を放火之體より申立又者放火に疑敷を自火と申立事實相違届出候類有之第一御咎輕重御詮義振に關涉候條此段篤と相辨へ精々取調速に可届出候若心得違於有之者當人者勿論郡長戸長等可爲越度候條此旨可相心得戸前未々迄無洩可相達者也  
右之通被仰付候 同上

〔綱〕下情を壅塞すへからす 日

〔目〕地下諸願之儀從前郡長里正等權威を以差拒み或へ私に取扱等致候流弊も有之下民難澁致候哉之由相聞得兼而目安箱へも揭示之通下情上達せざるは尤も御旨意より候儀に付自今互に申合何事によらず民間より願出候事件は壅塞之弊無之様可致候萬一不相用者有之に於而者嚴重之處置に及へく候條此旨可被心得もの也

但紙面取次差出候義遲滞もへからす且本紙へ月日相記候義は勿論郡長里正に而受付之月日を記して可差出月日無之紙面は不取上候事 縣記録

〔綱〕一向宗は眞宗と改稱せり 同日

〔目〕一向宗名之義自今眞宗と可稱旨今般御沙汰に相成候に付此段爲心得相達候也

〔綱〕四月、畝比山御陵遙拜式を善知鳥神社に擧げらる併せて新縣開廳神事祭會を行はる 十一日

〔目〕明十一日

神武天皇御祭典に付例年之通市在各其氏神社内にて大和之方に向ひ遙拜可致事

但遙拜式之義者各其氏神之職之者可承合事

掛麻久毛畏支

神武天皇乃御前爾遙爾拜美奉留

神武天皇御祭典に付當日市在召使之者迄爲相休候事市中之者店先は簾を掛夜に入候は、燈籠釣せ可申事

過刻申達候通明十一日

神武天皇御祭典に付於善知鳥社内遙拜可致候様可致候様市中戸前未々迄無洩相布令可申候様此旨申達候也

今般縣廳御創立祭致一致之御新政施行被爲在候に付五穀成就庶民繁殖之爲め來二月朔日當所善知鳥神社境内において神事執行候條當町毎戸申合賑々敷相祝男女共參詣可致様小前未々迄無洩可申觸者也 正月九日

來る二月朔日善知鳥神社に於て神事執行之義先般及布告候處未だ春寒嚴敷容易に消雪到間敷に付來四月十一日

神武天皇御忌日迄差延候條此段相違候也 正月十八日  
〔綱〕失火規則を達せらる 日

〔目〕一表門の捕亡壹人増番出入改可致事  
一失火警鐘打鳴候は、庶務課二名聽認課二名附屬二名營繕掛一名其場の出張防火之指揮可致事

但捕亡並附屬共一同出張窃盜畧奪斃無之様取締可致内壹人火元見として罷越摸様柄縣廳に可申出事

一官員出張之場所の標的之爲盡者旗夜者御印高張差出候事

一出張之官員戎服相用盡者兼而御印附之笠夜者同様御印付桃燈相用候事

但臨時之都合に寄戎服に不限笠所持無之者は目印也小旗相持可申事

一令參事出應之事

一火事場詰之外官員並使部使丁給仕等不殘廳に可相詰事

一防火人之義者市中強壯之者千人程從來宛置候趣に付是迄通たるへき事

但縣廳を始官庫牢屋總而官に而御取建之場所近火之節は消防兼而防火人の嚴重申付置掛官員にても精々注意可致事

一防火に而格別相働候者は出張之官員に而名前取調庶務課に可申達事

一失火之根元者鎮火見計庶務聽認課立會に而其始末一應取糺候事

一縣廳近火之節は御用物取片付者勿論附火之爲驅付人足可備置事  
但焼印木札等相渡置度事

一同斷近火之節は目安箱取片付之義者聽認課に而兼而相心得可申事

一御制札場防火人足之儀は其町内之者の兼而爲相心得可申事

一官廳之大勢に寄租稅出納兩課の中より出張指揮可致事

一牢屋も同斷之節者聽認課中自出張指揮可致事  
右之通相定候事 村井登記

〔綱〕二府函館に開拓使貸附會所を置かる 日 缺

〔目〕今般政府伺之上開拓定額金並証券等の内を以東京大阪函館三ヶ所へ貸附會所取建備成引當を以願出候者に者貸渡ムタメ右三ヶ所へ用達之者出張規則相立不都合無之様爲取扱候間諸民拜借致度者は右會所に直可願出尤返納期限其外諸規則者本入の用途共自可申談候條此旨及布告候也 同上

〔綱〕公用人馬及び公用牒遞送錢を改定せらる 十九日

〔目〕管内巡廻御用之節驛々人馬賃錢の儀去十二月中申聞置候所自今御用狀賃錢始左之通可受取者也

一里に付

八足賃人賃錢

貳百貳拾四文

輕尻馬壹疋同

三百文

本馬壹疋同

四百四拾八文

〔網〕市中事務專任官を置く 二十三日

〔目〕當所の縣廳被置に付而者當市中之義農工商買各一際家業を勵み疑々開化に赴き管内一般之規範とも可相成様可心懸は勿論候處從來之流弊に而賄賂等被行或は下情壅閉等之憂も有之義に相開治化之妨と相成候に付今般右等之惡弊洗除下情上達之爲里田權大屬箕輪權少屬儀市中事務專任申付諸願書等爲取扱候條自今下民之冤屈者勿論諸願筋等壅滯之義も候は、不憚忌諱兩人手迄可申出候此旨戸前未々迄無漏可相達もの也

壬申四月廿三日

縣 應

村井啓記

〔網〕藩負債申請高よは詐を入るへからず申請延期を假さる日 缺

〔目〕今般舊藩之負債取調に付証書爲差出候處右之内藩士共其金主と申合詐偽之証書取扱官省を掠るの手段致候者有之及露顯候者不容易所業に而即今御改革之機に乘し姦計相企候者に付推究上重科處せらるへく就而者是迄貸借書類差出有之者之内若し一時之心得違に而曖昧之所爲有之歟又は不取調之廉等有之心附候者は其管轄廳へ早々可訴出候然る時は自餘之廉を以て咎之沙汰に不及萬一隱置後日相顯におゐては假令歲月を過ると雖嚴重之御所置可相成候條此旨能度可相心得事

舊藩負債本帳面と証書寫相添去月晦日限大藏省へ可差出若期限迄に不差出向者一切公債に不相立旨舊冬相達候處右限日に迫り候故を以猶豫願出候族不少不都合之次第に候得共無餘義情も有之候趣且人民之不幸とも相成候義に付格別之御詮義を以て來る五月十五日迄延期候條右定限を過候於而は決而御採用不相成候此旨更に相達候事 縣記録

〔網〕濱町北側地所拂下げとなる 二十五日

〔目〕今般青森御取開之御趣意に付同所空地之内へ屋敷地取立度旨之者有之候は、御都合に寄御拂下にも可相成候間空地番號分杭之表を以て來三月朔日入札箱に投入可致事

當縣下青森町明地入札拂伺

別冊空地入札申付勸農大屬立田彰信出張に付立會之上開札致候處書面之通に付三番札相添上進候條一番高札之者に御拂下に相成候様奉存候尤地稅之義は今般被仰出候東京府地稅收入之御規則に照準取計可申奉存候則疎繪圖相添奉伺候以上

壬申三月

青 森 縣

大藏省御中

青森濱町北側屋敷地入札

當縣管下青森濱町裏海岸明地

第一號

一壹反三畝拾步

表口拾六間裏行二拾五間

壹番札

陸奥國津輕弘前東長町

金貳拾六兩三分壹朱

片谷惣三郎

永四拾七文五分

但外に入札無之

第二號

一四畝九步

表口五間壹尺裏行二十五間

壹番札

同國青森町

金八兩貳分貳朱

田澤市太郎

永三拾七文三分

第三號

一八畝拾步

表口拾間裏行二十五間

金拾貳兩

同國同町

永百五拾文

大嶋太三郎

第四號

一八畝拾步

表口拾間裏行二十五間

金百五兩貳分

同國同町

桂儀助

第五號

一七畝拾五步

同九間同二十五間

金五拾五兩貳朱

同國同町

同人

第六號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金三拾五兩壹朱

同國同町

大柳福藏

第七號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金三拾五兩壹分三朱

同國同町

加賀谷丑藏

第八號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金六拾貳兩貳分

同國同町

永五拾六文

佐藤治郎右衛門

第九號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金三拾六兩三分壹朱

同國同町

永三拾六文八分

小濱治右衛門

第十號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金四拾壹兩三朱

同國同町

永三拾文

和田七五郎

第十一號

一四畝五步

同五間同二十五間

金三拾七兩壹分

同國同町

永五拾三文三分

三上傳三郎

第十二號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金六拾貳兩貳朱

同國同町

永三拾三文五分

三上留吉

第十二號

一壹反貳拾五步

同拾參間同二十五間

金六拾五兩貳分

同國同町

櫻庭多吉

第十四號

一四畝五步

同五間同二十五間

金貳拾兩壹朱

同國同町

藤林四郎兵衛

第十五號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金五拾五兩貳分

同國同町

今井清四郎

第十六號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金五拾壹兩貳分

同國同町

伊東善五郎

第十七號

一八畝拾步

金五拾壹兩三分

同國同町

同

人

第十八號

一八畝拾步

金五拾壹兩壹朱

同拾間同二十五間  
同國同町

鎌田五市

第十九號

一八畝拾步

金百拾貳兩三分三朱

同拾間同二十五間

中村喜平

第貳拾號

一八畝拾步

金貳拾九兩貳分壹朱

同拾間同二十五間  
同國同郡同町

和田利八

第貳拾壹號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金五拾五兩

永三拾五文

同國同郡同町

川野和助

第貳拾貳號

一八畝拾步

金六拾四兩

永拾壹文貳分

同拾間同二十五間  
同國同郡同町

伊藤三次郎

第貳拾三號

一四畝五步

金貳拾七兩貳朱

永拾貳文五分

同五間同二十五間  
同國同郡同町

桂井吉郎右衛門

第貳拾四號

一五畝貳拾五步

金三拾五兩三分貳朱

同七間同二十五間  
同國同郡同町

柏屋勇吉

第貳拾五號

一八畝拾步

金貳拾六兩壹分

同拾間同二十五間  
同國同郡同町



第貳拾六號

堀井吉右衛門

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金貳拾七兩貳分壹朱

同國同郡同町

永五拾三文五分

淺田理助

第貳拾七號

一八畝拾步

同拾間同二十五間

金百五拾壹兩

同同同郡同町

山内文次郎

反別貳町壹反貳畝拾九步

合金千三百三拾六兩三分貳朱

永六百八拾五文四步

金に直し千三百三拾七兩貳分永六拾文四步

書面伺之場所登番高札之者、御拂下之義承届候條代金取立勸農寮に可差出地稅之儀は別段可伺出事

壬申四月二十五日

大藏大輔 井上 馨 縣記録

〔綱〕神社佛閣女人詣界は廢せらる 二十九日

〔目〕神社佛閣之地に而女人詣界之場所所有之候處自今被廢止候條登山參詣可爲勝手事  
右之通被申付候條戸毎末々迄無洩可被申觸候以上 同上

〔綱〕粗製蠶種は賣買を禁せらる製造者名義を變換すへあらず

〔目〕蠶種製造規則之儀、付幸末五月中御布告之趣も有之候得共製造人又は商沽等目下の小利に趨り粗製濫出致候間終に名品の有價を減し第一本原たる生絲産出を耗損いたし往々其職業に従事致候者の破産の資とも相成以之外之事に付自今濫製之品賣買致候義は堅く禁止候事

事

但校附夏蠶再出掛合等粗惡之蠶種を本紙に取賣買候義は向後屹度不相成候  
一他人之生繭を买入蠶種製造致候者自分之名前を以て其種之製作主と相成候義は其蠶種出産地方之實況を失ひ濫雜之弊有之候、付向後蠶種は生繭製作主之押印を以て取扱候様可致候事

右之條々各管内無遺漏相達町村庄屋年寄又は蠶種世話役等、厚く申諭丁寧に取り締行届候様可致若心得違之者有之候は、兼而相達候蠶種製造規則中之罰例に準し處置可致事

右迄通被申付候條戸毎末々迄無洩可被申觸事 同上

〔綱〕神佛混淆は速に改正すべし

〔目〕神佛混淆すべからざる旨度々御布告も有之其毎度舊藩に或は本寺等よりも相違置候義に可有之候處窮陬僻邑に至ては未御主意を不了神佛不分明之守札等掲置或は佛之稱號にして鳥居を建置候類も有之趣不都合次第に候條神職僧侶相共に心を附速に改正可致候爾後不相改者於有之は屹度申付候筋も可有之候條心得違無之様管下社寺へ總無洩可相違候事

右之通云々 同上

〔綱〕九六錢を廢せらる

〔目〕今般舊銅貨品位御改定に付而は一般丁錢を以勘定可致處宿驛人馬賃錢等間々九六錢を以取扱候向も有之趣相聞得不都合之事に候以來都而丁錢を以請拂候様可致事

右之通云々 村井書記

〔綱〕郵便報知新聞遞送約束成る日 鉄

〔目〕郵便報知新聞は彌今度ハ縣廳初め郡長里正の席々迄も一部つゝ引取る事に相成りたり青森の如き交通不便の地にしては假令名高き湊たるにも拘らす漸割壹番船の入津より貳番船の便りとなり不健にも奮きも新しきと喜ひしに今日よりは二日三日として東京より各縣の珍らしき事迄も仔細に聞くを得んとは誠に無上の幸福

と謂はざるべからず是より固陋の吾々も進めずして自ら文明の域に上らざるべからず東京書肆太田金右衛門の卓見は賞賛して餘り有畢竟朝廷御趣旨の難有ハ永く感銘して忘るべからざる事にこそ 某筆記

大に郵便御開日誌新聞紙之遞送殊に低度之賃錢に被定候は四方之物情をして能く相通せしめ度との御趣意に候處民俗懶怠之陋習より依然筆下の事すら偏く邦内に不達況して各境之遠きに於ては互に景況不相通幾と四肢之痛痒不相感之憾有之候依て今般東京書肆太田金右衛門之願を許し當寮において各地郵便取扱所之者與其地の新聞報知致諸方之物况相通し候様郵便報知と題する一種の新聞紙刊行可爲致存候に付何卒御管内市長或は里正等他の標準と可相成者ハ一部つゝ一ヶ年分取極め買入候様夫々御手数敷被下間敷や右は自然人智を明にし所謂開化を進むる一助と相成政府之御趣意に相酬候義に付敢而及御頼談候此段以内狀得貴意候條如此に御座候也

但本文新聞紙は毎月五號つゝ刊行定價は一部ハ付新貨三錢つゝ一ヶ年取極め買入之向へは本價二割引之積右一ヶ年の價外郵便切手之代錢とも前以右書肆へ相拂候様  
右代料相拂其買入人之宿所姓名とも精敷相認差出置候は、毎刊行郵便を以て配達可致積

壬申三月

前嶋驛遞頭

追而御廳等外附屬者之内へ御下命公務之餘暇御廳連日細大之事外に御廳の報を  
る奇事異聞小字を以細書致し郵便を以當寮の差出候様御手数數被下度左候は、新  
聞紙の上載之件一事、付新貨三錢つゝ右書肆より謝義可致旨に候且云々  
東京  
何地何某と表書し差出

驛遞寮新報御中

候の、全無賃に而遞送可致筈に御座候

本文之儀御手数數被下買入人之義相分候は、何卒早速御報知被下度候也

〔綱〕伊東善五郎は羽織地を賜はる日 缺

〔目〕先日の大火に善五郎は率先して貧民を賑救せしを以て縣廳より御褒賜左に

伊東善五郎

今般當青森市中火難困究之者爲救助藩札貳百兩差遣度願之趣奇特之至に付爲褒賞

羽織地一反被下候事 伊東善五郎

〔編者〕曰く善五郎藩札二百圓を賑救して此の褒賞あり相馬辨次郎は白米五拾俵を賑  
給せしは前項既に記載せり同しく是同功一體の人なり辨次郎にして是亦賞賜の有  
りしや必せるも舊記散逸多く見る所あしこれを遺憾とす

〔綱〕五月、仕立抱山伐木は各自勝手たるへし 三 日

〔目〕抱山並畑地に而地稅有之場所は植付之樹木伐取之節其時々願立候得共以示願  
出に不及其段里正の相届伐取揃之處に而改極印打入請候様地稅無之場所は生立之  
分者是迄之通申立候様此旨戸前一般無洩可相達事 村井善記

〔綱〕三橋藤次郎郵便取扱となる 十五日

〔目〕三橋藤次郎は今般郵便御用被仰付候左に

三橋藤次郎

當所郵便御用取扱申付候事 村井善記

〔編者〕曰く藤次郎を以て郵便取扱とせらるこれを青森郵便の權輿とあま藤次郎も亦  
光榮なる哉夫郵便は交通機關の最大なる者也陋郷僻阪も一變して都會の繁榮を見  
るも職として是に由る電信電話は皆これに意匠鍛練を加へしのみ今衆に擡てられ  
て此の重任を其双肩に擔ふ光榮と謂はざるべけんや彼の懶惰痴漢にして此榮あり  
蓋し警戒克己の至れるに因るあるへし徒に面を改むるの小人に非ざる也哉

〔綱〕箱館役戰死招魂祭を廣田神社に舉行せらる 十七日

〔目〕本社境内には箱館役戰死長州藩等數人の墓あり當日は青森招魂祭の嚆矢とて儀  
式を拜觀するも初めての事とていと、市中も賑ひ參詣人も雜沓を極めしなり某紙記  
來る十七日蝦夷御追詩平定之日に付官軍戰死之靈招魂祭事權參事殿御執行御伺御  
聞届に相成外御官員中よりも御供物等有之筈依之有志之者は供物參拜とも勝手次

第可然旨市務御懸より御達に付一統賑々敷參拜可有之候也  
 來る十七日招魂祭事に就而者十六日夕より廣田神社において御祭事御執行之義被  
 仰出候條則夕町々に而燈籠を釣候様猶有志之族は同神に御神燈寄附候様共被申付  
 候條此旨相達候也

尙十七日に至早九ツ時自御神樂執行候條町々之者老若男女とも參拜可有之  
 事 村井啓記

〔綱〕新貨幣、官札、藩札の區別無く通用差支を爲はへからす 十九日

〔目〕元弘前藩紙幣引換所を設月々定日相立當縣におゐて引換候筈當二月中相達置候  
 處此度天下一般紙幣之儀者大藏省において悉皆御引受元弘前藩紙幣之儀も同様追  
 々御引換に相成候筈付通用之土地を限り別紙價格比較表定則之通新貨幣取交聊  
 無疑念通用可致旨御達に相成候條此段戸前末々迄無洩可相達者也

新貨幣 價格比較表  
 舊藩製造 幣

算 則 第一則

錢札は銀札と九六とを區別し届相場九六錢拾貳貫五百文以下なるは辛未十  
 二月廿二日在來銅貨と新貨との比較法に従ひ都て九六錢百文新貨八厘相當

の割合を以て之を定む但拾貳貫五百文以上あれば其儘之を用ひて新貨の相  
 當を算出せ

第二則

銀札は各地辛未七月十四日の銀錢相場に照合し其錢の額員を算出し第一則  
 の算則を以て新貨相當を定む

第三則

金札の辛未七月十四日の相場を以て直々新貨相當の價位を定む

第四則

新貨二毛の品類なし故厘位を限りて五拾六入とす一枚の額員一厘未滿ある  
 は二枚或は幾枚を併せて之を厘位に滿てるを極度となし新貨との相當を定  
 む厘未滿の取捨は前文の算則に従ふ

元弘前藩	金札	新貨	價	新貨
壹兩	壹枚	五拾三錢三厘	壹枚	價
貳分		貳拾六錢七厘		
壹分		拾參錢三厘	三百文	壹錢六厘
貳朱		六錢七厘	貳百文	壹錢壹厘
壹朱		參錢參厘		

届	金壹兩に付
相	金札壹兩三步貳朱
場	調錢拾八貫七百五拾文

右新貨比較之定價を以て追而御引換迄之間元通用之土地を限り新貨及楮幣取交聊無差支通用すへし尤公の上納に相成候儀は御布令の通相心得へきもの也  
別紙御布告壹綴相達候條戸前末々迄無洩布令行届候様可取計候也

**網**海里測量尺及經度定まる 日 缺

目今般海軍省よ於て別紙之通相定候條其旨可相心得尤海里は普通陸里と不混様可致事

- 一海里へ一度六十分一を以一里と定む則ち陸里十六町九步七厘五毛なり
- 一尋は曲尺六尺を以て一尋と定む但測量圖海底之淺深は干潮の時間尋數を以定むるものとせ
- 一經度ハ英國「グレンウーチ」を以て暫く初度とす但我國に有ては東京海軍省標竿を以て東經一百三十九度四拾五分五秒五零五と定む 縣記録

**網**僧侶は肉食妻帯蓄髮隨意たるへし 日 缺

目今般僧侶肉食妻帯蓄髮等可爲勝手事

但法用之外は人民一般之服を着用不苦候事

**網**盜難は速に届出つへし 日 缺

目盜難に逢候節は其奪れ物盜まれ品等明細取調早速可届出等之處兎角等閑に相心得疎漏之取調致候而延日届出或は始終不屈出向も有之哉に相聞甚以不相濟事に候盜難之儀第一取締向にも關係致候義に付向後盜難に逢候は、金錢、米穀、衣類、器物、雜品等瑣細之品たりとも詳細取調速に可届出假令盜賊立合候而已、而盜まれ品無之候とも其次第巨細可届出候此旨戸前末々迄無洩可相達者也 縣記録

**網**家屋新築及改造に關る諭達あり 十九日

目當地方従前家作之義多分四方板圍にいたし屋上桎板相用來候處右者雪中之凌にも宜しからす且失火之節延焼し易く旁不便利に付今般類焼新家作之分土壁にいたし屋上之義も笹芝魂等を載て造營可致候右者費も相省市中一統の爲とも相成候義に付爾後造替等致候分共に追々同様改造候様戸前末々迄無洩可相達候也 同上

**網**博奕を嚴禁せらる 二十五日

目博奕之義は兼而御制禁之處隱密開張し或は神社又者寺院等に而相犯候者有之哉之趣以之外之事に候依而者自今見當候者ハ勿論精密遂搜索嚴重咎め申付候條屹度心得違無之様精々相示可申萬一相犯候者見當候は、其旨速に可訴出若又隱置後日願るゝに於ては其者可爲曲事候此旨毎戸末々迄無洩可相達候也 同上

〔綱〕消防組を設立せらる 二十五日

〔目別紙之通規則被定候條爲心得相達候也

夫失火者壹人之忽諸より起りて萬人之苦となる實に慎恐るべきの第一なり先般當町延焼以來于今心不穩由相聞得候に付更に豫備消防規則別紙之通相定候條面々心を安し益勉勵家業を營むべきもの也

消防規則

第一

毎戸火々元を慎へき事

第二

毎町二三ヶ所宛水溜桶差出不時之用に供すへき事

第三

毎町其町之大小に隨ひ一ヶ所或者二ヶ所自身番に相詰柏子木鐵棒を持て毎夜廻り烈風之節は晝夜共見廻り別而注意可致事

但相詰候人員は其町之戸前に寄可定事

第四

當市中左之通組合相定其組毎に強壯剛膽之者を撰て爲頭壹人爲之者七十人つゝ兼而相備武組宛一月代り當番相立置近在出火者勿論市中祭事其外人數

込合之節は臨時戸長の指揮に隨ひ非常を警へき事

但當番之外壹組つゝ兼而順番相立置市中出火あらは速に應に驅付へき事

- |      |     |      |         |
|------|-----|------|---------|
| 壹番組  | 新町  | 寺町   | 柳町      |
| 二番組  | 安方町 | 新安方町 |         |
| 三番組  | 大町  | 塩町   | 菫町      |
| 四五番組 | 横町  | 米町   | 兩町に而七十人 |
| 六番組  | 大工町 | 鍛冶町  |         |
| 七番組  | 博勞町 | 松森町  |         |
| 八番組  | 蜷貝町 | 堤町   |         |

第五

市中出火之節は速に柏子木を打流し大火に相成候得は近郷に告知之爲め當所四ヶ寺時鐘を打つ事從前之通たるべく近郷出火之節は寺町蓮心寺に掲有之候太鼓を打て告知すへき事

但右告知之義何れも其最寄處とも之を掌るへし

右告知あらは市中は速に其場へ相詰防禦し近在之節は當番之組より驅付防禦すへき事

但近在之節は副戸長付添夫々指揮すへき事

第七

出火又は戸長の指揮によりて祭事等に相詰候節は齋頭の金貳朱齋之者へ同  
壹朱つゝ町費を可遣事

第八

火事場において拔群之働有之候は、出張官員検査之上名前聞届木札相渡候  
間翌日持參可申出其節夫々賞與可有之事

第九

市中出火あらは毎戸門戸へ桃燈並手桶へ水を入可差出事

第十

火事場風上壹町餘を隔つるの外何れも其場へ驅付へく若狼狽して衆に先立  
諸道具等取片付人心を動すものは追而咎め可申付事

第十一

火事場中官員出張夫々指揮に及候筈に付違背をへからず猶鎮火の後も官員  
の指圖なくして勝手よ退散不相成事

第十二

出火之節見物ケ間敷火事場へ出るを禁す若徒に徘徊する者あらは見當次第  
之を制し不用時姓名承届可申出事

第十三

火事場中諸道具運轉之妨なからしむへき事

第十四

火消人數繰出候は、直に禁出爲致無遅滞可送遣事尤持夫は其組々齋之者裁  
判方者小頭之内壹人之を取扱ふへき事

但禁出之義市中は其町重立之家近郷へ其村或は風之模様に隨ひ隣村重  
立の家よて相設右入費は十日限法算可相復事

第十五

市中出火あらは戸長其火元を検査し追而燒家戸口詳細取調可申出事

第十六

市中出火之節ハ八組之内自齋之者五人ツ、左之口々へ驅付盜難を防くへし  
尤捕亡之内自時々見廻り之筈に付諸事差圖可受事

安方町口 二番組

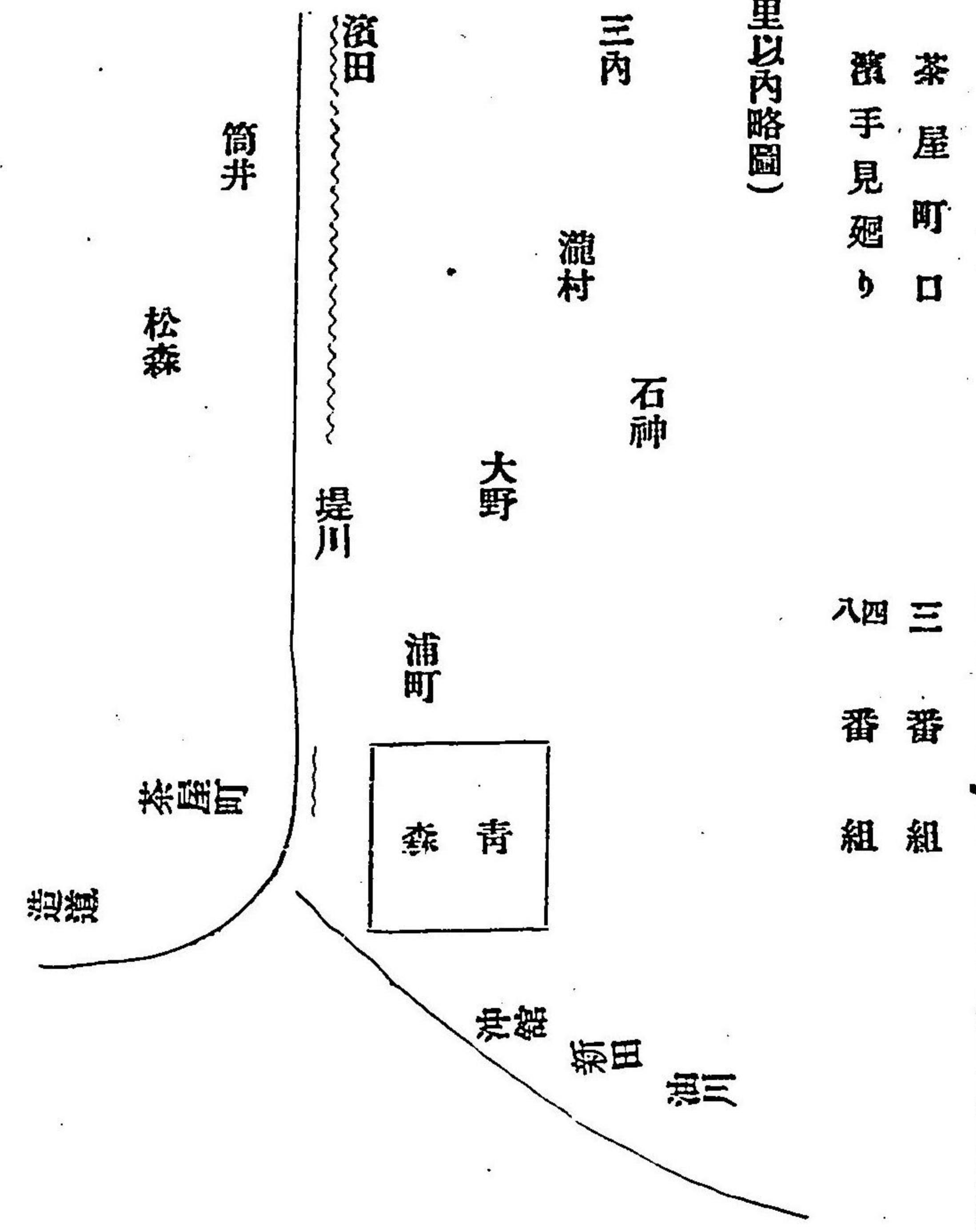
柳町口 五番組

新町口 一番組

浦町口 六番組

濱田口 七番組

(近郷一里以内略圖)



第十七  
 毎春雪消之節不時に合圖をなし縣廳へ願付防禦之術修練可致事

但列次は失火之節修練之節とも左之通

- 齋頭壹人 階子三人 纏二人 齋口十三人 齋口十三人
- 龍吐水四人 玄蕃桶六人 釣瓶三人
- 鑑 二人 梁引綱二人 消口札壹人
- 小頭三人 里正一人 副戸長一人
- 列外
- 五人 口々詰
- 八人 辨當持外小頭一人
- 四人 高張持
- 七十人

第十八

齋之者着用之半天並冠物等當分從前之通可爲其餘器械之内不足分ハ之を補  
 ひ破損之分は夫々手入之上早々可申出其上臨時に合圖をなし齋揃申付候筈  
 に候事

〔網〕堤川渡船費は官民両負擔となる 二十五日

〔目〕堤川橋燒失に付船代水夫賃之義伺

一金貳拾六兩三分貳朱永六十三文



但青森町作道村往還大橋三月廿五日夜燒失廿六日晚より四月八日迄日  
數十二日分船代水夫賃別冊明細帳之通

内

金九兩三朱永拾貳文五步

但三月廿六日より廿八日迄三日之間船代水夫賃市費出方分  
殘て金拾七兩貳分三朱永五拾文五步

今度官費に被立下度分

右者過日御届申上候青森町去月廿五日夜失火延燒之節堤川懸橋燒失致候に付假橋  
出來迄之間漁船並橋船等爲差出往來之者相渡候處如此變難之節は即日自三日之間  
其處引受四日目より假橋出來迄は官費之定に有之候然に船渡賃之義に付而は兼而  
御達之次第も有之願くは往來之者より賃錢受取相渡方取計候様申聞候得共隔川數  
百軒之延燒互に往復其他急難を救候爲諸方より多人數入込往來寸暇を爭葢夜群渡  
之折柄何分平常渡船同様賃錢受取方行届兼候様に而船代並水夫賃共別紙之通願出  
候間臨時之譯を以て官費に被立下度此段奉候以上

書面之趣非常の儀に付聞届候條第二常備金之内を以て可被下渡候事 縣記録

綱奇石の參拜を禁せらる 二十七日

目入内村領よおゐて奇石見出し近村之者とも參拜致候由に而社人直江儀右石御預

之上祈禱等被仰付度旨願出候處愚民を惑はまの妖言に付難聞届旨申付候畢竟頑愚  
之民俗とは乍申故無き木石へ拜禮等致し候儀惑の甚しきものにして靈驗等あるへ  
き謂れ無之候條自今拜禮等致問敷旨厚く説諭を加ふべきもの也 同上

綱六月、用水桶は惡戯を爲すへあらず 三日

目今般火之爲用心毎夜家別軒下に水溜水桶爲釣出置候に付而者若輩或は小兒たり  
共從前之如く手差水コホシ徒然等決而無之様萬一少細戲事にも右様有之仕辭之若  
見當り又者後日外自於相知は譬小兒之遊戯と雖岐度無御用捨戸主伍長者勿論組合  
迄責たるへく候に付兼而銘々家族召使に至迄早々申聞候様嚴重可被申觸候又更に  
別段縣廳自役筋隱密之見廻も有之候に付此旨至急相達候也

尚々雨中たり共無緩怠水釣出候様尤桶大小とも水一ハイツ、汲入候様是又別而可  
被申付候事 村井筆記

綱町村吏制を改正せらる 五日

目今般御改正よ付津輕郡第一區郡長、戸長、里正、副戸長共に差免更に等外二等出仕高  
北義通義第一區戸長兼務申付三橋宇兵衛與野庄兵衛儀同區副戸長申付從來郡長、戸  
長共取扱候事務は勿論土地人民に關係之事件は一切爲取扱候筈に候此旨戸前末  
迄無洩可相達もの也 縣記録

綱舊藩人は長勝寺以下三ヶ寺に義田及米金の寄附を募る

目今般從朝廷諸寺院寺祿御廢止被仰出候に付御代々様御供養料並四位様にも追々御寄附之御都合も可被爲有候得共乍恐御家祿も御少分之御儀就而者自然御代々様御供養も御行届被成間敷形勢、至可申哉時勢柄不得止事儀と者乍申至極歎け次第實以御同然奉恐入候數代御代々様蒙御厚恩候義に付永く御追福相絶不申候様仕度私共精詳之旨趣取究表左

- 田出増米に而 百俵位 長勝寺
- 同 七拾俵位 報恩寺
- 同 四拾俵位 草秀寺

右之通年々田出増米にて寺納に相成候田方買入永代寄附仕是迄之通御供養者不申及御盤屋廻等に至迄修理之上御持行に相成候様仕度然に田方買入之儀は當節柄高直過分の金高に相成迎も私共限に而行届不申候に付士族之方者勿論卒族及市在有志の者共にも手寄を以示談いたし夫々取究可申與奉存候得共累代蒙御厚恩候義者御同然之事に候得者手寄に不拘一般に知せ申候御同志之方々來正月五日自正中長勝寺に帳面差置候間御名前並御出金高與御記可被下候尤割合に不拘候御志次第増減御寄附之義者聊不苦候出錢納方之義者追而御通達可申候猶右も不拘御良策も御座候は、無御復藏被仰聞度前書御名前相記候節御差合之方者名代御勝手次第猶又在住之方は乍御扱御親類之内自御通達可被下候以上

- 大道寺 族 津 輕 濟
- 森岡 金吾 津 輕 右 近
- 津輕 金太郎 津 輕 廷 尉
- 津輕 文八郎

右廻書工藤左衛門と申仁持參致尤常光寺に止宿之上戸長に頼談致候旨仲買伊藤圓吉持參致候事

- 右之通御供料差上候 只今献納 村 井 新 助
- 藩札壹兩 外に

- 玄米三斗毎年壹斗つゝ三ヶ寺に献納可仕候 粟谷 豊八 貳步 上田 幸兵衛
- 金壹兩 大町聯長 奥村吉左衛門 米町同 久保 久七
- 濱町同 平田 權四郎 博勞町同 平井 平助
- 新町より大工町迄同 淺井 悠司 容方町同 平田 權四郎
- 世話方 阿波屋 興七 關谷 惣次郎 西澤 吉藏 小針谷久兵衛
- 伊藤 圓吉 柿崎 貞次郎 米澤 幸三郎 柿崎 忠藏

松谷 專藏 吹田 源司

一天札拾三兩貳步

一藩札四百三拾三兩三步

一錢拾五貫百七拾五文

一文錢六百貳拾文

右は青森中にて三御寺へ寄附に相成候 三浦舊記

〔綱〕岐路に標木を建つへし 二十八日

〔目〕道路之義何にとなく往來之便利に相成候様可致勿論に候處管内往還筋左右兩道に分れ道幅等も等しく不案内之者は行先難決ヶ所數多有之に付自今市在受前限申合分れ道有之ヶ所は中央へ左之通標木取建從來建置候分も年月を經文字磨滅之分は新に取建往來之便利に相成候様可致此旨市在無洩可相達もの也

長土際より	右	何道
四尺	左	何道
幅八寸		

但里程之遠近に不拘行先諸人聞知る程之宿驛を指して相記其間の小村等を記せに不及且左右之内山道或ハ作場道ならば其通可書記事 縣記録

〔綱〕備蓄貯蓄の訓示あり 二十九日

〔目〕夫人の困難に遇ふや各差あり居常懶惰にして家事を怠り自ら貧苦を求むる者あり

り或は父兄親屬の難儀を扶けて自然困窮に陥るものあり亦飢饉水火等の災に罹り窮迫し苦しむ者あり其懶惰にして貧苦を求むる者は自ら爲せる禍にして救ふべきの理なし其父兄親屬の爲に困窮に陥る者は人たるの道を盡せるものにして郷黨隣保相救はもんはあるへからすまた凶荒水火等は天のなせる災にしていつ來るも知るべからず既に去る己巳年凶荒の如き陸奥數万の人民飢饉に苦しみ殆ど餓死あるに至る豈悲惨の至ならずや萬物の靈たるもの豫しめ此等の備へせすんはあるべからず茲從來取立來候夫米夫錢之義先般御廢止相成候に付而は之を以粗に替へ一村或は兩三村申合毎歲圍置凶荒に備へ非常を救ふの蓄と爲すへしこれ上は朝廷至仁之御趣意を奉し下は幾万の生命を救ふの美事也各區戸長同副聯長等は素より人民を保護すへき職掌なれば厚く此意を體認し同心協力戸前を説諭し從來備荒の方法益盛に相成候様精々盡力可申談候也 同上

〔綱〕七月、戸長、副戸長を各區に置き觸頭寺院に置かる 日 缺

〔目〕今般每區戸長副戸長を置是迄之事務は勿論土地人民之關係の事件ハ一切爲取扱候様被仰出候に付社寺貫屬士族卒諸願伺屈等戸長副の取次を以可差出候事

但諸寺院法用之義は觸頭申付事務爲取扱候條本廳管村は青森町曹洞宗常光寺へ申付候に付自今法用に係候願伺等都而同寺に差出可申且神社の義は追而一般の規則被相定候筈に付當分之處本文之通可相心得候事 同上

〔網〕福島函館及び秋田は通郵便は開始せらる 九 日

〔目〕今般郵便當七月朔日自御開に相成候、付左之日割之通福嶋箱館兩地自差起に相成候間御國內は勿論各國迄書狀等差出度者は左之割合を以貨錢差出其最寄郵便取扱所に指出可申候事

但郵便規則書は各取扱人の相渡置候間委細之義は其最寄取扱人より可承合事  
福島函館兩所より盛岡通毎月二五八の日差起  
右兩所より秋田通毎月三六九の日差起

貨錢之定

書狀差出地自二十五里以内 目方四匁以下壹錢同八匁以下貳錢 同十二匁以下三錢

右之割合を以目形四匁毎に壹錢つゝ可増事

右同斷五十里以内 目方四匁以下貳錢同八匁以下四錢 同十二匁以下六錢

右之割合を以目方四匁毎三錢つゝ可増事

右同斷百里以内 目方四匁以下三錢同八匁以下六錢 同拾二匁以下九錢

右之割合を以目方四匁毎に三錢つゝ可増事

右同斷貳百里以内 目方四匁以下四錢同八匁以下八錢 同拾二匁以下拾貳錢

右之割合を以目方四匁毎に四錢つゝ可増事

右同斷貳百里以外 目方四匁以下五錢同八匁以下拾錢 同十二匁以下拾五錢

右之割合を以目方四匁毎に五錢つゝ可増事

但外國へ差出候貨錢は最寄取扱人の問合可申事

管内郵便御取扱人

一戸驛	金子茂八郎	三戸驛	松尾芳郎
五戸驛	江渡文次郎	七戸驛	福田善八
野邊地驛	安田貞次郎	八戸驛	中村二平
横濱驛	杉山源次郎	田名部驛	山本新十郎
大畑驛	菊池敬藏	大間驛	熊谷權四郎
碓ヶ關驛	葛原太助	弘前驛	淺利嘉三郎
同	馬渡周助	浪岡驛	長谷川作之丞
青森驛	三橋藤次郎	小湊驛	辻村理兵衛

以上

〔網〕町人夫を廢せらる 十六日

〔目〕今般町方出人夫相廢し營町三橋藤次郎附屬之者に而諸傳馬人足諸商物繼立並陸上附下共々悉皆從來傳馬所より於て取扱被仰付就而者當所駄賃附下持日雇共へ右取扱人自爲証鑑札相渡等に候條都而運送物等取扱人共へ對談可致候此旨可被申候也  
右之通被仰付候間戸前無洩可被申候也

〔綱〕新造酒醬油は免許料を納むへし日 欽

〔目〕清酒濁酒銘酒醬油共新規願之者は爲免許料清酒ハ金拾兩濁酒は金五兩醬油は金壹兩壹歩可相納但古鑑札引換之分は免許料納るに不及尤毎年八月鑑札改之節清酒は稼人一個に付金五兩濁酒壹兩貳分醬油は三分免許税可納旨御規則に付舊幕府自鑑札受取候者及從來税金納來候者は古株之積を以て前書毎年改之節可納免許税上納之者も有之候得共右は全間違に而御一新以來元商法司並通商司之鑑札所持無之ものは總而新規免許料上納可致旨改而御布令有之に付管内の内從來右稼人の者未た免許料上納無之者ハ勿論不足上納の者は不足丈け來る十五日限上納可有之事

但各支廳は二十日限の事 縣記録

〔綱〕神宮大麻を頒布せらる日 欽

〔目〕兼而御達に相成候 皇太神宮大麻今般神宮司廳自相廻候ニ付其區戸數に當り

- 弘前二萬五千二百三十一
- 三戸二萬二千八百四十二
- 田名部四千八百四十一
- 七戸五千三百十八
- 福山一萬千八百八十八
- 五所川原七千九百二十二

黒石五千八百九十六

相渡候間御受渡方並初穂等別紙規程之通取計ひ來る七月三十一日限取纏可差出此段相達候也

壬申七月

規程

一何月幾日第字何處當市八十六日第十字頭 濱町桂登兵衛方にて於て大麻可相渡候間每區戸長共其區内之戸數に當り拜受可致事

但大麻壹櫃千體入目方拾貫目人足二人凡人足高戸數に準し其節召運可申且當地にて雇入も勝手なるべき事

一大麻拜受の上は各區戸長に而便宜に従其區限り無洩頒布可致事

一初穂は其身元に應し獻納可爲致事

但一區内平均一戸永三十文以上に相當候様可取計事

一初穂は戸長に而取集め多少を不論明細簿帳に記し且つ別紙雛形之書面一同來る九月十五日限本廳へ差出候様可取運事

但右明細簿帳ハ本廳に於て檢査濟の上各區戸長手許へ差戻し別紙雛形之書面は神宮司廳へ差出筈に候事

一拜受之節戸長出張其外人足等之入費各區に而別に明細帳仕立可差上事

但右入費は追而御差下げ相成候事

以上 雛形は畧す

〔綱〕八月、野田權參事願に依り免せらる 二日

〔目〕野田權參事は弘前縣より引續き熱心に縣事を執られしも御都合に依り免官を御願立よ相成昨日太政官御沙汰ありしと承へる

青森縣權參事 野田 裕 通

依願免本官 某年記

〔編者〕曰く野田權參事は循々焉晚成を期するの指針を執る菱田權令は一氣呵成速に成るを欲するの人なりこれを堂に上らすに喩ふ循々焉晚成を期す故に其施政も徐々人の級を拾ひ足を集め上らんことを希望せしものなり而して權令は鞭撻を執り其下に立ち疾視し曰く一躍歴階せよ舊染汚俗を頓改めよ然らばんは苦楚交下すへしとこれ兩者氷炭相容る能はもして遂にこの罷免を見る所以なり吾聞く重禧は初め赴任し廳に上るや豁通先つ在り地方人望を負ふにも拘はらも其舊藩出張の體裁を改めす坐席して事を執るを駁し即に着鞞倚榻以て洋風に擬せんとすこれ氷炭相容れざるの起点なりと或は然らん抑歴階速成を欲するの地方人の喜はざる所に於て最弘前人士の喜はざる所なり循々焉晚成を期するの好結果は今日身を男爵に辱ふするの貴地に上り歴階速成の不結果は一敗遂に振起する能はず悲むべき哉然

りと雖重禧も亦一表の人物也胸中滯碍なく洒々落落々管て安積長齊翁に従ひ歴史を明かす又詩を善も往々誦すへきあり嗚呼重禧は明治復辟の初め刑に臨み從容詩を賦し斬首を免れし可愛の度胸なるにも拘はらす本縣令となり未だ幾はくからす中夜に遁逃し兵力を以て弘前を鎮壓せんことを請ふの愚劇を演し剛臆頓に所を換ゆる奇々怪々を謂はざるへからす當時野田參事猶在り苟も助けて弘前人士を慰諭せは何ぞ周章狼狽こゝに至らんや太田某等を以て帷幄參謀と爲す其れ敗れて惜まるゝ無き所以なるか重禧は吾を知るもの也爲めに長大息せざるを得ん乎哉

〔綱〕町村吏等級定まる 十三日

〔目〕戸長副等級之義以來左之通相定候條此段相達候也

戸長 等外一等  
副戸長 等外二等

〔綱〕善知鳥神社の祭典を舉行 十五日

〔目〕來十五日善知鳥神社神事に祭教一致之御旨趣に被爲基權令殿始官員一同よりも神酒相供當日第十字參拜畢而參拜之諸人は神酒被下候右は衆庶と歡樂を共にするの御旨趣に候條當市中毎戸申合賑々敬參拜候様可相達もの也  
〔編者〕曰く鎮守神祭は町村の大事也毎祭宜しく之を大書すへきあれとも窮郷の祭事は固より觀るへきものなし一に舊規に依るのみ徒に人をして煩瀆せしむるの恐な

き能はず本條は新縣開廳にも稍注意せらる故に書す他はこれを畧せんのみ  
〔綱〕杉畑に監獄を置る

〔目〕元斗南、黒石、八戸、七戸、館五縣弘前縣へ合併青森へ被移元縣被廢更に新縣被置候處  
當地には牢屋無之に付元縣に於て犯罪入牢之者は不得止其儘差置當時六ヶ所にて  
自然糺彈も不行届加之番人等入費も相嵩候に付別冊一の印目論見表之通造立の義  
御許允被成下度尤元縣被廢候後犯罪人新廳に於て糺彈懸之者は當分古藏一ヶ所修  
覆右の入置候に付右修覆入費共二の印目論見帳金貳千二百九十六圓の通御出方被下度兩條伺之  
通被仰付候は、追而總入費精算の上三分二は御規則通郡債に申付其佗官費拂切手  
被渡下度此段奉伺候

但本文目論見入札之義春來雛形を以て管内普く觸達候得共一向望人無之旨  
郡長、里正等斷申出適一人申出候者は別紙三の印積書之通にて兼而爲差積候  
一の印目論見へ較候得は過分の高價に有之從來右様之大營繕ハ悉皆官よて  
萬品を備へ取計來候より入札請負等の儀絶て振合も不見馴畢竟邊鄙之俗一  
々説諭不行届に付最初目論見表一の印通至急造立仕度奉存候以上

指 介

書面其縣牢屋新築之儀聞届候條目論見高金貳千百九十六圓の目的に取掛落成の上  
出來方精算帳可差出尤入費旁之儀は御規則之通可相心得事

徒刑設置の爲め八番板倉を杉畑に引移せり 縣誌録

〔綱〕病院を大町に開く 二十四日

〔目〕管内各所へ會社病院爲取建度候處先つ青森大町におゐて假に一ヶ所取設當月廿  
八日開院別紙假規則を以廣く治療を施し候筈に付病に罹れる者は輕重とかく致治  
療候様可致候右は元來僻遠之地良醫に乏敷藥品も不自由無効之賣藥等相用却而命  
數を誤候者も有之哉、相聞慙然之事に付縣廳におゐて厚保護を加へ爲取建候義、  
候尤疾病之義は銘々其身に係り候義に付有志之輩申合多少出銀入費に充て面々自  
身之爲病院永續に相成候様可心掛此旨とも毎月末々迄無洩可告諭もの也規則凡五條縣誌録  
病院長には足立當通助手に、窪田文瑠南了益等なり山本珠川宅地を借り上ヶ假り  
病院と定めたり縣廳在官及市中豪富の力を以て先經營することなれり

〔綱〕物價の官撰を廢せらる 日 缺

〔目〕造酒、醬油、水油、湯錢等輕微之品に至迄從前官にて直段定來候得共物之精粗に寄直  
段自ら高下可有之筈にて右を官より定候而者精粗善惡一様之姿にて營業之者精粗  
同一と歸するは其謂れ無之義に付自今是迄官にて直段定之分も民間勝手に任せ候  
條各其業に出精可有之事

但醬油等御規則の通直段可届出事

〔綱〕物價は標準を官札と取るへ 二十八日

〔目〕商業諸品之義藩札を以て本直段を定候處以後官札を以て本直段に相立候様小前未々迄無洩可申觸事

但當町は來る九月三日限其他之義は同五日限官札直段を本と相立取引可致事

壬申八月廿八日

縣 廳

〔綱〕弘前藩札に關する訓示あり 二十八日

〔目〕元弘前藩紙幣の義昨辛未七月十四日相場を以追而御引換可相成就而は舊藩札價格比較表之通聊無疑念通用可致旨段々及布告候通に有之下方に而自己勝手之相場を以通用候義屹度難相成事に候然處右紙幣當縣管轄之内七戸田名部三戸福山何地に而も通用致し尤租稅納物にも不差支旨大藏省自御達と付是又及布告候通に候右は元弘前管内而已通用と而何角不便利自然不融通之義も可有之候との厚き御趣意と有之勿論租稅上納向に相用候義御免許の上は此末聊以疑念可相生謂れ無之事に候條屹度心得違無之様可致候尤右紙幣不融通を醸成候者は至當之御處置可有之候旨太政官より御達に付今般及布告候通に候仍而自今以後比較表へ不相當之相場に而交通候は双方共嚴重之咎可申付候條段々布告之通堅可相守候萬一違犯之者取押へ申出候は、夫々各可申付候條是等之趣小前未々迄懇切に可及說諭候  
右之通至急可觸出もの也 縣記録

〔綱〕貢米の石代納とある 二十八日

〔目〕貢米の内田方金納相願候候者は東京淺草御藏米相場へ管内上米直段を加平均を以石代上納畑米口米等之義は十月中市町上米直段を以石代納之義先般相違候條今般被仰出之趣も有之候間改而左之通

一當申年より田畑貢米は勿論雜稅米と至迄管内最寄市町十月朔日より十一月十五日迄日々上米平均直段を以金納願候者は聞届候事

一米之外粗大小麥大小豆荏菜種黍稗總雜穀は前同斷上品平均直段を以石代納申付候事

一當年より願に寄り處相場石代金納被仰付候に付ては皆濟期限之義左之通

一年内代金之五分通

一正月より二月迄に貳分五厘

一三月より四月迄に貳分五厘四月晦日限悉皆納濟之事

右之通と付願之者は都合向も有之當九月限各區戸長に而村々取調一區つゝ調取速可願出事 同上

〔綱〕驛遞は相對雇となる 晦日

〔目〕各支廳往復御用狀人足賃錢始巡廻御用に而人馬遣之節規定立置候處以來相對賃錢爲相拂候條人馬賃錢へ是迄之通相記し可繼立もの也 同上



〔綱〕傳馬所助郷を廢せらる 日 秩

〔目〕今般傳馬所助郷廢止相對貸錢繼立の儀、付別紙之通御達に相成候條兼而相渡置候東海道驛々取扱規則書之振合を以取扱貸錢之義は先般申出置候左之貸錢を以人馬繼立方差支無之様可致事

但貸錢増減致候節は何之上可受差圖且小湊野内並田名部支廳管下驛々之義貸錢申出候様施行可致事

別 紙

東海道其他之街道追々傳馬所助郷を廢し相對運輸之法相立候所猶依然舊式を存し置候向も有之一事兩岐に跨り不體裁に付來る八月晦日限諸道共總而傳馬所助郷其他是に屬する一切之課役及び官より支給之米金をも被廢止候條從前傳馬所有之候宿驛に各適宜之相對貸錢を請取人馬之繼立方可取扱陸運會社或は相對人馬繼立所等を爲取設其取扱人之姓名者相對貸錢之現額共驛遞寮々可届出候事

但他日相對貸錢更正之節も同様可届出事 同上

〔綱〕九月、聯長を組頭と改稱せらる 十 日

〔目〕各區村町聯長と相唱候稱相廢止更に組頭と改稱候條此段可相達事 同上

〔綱〕官吏宿料價格を廢せらる 十二 日

〔目〕管内官員巡回等之節宿料之義開應以來上下之差をく壹飯壹米つゝに相定置候處米價始諸品當時其節と比較格別低價と相成候に付詮義の上今般更に左之通相定候條一汁一菜に而取賄候様且旅人宿料之義も右へ照準隣縣管内宿料へ比較不相當之義無之様旅籠屋渡世之者も申合の上取究更に可申出此旨管下一統へ可相觸もの也

壹泊壹晝に而壹人分拾五錢

但壹飯五錢つゝ、同上

〔綱〕天長節を謹み祝ふ 二十二 日

〔目〕當日は天長節とて各戸各休業し籠を下り暖籠を張り夕方には燈籠を檐下に吊り市中模様も殊に賑々しく彼方此方には三味線唄の音も聞へ恭しく當日の祝意を表するにこそいと目出度けれ 某年記

例年之通九月二十二日

聖上御誕辰に付天長節と唱へ群臣に酹宴を賜ひ天下刑戮を停めさせられ衆庶と御慶福を共に被遊度との難有御旨趣に付一統賑々敷奉祝候様毎戸末々迄も無洩可相達もの也

但當日管内上下となく休暇の事

〔編者曰く〕紀元大祭

聖上誕節は臣子固より奉祝すべきの二大節として何嘗鎮守神ならんや宜しく毎々これを大書すべきなり市中奉祝情況も年々刷新を加ふるか如し然りと雖大祭は書せざるを尊しとす何そや讀む者をして或は煩瀆の感念なからしむるなき能はず敬而遠くと古人云

〔綱〕各町區畫を戸籍區に定めらる 十五日

〔目〕今般當町丁分を申付候に付ては自今一丁毎に角屋敷兩側に某町目の標札を掲げ毎戸戸籍札へも某町何丁目士農工商何之誰と書加且諸願伺等差出候而も當人名前へ同様肩書いたし可差出此旨毎戸無洩可相達もの也 縣記録

〔綱〕伊勢兩宮遙拜式を善知鳥神社に舉行せらる 十七日

〔目〕毎年九月十七日伊勢兩宮御祭典海内一同遊行可致旨之御布告延着に付當年之義各區神社に於て來も廿八日神事執行別紙遙拜式之通氏子とも參拜可致此旨毎戸無洩可相達候也

但青森之義は當日善知鳥神社に於て執行候條官員遙拜式相濟候後市中一般參拜可致事 縣記録

〔綱〕舊染汚俗は一洗へべきの訓示あり 日 欽

〔目〕當所之義海港便宜の地に付鐵道電信機等御設之義既に御達も有之追々各國人民幅濶の地とも可相成に付人々共に相率て開化に赴速に陋俗を洗脱し管内各區之儀

範とも相成候様可致旨當春以來度々及説諭候處中には不相用者も有之哉に相聞第一軒下に不淨場を設置途上並溝川へ塵芥を捨候義等依然不相改由甚しきに至りては男女に不限諸人通行の大道に而立なから尿し或は湯屋において頭上より湯をあひ他人へそゞき候をも不憚且女とも寒暑とも風呂敷様の物を冠り候義は文明之日に當り佗府縣にも曾て無之邊鄙之陋習實に可耻事に候條左之廉々今日より三十日を限り乾度可相改尤自今捕亡等時々巡回申付相犯候者は吟味之上相當之處廣可申付候條互に心を附心得違無之様毎戸無洩可告諭もの也

- 一 大道に而立なから尿まへからさる事
- 一 暑中といへとも途上に於て袒裼裸体禁止之事
- 一 軒下之不淨場速に可取除事

但一町一ヶ所つゝ衆人之分り易き場所へ糞垣を廻らし桶を沈め不淨場を可設事

- 一 途上並溝川等の塵芥を捨間敷事
- 一 丸と唱候器を寂所へ差置間敷事
- 一 但重病及痲疾等は此限にあらず
- 一 爐中へ塵掃すべからさる事
- 一 湯屋におゐて頭上より湯をあひ間敷事

但頭上より湯をあひ候義禁制之旨諸人讀易き様認め湯屋に掲置候様可致萬  
 一途中或は坐上に而風呂敷様のものを冠り間敷事  
 一但九月より三月迄途上に而外製之冠物相用ひ候義は勝手次第の事  
 一蟻虱を嚙潰す間敷事

〔編者曰く甚矣哉青森の俗たるや湯屋に湯をあひ途上に立尿し溝川には塵芥を投げ  
 下等社會の蟻虱を嚙み爐中へ唾洩し小路横町には人犬脱糞往々堆を爲すのみあら  
 す時々は暗を利用して大道店前に於てするものさへ今猶これあり海岸の激浪の洗刷  
 するに拘りらま猶撰んで武を擬せるに非されは足を汚さるゝの悔あり塵塚山を築  
 く如きは異とするよ足らざるあり明治壬申は今を距る三十三年の遠き所謂二昔あ  
 るものなれば追想して餘りあり當路者も亦容易あらざる哉但風呂敷を以て冠に代  
 ふとは素より近郷農婦等にして市中は下等社會と雖決してこれなきなり蟻虱を嚙  
 むはこれを惡むの甚きに出るものにて農家より嫁し來れるものゝ爲す所に屬せり  
 湯をあひるは地方温泉場慣習の傳播せしものにて頑固守株の老人に限る同浴人の  
 難題は問ふ所に非すこれを笑止千萬と謂ふより他なきものなり吾故に曰く教育を  
 して益旺盛ならしめ僻令致知格物の秘訣を極めざるも身を以て率ゆるの良教師を  
 得るに非されは争てか此の陋俗を洗刷するを得んや型模的の若輩教員の如何とも

する能はさるものなり況んや官權によりこれを是非し之を如何ともするなく千の  
 諭達萬の訓令も猶已むに勝ると謂はん焉耳

〔網〕質金銀の使用を嚴禁せらる日 賦

〔目〕戊辰以來質金流出し庶民難澁致候に付兩替屋の勿論諸商人に至る迄質金銀私に  
 相場相立通用いたし候義不相成旨己巳五月中御沙汰有之其後質金銀引替之義御達  
 に相成尙又引換之義自今可爲勝手旨當二月中御布告有之下々の者困難不致様厚御  
 趣意を以て屢々御布告之處奸商共右質金へ密に相場相立通用いたし或は愚民共を  
 欺き正金同様相拂候者も有之由甚以不屈之至に候右體之者於有之は假令瑣末の取  
 引たりとも被處嚴料所役人迄急度答申付候條心得違無之様毎戸末々迄無遺漏可相  
 達もの也 縣記録

〔網〕十一月、新町火を失ふ延焼千餘戸 六日

〔目〕六日夜大火下新町與崎圓藏火元にて西は新町御藏にて止り東は米町博勞町境の  
 尻無川橋詰にて止り米町大町濱町は丸焼け寺町へ北側焼失すれども南側は残る横  
 町の魚町も残る大凡本家借家とも合せて千餘軒所謂よし火事はなりよしとい圓藏  
 の雑名なり  
 今般類焼之者共數百軒之義に而小屋掛木材等一時手配不行届向寒之節別而難澁可  
 致に付爲手當木材類別紙之通取集濱町土場並蟹田内眞部久栗坂油川等におゐて拂

下候條望之者は出納課へ可願出此旨類焼之者共へ無洩可相達もの也

但作事之義は付本文願出受附懸に直に可差出事

昨夜類焼之者の内目下凍餒に迫候者へ取調之上更に御手當之筋可有之候得共不取敢官員中より爲手當毎月米壹俵つゝ差遣候條各町組頭共寺町蓮心寺出張所へ罷出切手請取請取前限無漏可相達もの也 七日

右者町中へ布令及組頭は令達せる上に揭示し及候也

官員中より類焼之者共へ手當米今八日より日數五日限新町倉廩において相渡候間切手を以請取可申尤代金に而渡方望之者へは壹俵金三分二朱相場を以相渡候條右日限中一町限取調出納課へ可申出候此旨類焼之者ともへ無洩可相達もの也

但本文日限過候へ一切不相渡候也 八日

右者類焼町々に揭示に及ぶ 縣記録

正覺寺住職佐藤龍辨よりは白米拾俵炊出として類焼者に施行せり 龍辨履歴書

失火後街衢往來へ家根石並小羽板等散亂いたし右從來惡路之所殊路次惡敷相成自他往來難澁之體に相見得候間右は町々銘々に而早々取片付候様可致且今後共右様之體裁無之様精々可心付此旨市中無洩可觸示事 八日

出火之節何者とも不知往來に塞り又は橋上屋上等に多人數見物いたし居消防之妨いたし者有之不將之至に候條自今市在士民を不論出火非常之場所無用徘徊いたし

候者於有之は見當次第捕押へ至當之所置可申付候條一同相心得居今後若出火之節火懸候十軒外之者は競て火口へ向消防可致勿論他町之焼失を見なからは是に不拘自宅之取片付等致居候者も是又見當次第嚴重之咎可申付候條其旨相心得後來急度可相守もの也

當港市街之義三十年來二十餘度之火災に罹り殊に昨年來之大火に付一統困難終全區之衰微にも可立至形勢に付今般地券御發行之際東京府下焼亡之町々地割之體裁に倣ひ道幅取廣げ後來防火之方法御詮義之次第も有之候條追而相達候迄大通小路ともに角屋敷之分は假家取建候義は格別本家作は當分見合候様可致候此旨類焼之町々毎戸無洩可觸示もの也 二十三日縣記録

綱 那須均權參事に任せらる 日 欽

目均は人となり謹直にして久しく大藏省屬にあり本縣廢藩事件取調に關し拮据する所あり此榮轉に接せし所以なりと野州大田原藩士なり

綱 陰曆を廢せらる 二十五日

目此迄用ひ來られ候曆法は月の行度を目當とせらしものかれとも以來へ太陽曆と日の行度を準とするものにして今日は東京にて太陽曆御頒行と相成るよし 某年記曆法の七變は元嘉曆より今太陽曆に至る迄の謂ひにて持統天皇元年に始て元嘉曆儀風曆を用ひられたり其詳なるを得て裕ふ可からざるも天平寶字七年迄七十四

年間行はれたる如く初めは元嘉曆なれども其後は儀鳳曆を専用せられたり  
孝謙天皇天平寶字七年より清和天皇貞觀二年に至る凡九十八年間は太衍曆を用ひ  
られ文徳天皇齊衡三年より五紀曆と併用せられたり宣命曆は清和貞觀三年より貞  
享元年に至る凡そ八百二十三年の間之を用ひ以上五曆は元嘉曆の外皆唐曆なり貞  
享曆は貞享元年元の授時曆明の大統曆を損益して本曆を作り之を頒つ爾後明治五  
年十一月に至る凡百八十年間之を行ふ今の所謂太陽曆あるものは西曆千五百八十  
二年羅馬法王グレゴリー十三世がジュリアン古曆の誤謬あるを以て更に新曆を行  
ひ現に文明列國殆ど之を採用せざるものなし獨り露西亞は猶ほジュリアン古曆を  
用ゆる故に太陽曆に後るゝこと十二日ありとす 東英日報

〔綱〕八十八歳百歳の高齡は上申せし 二十五日

〔目〕當市在之内來癸酉八十八歳、當候者八別取調來る廿八日限可申出もの也 縣記録

〔目〕別紙寫之通御布告に付來一月開廳より社寺貫屬農工商ども諸願伺届書等總而長  
名宛を以可差出此旨毎戸無洩可觸出もの也 同上

〔綱〕閉廳 二十八日

〔目〕改曆之義今般別紙之通被仰出候  
一右に付新歲奉賀之義新曆一月一日舊曆十二月社寺貫屬詰合村長共當壬申新歲式之通

可相心得候事

但詰合正副戸長共祝酒下賜候事

一右に付新曆一月四日開廳舊曆十一月二十八日閉廳之事 縣記録  
今般改曆之義仰出候に付來る十二月三日は一月一日に當り以前の正月元日なるを  
以て今日は本年の御用仕舞と相成り明年四月より御取扱と相成候事の由御觸にな  
る 某日記

改曆に付而は來る十二月二日は即ち陽曆を以移式執行可致旨被仰出候に付當日午  
後第二時善知鳥神社に於て執行候條市在一統參拜可致此旨毎戸無洩可觸知もの也  
〔編者曰く今日は壬申十二月の二日なり今般太陽曆を廢し太陽曆を用らるゝ事と相  
成たれば今宵こそ陰曆の除夜なり明朝は明治六年の歳首にして一月一日とすれば  
取も直さま陰曆にしては正月元日とも謂へきの日柄あり畢竟是迄世界中陰曆を用  
ゆるは我が國と支那と有るのみの如くに聞けり西洋文明諸國は皆陽曆なり然らば  
則ち萬國交通の國柄としては宜しく此の改曆の無からざるべからず守株刻舟は如  
何とも交際上不便を感ずるやも知るべからず但今宵今刻迄陰曆の中に與に共起  
臥すとすれば今日を限りの壬申の除夜にして復と迎ゆる事の決して有る無ければ  
自ら親戚故舊の逝りて歸らぬ人を送る如きの感念無き能はず燈を守りて鷄聲を聞  
くに至るは人の熱情なり又我が國の數百千年以來用ひ來りしものとそれは習慣の

骨身にしみ込みて數十百年の後にあらざれば純然たる陽曆家者たるの難かるへし然りと雖陽曆は陰曆に比し大小晦朔節季早晚の年に隨ひ推歩を異にし錯雜辨し難きよ似す二十四季の挿入をるにも拘らす七千年一曆數の間年々或は一日の進退を見るのみ至りて簡便あるの後段縣廳の説諭せらるゝ如し是れ文明國にしては取らざる能はざる所以ある歟

〔綱〕明治六年一月、新年奉賀式を縣廳に舉行せらる 一日

〔目〕今日縣廳に於て一月一日の新年奉賀式を行はれ社寺戸長に至る迄參廳賀儀を申上げ終て御祝酒を下し賜候 某筆記

〔編者曰く本文を除くの外敢て之を每書せざるは年首嘉儀は様に依り胡盧を盡くものなり本書は經傳書法に擬せしものなりとも世態人情は甚た春秋と異なるものあり

〔綱〕太陽曆の頒布あり 五日

〔目〕今般太陽曆御頒布に付毎區一間宛相渡候元來本邦通行太陰曆之義は二三年間ハ閏月ありて閏の前後季候之早晚あり殊に中下段等は率ね妄誕無稽に涉り人知之開發を妨る事不少候處太陽曆之義は季候早晚なく四歲毎よ一日之閏を置き七千年之後僅よ一日之差ひあるのみにて最精密便利なる義に付厚き御旨趣を以百官有司に詔ありて更に舊曆を被廢新曆御發行相成候義に候條此旨篤と相辨え永世遵行致候

様毎戸無遺漏可觸示者也 縣記録

〔綱〕藩札引換所を蓮心寺に設置せらる 二十三日

〔目〕舊弘前藩製造藩札貳朱以上金札と御引換に相成候に付青森寺町蓮心寺へ引換所相設候條別紙日割之通同所へ持參引換可相願事  
一引換價格之義は兼而御達之通左之割合に可相心得事

壹	兩	は	貳分と錢三百三拾三文
貳	分	は	壹分と百六拾六文
壹	分	は	貳朱と八拾文
貳	朱	は	壹朱と四拾五文

一當日引替等に罷出候者共前後の順を以て引替遣候條出頭次第差出置候帳面の銘々名前可書記事

一市在ともに一月一人つゝ罷出候様に而は雜混致候間一町一村限組頭手許へ取集候歟或は一兩人申合一手に取纏可申出候事

一取纏差出候内吟味之上賈札有之候は、取揚截捨申付候條紛亂無之爲記名取束ね明細帳相添可差出候

但賈札取揚候節其持主封印へ書記し差出候事

一引換日割相濟候後は貳米以上之藩札一切通用不相成候條日割中無遺漏引換可相願事

右之條々毎戸末々迄無洩可觸もの也

別紙日割

第一月二十三日自

十日

第一區青森十六町

〔綱〕函館、青森、安渡間の汽船航海は開始せり 二十五日

〔目〕當管下より函館への渡海運漕從來迂濶之風帆和船を恃み只よ時機を失候ならず古來覆没危險之患も不少候に付今般開拓使廳に於いて試の爲蒸汽弘明丸郵便開業函館より青森安渡兩港へ別紙假規則日割之通往復致候條渡海及荷物運輸致度者とも兩港取扱人對談可致候此段毎戸無洩可觸示もの也但經驗の上は規則確定更よ可相達事

別紙

函館青森安渡郵便船假規則

二の日朝函館出帆

夕青森入津

六の日同 同

夕安渡入津

四の日同青森出帆

夕函館入津

九の日同安渡出帆

夕函館入津

運賃定

一乗船壹人に付

上等金三圓

中等金貳圓

下等金壹圓五拾錢

但食料は除之手荷物の中行李壹つに可限事

一殺物類 四斗入壹俵 金拾貳錢五厘

一樽 物 貳斗入壹樽 同

一明荷大行李 壹箇 金貳拾五錢

但其餘は右に準し相當相定候事

一乗組心得

一士百姓町人婦女子たりとも望次第乗組可致事

一御用旅行之向並御用荷物之運賃共相對を以同様差出可申事

一暴風強雨大雪之節は日送之事

以上

〔綱〕徴兵の大詔煥發せり 二十八日

〔目〕今般古昔の制に爲基金國募兵之法を以國家保護之基を被爲立候に付全國四民男

兒三十歳に至る者は盡く兵籍に編入し緩急之用に被爲備候條別紙、詔書寫及御告諭に而可被相心得毎戸末々迄無遺漏可觸示もの也 縣記録

〔綱〕紀元遙拜式を善知鳥神社に舉行せり 二十九日

〔目〕舊曆十一月廿五日太陽曆御頒行

神武天皇御即位を以紀元と被定に付其旨被爲告候ため御祭典

一新曆一月三日之始祭式

一同 一月廿九日

神武天皇御即位日を以一同合祭之筈に付各區神社に於て神事執行人民一般參拜可致候事

但當青森之義は當日善知鳥神社において執行候條官員參拜後市中一統參拜可致事 同上

〔綱〕奴婢車船等は税則を定めらる 三十日

〔目〕今度奴婢馬車人力車駕籠乘馬遊船等諸税被相定國內一般施行被仰出候に付てハ各管内に於て別紙規則に照準之上明治六年一月一日より收税之義可取計事

一右税金は半年分つゝ相纏め前半年分は其年八月後半分は翌年三月限り可相納其節額員數増減の廉々別紙表式の通相製し租稅寮へ可差出事

一從來取立候條の由今度被定の條馬車人力車駕籠乘馬遊船等諸税之同種より

馬し候向は都て別紙規則の通改正可致事

一右諸税は全國一般の税にて全國の經費に相充候儀に付其土地限り道路橋梁の修覆或は貧民教育小學費用逕卒入費等に宛て候爲め同種の諸品上より付別に税額を立て幾分を増税せしめ増分を以て右の入費に宛て候義適宜次第不苦候得共其都度租稅寮へ届出可申事

一從前伺の上取立候分又は伺を不經其應限り取立候分とも今般更に租稅寮へ届出可申事

右之通相達候事 税則凡五條

〔綱〕巫覡營業を嚴禁せらる 三十一日

〔目〕梓巫市子禊祈禱狐下け等之類人を眩惑せしむるの所業一切に禁止候旨別紙之通御布達相成候處當管下之内宛賑僻邑に至りては別而右等之所業を信じ吉凶に付必ず祈禱或は占寄等致候風習之由右は元來妄誕奇怪之虚言を唱へ愚民を誑かすものにして毫も靈驗利益等あるへき謂れ無之候條正副戸長共篤相心得右等虚妄之説に惑はさる様毎戸懇切に説諭し各區從來右等之所業を以渡世致來候者は僧侶巫覡を不問一切嚴禁可申付候爾後萬一不相改者有之に在いては嚴重之處置可申付候條心得違無之様其區限取締可致もの也 縣記録

〔綱〕三月、青森、函館間の航海は開始せり 十二日



〔目〕長州赤馬關商小田藤吉持船蒸汽青開丸當青森港より函館之間別紙規則を以開業  
往復之儀願出開届候條渡海及荷物運輸致度者は取扱人青森濱町三上宇右衛門へ對  
談可致候此旨毎戸無洩可觸示もの也

青開丸航海定日運賃並爲替金貨渡規則書

航海定日

一青森港出帆 三時間着 毎月三日、十一日、十八日、二十五日

一函館港出帆 三時間着 毎月八日、十五日、二十二日、三十日

但大風雪並非常之節は日送之事

運賃定

一乗船賃壹人に付

上等 金三圓

中等 金貳圓

下等 金

但手荷物は中行李壹つ目方貳貫目限

一大箇物壹つ 金五拾錢

一中箇物壹つ 金三拾錢

一四斗樽壹つ 金四拾錢

但荷數五拾以上運賃壹割五分荷數百以上貳割下け之定

一貳斗樽壹つ 金貳拾五錢

一壹八入樽壹つ 金貳拾錢

但百樽以上運賃壹割五分下け百五十樽之上貳割下け之定

一兩掛壹荷 金三拾錢

一書狀壹封 金四錢

引船荷物運賃定

一米百石に付 金四拾圓

但四斗入壹俵に付壹升つ、船中用捨之定

一樽物百石に付 金五拾圓

但四斗入貳樽壹石同貳斗入三樽壹石壹八入四樽壹石目之定

右之外雜穀都而何品に而も運賃は之れに可準最引船積荷物百石目以上に可限事

引船賃定

一百石積以下壹艘 金貳拾五圓

一貳百積以下壹艘 金四拾圓

一三百石積以下壹艘 金五拾圓

但三百石積以上は百石に付金拾五圓つゝ之割を以相増定

一金子入書狀正金又ハ格別目重之荷物嵩物痛物之義は其時に應對之上運賃可取極事

一乗船人之義士農工商共に身分に不拘上中等之差別を以船中取扱可致事

一乗人荷物共左之雛形之通切手相渡賃料都而前金に請取可申事 雛形略也

一荷物爲替金入用之者へは何品に而も時相場之七分方利足分半之割合を以て貸渡

兩港着三日之内に荷物引替に而金調達相成兼候節は荷物藏揚げ致改而金子貸渡

利足之義は一ヶ月貳分の割合を以て日割算用可致事

右之規則を以月々定日之通航海致候而は兼而御布達之商船規則堅可相守事

明治六年第二月

青開丸船主 小 田 藤 吉

(編者)曰く青森港況新舊大變革は其れ此の秋に有る乎豈管汽船は函館間の權利を掌握するのみならず既ニ和船を蹂躪せんと謂はざるべからず而して瀧屋藤林等世襲船問屋も容易に三上高柳等の回漕業に讓歩せざるべからず弘明青開二隻の大力量は青森全港を轉覆せんと謂ふも可なるに非らざるや隨て青森商人の思想も亦驟然舊規を改めざるべからず蓋和船時代よりては大阪を商業基点として雜ゆるに加賀越前の舟を以てしこれを下り船と稱し全港の主權を占むると雖一番二番三番と上巳前後より重陽前後に至る年三次の入津に止まるのみ雪季六ヶ月間は全く其跡を絶ち

しもの也今は則ちこれと異なり假令は横濱は基点と變し箱館の中繼所あるにも拘はらま僅々三晝夜に過ぎずして達し得へし其れ然り故に和船時代は一年商權を一番船に屬し足されは二番船とし又足らされは三番船とし畢竟大着目は雪季六ヶ月絶航にして其亡きを時とるにあるも汽船專權となりし以上は其一番二番の謂話は黃梁一炊の往夢に屬し今日は唯我金力如何にあるのみ横濱の基点は姑らくこれを置け其亡き際すれハ西洋各國よりも直輸せしむへし豈管其亡きを時とするの天つ當りを墨守して其れ可あらんや荷も目を宇内ニ注かされは到底奇利を博せべからざるなり然りと雖和船問屋の當時巨利を占めしは今の回漕店か營々役々として一に貨物揚積に些利を争ふ如きに似す廿二軒の船問屋は各自其船頭を奇貨とし藏賤庭錢口錢を幹旋の間に博得するの巨多なるの外に一番船の精算は二番船とし二番船の精算は三番船とし猶給せされハ圍船の年越しとなし遞次精算の間其才幹にして船頭の歡心を買ふに巧あるものは自ら言ひ易からざるの居くことを爲すを得るものにしてこれ舊時一港の盛況を濱町に集中せしめ所謂造酒木綿の旦那株も其下風に立たざるを得ざる所以のものなりこれ亦知らざるべからず  
又日多季六ヶ月の絶航を機として藏輸を決するは獨り商人のみならず密賣婦所謂青森かの字なるものは大に奇利を博する是なり蓋し三番船は入津の出帆少しく日を緩ゆるるか和船の遠航海は其勢ひこゝに越年し舟をは陸揚げせざるべからずこ

此を圍船と稱し船頭は假令陸路歸郷するも水主以下數十人を留めて船を守らしむるを常とせり下等會社は寒夜豈能く膝を抱き寝るものあらんや密賣婦はこれを時として猖獗す故に港況は或は春季に倍蓰まることもありと云ひ舊時は最も圍船の有無に注目せしものなりと

又曰和船時代にありて青森箱館間の發着は三日を常規とせり上下の差等なく壹人金壹分と定む不幸にして風濤に阻られ所々滯船たとひ三十日を越ゆるあるも敢て一厘をも加徴せざるあり又書狀一封にして金壹分とは不廉極まるに非もや但商法振はざるの往時に當りては一草せば之を渡るの箱館なるにも拘はらず人々自ら行くを欲せし偶一封の書をして我が所望を得せしむれば遙るに一介の使人が旅費を漫散するに勝れるものと爲す其不廉を感せざる所以のものなり今日郵便の至廉なる之を何と謂はんやこれ亦知らざるへからず

〔網〕遞送勿錢は取るへからず、復籍者及禁錮人護衛食料定まる 十五日

〔目〕陸運會社において他之驛々より繼通し致候人馬より勿を取立或は繼通しを拒み候者有之趣相聞不條理事に候條自今右體之義無之様可致事

一脱籍無産之徒復籍に付宿送之節自今壹人一食、付新貨貳錢七厘を以可取賄事

但禁錮人護衛の者賄は壹人壹食に付新貨三錢五厘可取賄事

右兩條驛々無遺漏可觸示もの也 縣記録

〔網〕陸運會社遞送貨錢は雪中たりとも定額を起ゆへからず 十五日

〔目〕陸運會社人馬貨錢之義雪中三割増申付置候處旅人難澁之段相察且米價も下落いたし候に付此節より無割増本貨錢に而繼立之義七戸驛陸運會社取扱人福田善八青森驛同斷三橋藤次郎願出開届候條驛々においても當月廿日より無割増本貨錢に而繼立候様可致難澁之驛有之候は、更に可願立候様可致此旨驛々無遺漏可觸示もの也 同上

〔網〕復讐を嚴禁せらる 十九日

〔目〕太政官第三十五號を以て復讐を嚴禁せらる國には司法あり警察あり殺人犯は朝廷の執拘し處置すへきものよして一人一巳の私をへきものならまことの趣を以禁せられしなり 縣記録

〔網〕鳥獸獵稅額定まる 二十五日

〔目〕今般鳥獸獵免許取締之義に付別冊之通被仰出候條左之條々之趣共屹度相守り聊心得違無之様可致候事 凡五條 縣記録

〔網〕全街の道敷定まる 二十八日

〔目〕當市街之義後來火災豫防之爲道幅相廣め家作致候様先般及説諭候處實地格別之差支も無之由に付堅町は八間横町は六間 南北を堅とし東西を横とし何の國も通例なれとも青森に限り南北を横東西を堅と稱せり 之道幅に相定家作取懸可申候從來道路屈曲有之由、付不日官員の内出張見分の上繩張等申付

候筈ニ候此旨毎戸末々迄無漏可觸示もの也 同上

〔綱〕半髮剃頭の風習變革せらるるへからす 二十八日

〔目〕夫人の頭腦ハ精神の寓もる所毛髮を生して之を擁護するはおのつから造物者の然らしむる所なり然るに中古以降戰國の餘風半髮の者多く管に煩冗に苦しむ而已ならず帽子なくして寒暑に暴らし不測の病を醸すも恬として怪むをしらす況んや萬國交通の秋に當り海外各國より之を視る時は皇國中野蠻あるの謗を免られも豈慨歎の至ならずや管下四民男子たる者は此意を了得し速ニ半髮剃頭の陋習を去り毛髮を截て其身を保全し至治隆盛の美風を表し候様可致最婦女ハ風體おのつから男子と異なるものニ付斷髮致候義嚴禁に候條此旨毎戸懇切に可告諭もの也

但兒を生めは男女に拘はらも生毛を剃候義一般の風習に候處是又天然の擁具を失ひ其身の健康を害する事少からす自今此陋習をも改候様説諭可致事

同上

〔綱〕三月、輸出税は廢せらる 日 缺

〔目〕港灣海川口等におゐて出入之商船へ積込物品より收税致來之向も有之候處右は國內一般之運輸を塞ぎ交易の利潤を妨げ終に物價之不公平を醸成致候に付當明治六年一月より一切被廢止候旨別紙之通御布達相成候に付自今船税碇泊税之外積込物品より收税之義一切廢止申付候條都て港内取締規則之通可相心得此旨毎戸無漏

可觸示もの也

但物品より收税の義當一月より可廢止筈に候得共當月迄收入之分は其儘差置本文布令承知之日より規則之通可相改候事 同上

〔綱〕船小宿營業は廢せらる 日 缺

〔目〕港灣海川口等に於て出入之商船へ積込物品より收税之義被廢止候に付而は從來船問屋船小宿渡世之者一切廢止申付候條自今右渡世致度者は舊來之弊風相改取扱方規則相設け更に可願出候此旨毎戸無洩可觸示もの也 同上

〔綱〕太陽曆は用ひざるへからさるの諭達あり 日 缺

〔目〕太陽曆御頒布に付而は當一月中布達之次第も有之候處管内各所今以舊曆を墨守する者有之哉に相聞心得違之事に候元來太陽曆ハ八月の盈虚より定たるものよして年々季候の早晚有之殊に中段下段に掲る所の如き妄誕無稽愚人の惑を重ぬる事不少太陽曆の義は日輪の纏度ニ地球の一廻するを一年と定四季寒暖毎年異なる事あきより四民便利の爲厚き御旨意を以御改定相成候に付海内一般永世遵行致筈に候條心得違無之様毎戸懇切に可告諭もの也

但津輕郡第一區戸長奥野庄平義兼而改曆差許置候處今般定價を以賣弘度旨申出候條各區戸長共手許に於て引請其區限頒布可致候則別冊改曆辨貸渡候條毎戸説諭可致事 同上

〔網〕小野、榎本爲替店を開く 日 欽

〔目〕東京府下商小野善助は縣廳爲替方として支配人安達良八を差下し米町に開店し榎本六造は開寶爲替方を濱町に設立し支配人赤松岩次郎をして代理せしめたり青森縣銀行の嚆矢とも稱せべきにや 某筆記

〔網〕四月、目安箱を廳門外に設く 三 日

〔目〕戸長共へ差出候諸願伺之類指令遅緩に及候義或は戸長手先よて不取次之類は封書之上目安箱へ投入可致此旨毎戸無洩可觸示もの也

但目安箱無之場所は郵便を以て直に縣廳へ差出可申事 縣記録

〔網〕火之元取締は嚴重すべし 四 日

〔目〕火之元慎方に付而は兼而布達に及置候通銘々油斷は有之間敷候得共當市街之義三十年來二十餘度之失火殊に昨年中は兩度の大火に而一人之過より數千人困難にも立至候に付追々消防之手當等も可申付候得共災を未然に防ぎ候義第一に候條自今一町限左之雛形之通木札を拵暴風等之節は臨時捕亡或は戸長組頭より差圖次第毎戸順次相廻し面々火の元用心可致候此旨毎戸無洩觸示もの也 同上

〔網〕縣下を十大區に分つ 八 日

〔目〕杉山龍江義第一大區々長申付候此旨毎戸無洩可觸示もの也  
本月縣下陸奥全國を分ちて十大區七十二小區と定められたるに付杉山龍江は權典

事より區長に轉勤せらるゝ事と相成りたり同氏を以て大區長の嚆矢とあす青森は廳下の故を以て第一大區の第一小區として七十二小區の首部に居る事となれり 某筆記

〔網〕用惡水渠に塵芥を投すべからず道路洒掃は惰るべからず 十九日

〔目〕青森市中川筋並に用惡水路水吐不宜湛水にて往來難澁は勿論耕作之妨にも相成候必竟川筋浚方不行届且は塵芥等川中へ打捨候より自然水路の妨に相成尙又道路掃除等も兼々不行届より見苦敷甚以不相濟事に付明廿日自廿五日迄兩側町々申合川浚掃除等可致候萬一行届之廉有之節土木掛廻見分の上屹度可申付候尙又後來川浚掃除等の義は規則相定追而可及布達候得共此度之義は前段之通申合能々掃除川浚可致段毎戸無遺漏及布達候もの也 縣記録

〔網〕掃除規則を定めらる 二十四日

〔目〕別紙當市中掃除規則來二十九日より施行候條毎戸無洩可觸示もの也

別紙

一往來筋真中より右左に畫分し兩側とも各掛り之前を受持と致し毎朝掃除可致事  
附四つ辻の真中を十文字に畫分し各角屋敷之者受持之事  
一塵芥等總て不淨之物往來川筋へ取捨申間敷事

附澤川浚方可致事

- 一塵芥等不留置早々取片附可申事
- 一牛馬並犬坏の糞早々取捨可申事
- 一洗水往來筋へ流し間敷事
- 一瓦礫又は木切土塊等歩行之邪魔に相成分は取片付可申事
- 一鳥獸等の死體有之節は早々取片付可申事
- 一明屋敷に者見透の場所は圍墻可致事
- 但板條等を用ひて葎薦杯用ひ申間敷事
- 一店軒下に薪等積置申間敷事

附同所へ葎薦等下け置申間敷事

一一月一度つゝ大掃除可致事

右掃除規則相定候條堅く可相守若違背之者有之におゐては屹度可申付もの也

〔編者曰く本令は一々當時の實況を指摘せるものとして漫にこれを惡罵するものに非ず先づ外觀より改良せされは争てか能く其の内部の陋習を洗刷せしむるを得べけんや懶惰心の去り難き實に容易ならざるもの有り今猶巡查の叱責を免れざるものは塵芥を溝渠に投棄して怪まざるなり牛馬糞の即掃せざるあり毎朝戸前を洒掃するは幾戸か有る所謂横町小路に至りては糞猫犬の惡臭鼻を掩ふて過ぎざるへからざる往々これ有り抑何等の心得なるや噫

〔綱〕又々濱町海岸地所の拂下あり 二十八日

〔目〕當市濱通地所別紙圖面之通入札拂下取計之處地所拂下濟之日より滿三ヶ月限建家取掛不申分は引揚げ申付之規則に相定候條此旨兼而可相心得此段相達候事

附去申年濱町最寄之地所拂下濟之分とも今後滿三ヶ月限建家取掛不申向は本文同様引揚可申付候事 縣記録

〔綱〕輸出舊禁を解く 三十日

〔目〕是迄港出差止置候品々有之候得共向後外國輸出を除之外港出不苦候條此旨可相心得候事 同上

〔綱〕五月、店前小庇は三尺幅と定まる 日 缺

〔目〕當町小店下た人馬往來之義は舊來よりの習風にて北越深雪の場所は間々同一之所も有之候處當町の如く牛馬を牽き人行之妨碍をなす處は他に其比類あるを見ず且以前の如く板或は葎等にて取圍候而者大し市廳の觀光を損し行末當町不繁榮の基に相成今般區畫改正等御世話有之候御趣意に相反し候條今後新家作之者にも小店三尺を限り造作致し最右小店先は暖簾障子は格別葎葎等不掛様致しつとめて清潔を旨とし十分開化の域に進歩候様面々篤く注意可致此段毎戸無洩可觸示もの也 同上

〔綱〕通本を置かる 日 缺

目人民より願により第一大區津輕郡青森町に遷卒十六名を置候事

但入費の義は民費賦課之事 同上

網遊廓は諏訪舊社地に移轉せり 日 缺

目私共義當三月二十五日夜類焼し相成難澁至極申計も無御座候然所廓仲間一統相談之上諏訪地面に而家業相營家内養育仕度奉存候間何卒格段以御沙汰を諏訪地面に引移方被仰付度此段宜被仰上被下置度奉願候以上

申五月

盧町廓家業之者

住吉屋久左衛門

佐藤清藏

佐藤要吉

清水清六

松村傳七

山内文次郎

松岡權四郎

神太次兵衛

盧町廓連中より願之通彌諏訪社地に引移の義御聞届と相成り右地所割は今度博勞町柿崎忠兵衛に御任せに相成たるよし不日地割に取掛からるへしと承はれり右社地は氣色も宜しき地かれは至極遊廓には宜しかるへきも地所至て狭ければ格別仰山なる好普請も出來間敷にやこれには少し残念の事なりき 某筆記

網六月、安達良八以下學校建築費を寄附せり 日 缺

目學校建設之儀に就而は追々御布達有之殊に御委托金御下渡之趣被仰出何分御趣

意に基き教育普及之方法相立度と存し夫々説諭を加候得共元來僻陋固執之士民共學の急なる所以を知らず出金之者等無之候處別紙之者共衆に拙て學資獻納仕度旨願出候段殊勝に付聞届候間相當之御褒美被下候様仕度此段奉伺候至急御指令奉仰候以上

記

- 一金三百圓 爲替方小野善助代東京府下商 安達良八
- 一金三百圓 開資爲替方榎本六造代東京府下商 赤松岩次郎
- 一金貳百圓 管内各大區 正權區長九人
- 同 各小區 正副戶長百五十人
- 但壹人に付大凡一圓二十四錢七厘余 祠官四十三人
- 一金貳拾五圓 管内各一區 祠官四十三人
- 但壹人に付大凡五十八錢壹厘余 眞宗住職十六人
- 一金貳拾圓 管内津輕郡内 眞宗住職十六人
- 但壹人に付大凡一圓二十五錢 眞宗住職十六人
- 一檜六寸角材百本 青森町商 高柳利助
- 此代金拾八圓三分 此代金拾八圓三分 高柳利助
- 第三大區八小區戶長 清野準一

- 一 檜程控万枚 青森町商 三上卯左衛門
- 此代金三拾圓一人に付拾五圓つゝ 瀧谷兼藏
- 一大工手間五拾人 東京府下神田大工職 茂呂吉兵衛
- 此代金拾貳圓五拾錢
- 一 釘貳拾五貫目 同牛込大工職 古畑藤兵衛
- 此代金拾六圓六十五錢
- 一金壹圓 青森町商 中嶋政吉娘
- 青森町商 玄賀女

〔網〕七月、目安箱を廢せらる 日 映

〔目〕太政官第九十九號を以て目安箱を廢止せらる

〔網〕新築家屋は豫め検査を受くへし 三 日

〔目〕當青森連年の火災市中困難相重候に付右豫防の爲め道幅割正致大通り八間小路六間と相定め焼家新造之分は割正致候處右火災に罹らざる家の分も追々割正可致候條造家或ハ立替致候者は其毎度申出検査を受然る後造家取懸り可申此旨相達候事

〔網〕石油取扱は注意をへし 五 日

〔目〕當市中常夜燈は石炭油に無之候ては不相成義之處右石炭油は魚油種油と違ひ火氣招く至て早く疎忽の取扱より「ランプ」を破り或は油樽に火氣移り人身を害する者少から候條銘々心を用ひ疎忽の取扱無之様可致萬一過て火氣移りたる時は灰砂蒲團「フランク」の類を打掛け木竹にて打撲し或は足よて踏付可申水を灌候得は油氣益激し火氣甚炎盛至候條水は決して灌き申間敷右は少々の過ちより大害を醸候義に付銘々疎忽之取扱無之様可致此段市中へ無洩可觸示もの也 縣記録

〔網〕倭武多を廢せらる 五 日

〔目〕従前七夕星祭の節ねふたと唱へ種々の偶像を持出し市中を徘徊致候義當北方習風に候處是れ全く古昔蝦夷の所爲野蠻の餘風賤むべきの至に候剩へ人數相集り遂に争闘に及び公裁を煩候義歳々有之甚謂れなき事候先般五節句御廢止に付右様之義致間敷義に候得共萬一心得違の者有之候ては不相成候條尚又改めて令禁止候條毎戸無洩可觸示もの也 同 上

〔網〕電信機設置測量は着手となり 十一 日

〔目〕東京より青森迄電信機御取設に可相成に付其寮官員出張に相成明十一日より當所測量相始め戸長共訊問の義有之候條其街路村々戸長共付添諸事不都合無之様可取計此段相達候事 同 上

〔網〕舊藩紙幣を焼く五千二萬九千百拾四枚 十九 日



目今般紙幣寮官員出張過日御引換相成候元弘前藩製造之紙幣大小取交五千二万九千百拾四枚此新貨十五万五千五百〇。檢査濟之上明十九日午前十時濱町學校地所に於て燒却相成候條縦觀差許候此旨毎戸無洩可觸示もの也 同 上

〔網〕神官僧侶の説教を開く 日 缺

目當青森正覺寺蓮心寺蓮華寺に於て來る二十二日より教院相開き毎月左の定日の通午後二時より四時迄神官僧侶説教致候條男女共出院聽聞可致此段毎戸無洩可觸示もの也 同 上

〔網〕廢船問屋類業は更に營業を請願へし 十九日

目各港館問屋船小宿其他五十集問屋一手請負責株式同様相成東縛之弊有之不都合之分先般相廢候得共尙右營業致度者ハ從前之舊弊を脱し更に相當納税の上營業手續並手數料請取等巨細相認可願出弊害無之分は大藏省へ伺之上可差許候條右願之者は更に可申出候 同 上

〔網〕就學督勵の訓令あり 十八日

目士農工商各其身を立て其産を治め其業を昌にするは身を修め智を開き才藝を長するに在り其身を修め智を開き才藝を長するハ學にあらざれば能はず故に古より所在學校の設ありといへども或ハ其道を得ざるにより徒に貨財を費し歲月を空ふして身を立る事能はざるもの少からず朝廷深く之を憂ひ給ひ人々をして身に行ひ

事ハ施すの實學に従事せしむべきの御旨趣を以御改正相成候學則に基き今般當町正覺寺を以假小學と定め新に教師を撰ひ來廿八日より開校授業申付候條是迄私塾等におゐて學ひ居候者其外ともに男女六歳以上ハ別紙雛形之通願書差出入校せしむへく候男女に限らず幼稚を教育するハ其父兄の任に候條御旨意之程篤相辨往々邑に不學の戸なく家に不學之人無之様可心掛候此段毎戸無洩可觸示もの也 同 上

〔網〕私塾を廢せらる 同日

目今般御願行學則に準官立小學設立來る廿八日より開校候に付是迄の家塾一般廢止申付候條此段小區中家塾開業之者へ可相達候事  
當時家塾の重なるものは安定寺にして生徒は二百名内外のものあり大町にハ木野久兵衛も亦百名内外濱町には小山内忠作ありこれも亦三四十名の生徒あり今度の何れも舊套を脱し官立學校に入る事と相成りたりと父兄とも何れも喜ひ合へるやに聞けり 某筆記

〔網〕小學校を正覺寺に假設せらる 二十八日

目青森町正覺寺へ假小學校を設く左之通相達候事

教 則

下 等 教 課 表

文	書	輪	講	語	算	讀	習	綴	
法	取	講	義	誦	術	方	字	字	壹級
動詞變化詞の種類	下級の如し	地學の内	下級の如し	下級の如し	比例算	下級の如し	下級の如し		貳級
五十音四段の活用	單句紙上に記せしむ	下級の如し	下級の如し	讀本の内	下級の如し	問答の類	名		三級
	下級の如し	讀本の内	讀本解意養生口授	下級の如し	分數算	下級の如し	草		四級
	單語盤上に記せしむ			古人名句或詩歌	諸等加減乗除法	國畫の類	書行書平假名行		五級
			國體學口授	單句	四則應用加減乘除法	下級の如し	書	字音假名つかひ	六級
			下級の如し	句單	乘除法	讀本學問のすゝめ等	楷書片かな淡十字形稍小楷	下級の如し	七級
			修身口授	句下級の如し	加減乘除暗算	單	字	假名組合智恵の環等	八級
			校則及生徒心得書等授	單語	西洋數字九々暗算	語單	片かな平かないろは日本數字	五十音等の音を正す	

日課表

甲の日	乙の日	丙の日	丁の日
讀	同	同	同
方	同	同	同
上	同	同	同
綴	講	輪	文
字	義	書	法
休	同	取	同
習	同	同	同
字	同	同	同
算	同	同	同
術	同	同	同

右に掲ぐる所の者小學下等の教科にして土地の景況と書器教員の乏きとに従ひ少しく文部省の教則を斟酌せしものなり而して六才以上九才迄の子弟をして是を踏しめ毎級六ヶ月の習業と定め第八級より次第に進んで第一級に至る凡て文部省定むる所の正則教則に由る

一子弟六才以下九才以上の者と雖初めて學に就くもの此の課程を踏しむること均しく第八級よりす

一從來他所よて變則學をせし者は長幼不拘第八級に就かしむること初めて學に就くもの如し一課若くは二課卓越なるを以て妄りに上級をを不許務めて不

及の課を責め以て各課平均に至るを勉めしむ  
北方の盡頭に僻在し古より皇風全く浸治せずして今時東京を距ること始んて二  
百里時勢の善良に進歩するも亦遠く風俗鄙野にして人々未だ學に向ふことを知  
らす因て逐次大に中小學を設立し以て朝廷至仁之意を體せしめんとして先づ二  
十有餘所の小學を設立し土地人情の宜きを參照して校則を定む校官其れこれを  
實行せよ

明治六年七月  
小學校則

青森縣

第一則

校官たるものは學制及校則を遵守し懈怠あること勿れ

第二則

授業時限ハ午前第八時より十一時に至り午後第二時より第三時に至る  
但教員は右時限十五分以前參校をへし

第三則

毎年一月八日開校十二月廿五日閉校たるへし

第四則

休業日

天長節 十一月三日

紀元節

神武天皇御誕生日

孝明天皇御陵遙拜日

神宮遙拜日

大秋式日 六月三十日 十二月三十一日

岩本山神社大祭日 九月廿二日

善知鳥神社大祭日 九月十五日

一六日

但臨時大禮御執行の日の其節に布達すへし

第五則

書籍損壞あき様恒に注意をへきは勿論なれども當地の如き買入不便の所ハ殊更  
大切ニ取扱少しく損壞に至るあらは速に修繕を加ふへし

第六則

校中日々掃除をなし務て清潔を要す

第七則

校中雜讀高聲及亂足を禁す

第八則 校中午餉を喫するの外一切飲食を禁す

第九則

初めて入校を願ふものあらは左の雛形之通書面認めさせ學區取締へ差出さしめ學區取締與書印の上其入校の小學に廻達をへし小學これを生徒名簿へ記録し聞届の指令に小學の印を捺しその下附すること初め出す時の如し

第十則

入校許可は相成候は、其父兄へ入校日限を達し速に其式を行ふへし

第十一則

粗暴にして學校の書籍及器械を破壊し或は紛失する者は其原價に照して償金を出さしむ

第十二則

生徒が學校則或は生徒心得に乖戻する者其罪の輕重に隨て假に懲則を設くる左の如し

但罰例は追而相達をへし

第一退校

第二債

破損の大小に仍て増減あるへし

第三丁役

其校の景況は隨てこれを定むへし

第四居殘

四時間を過くへからず

第五別座禁銅

五日を起すへからず

第六外出禁足

寄宿生なきの校はこれを除く

第七自室禁足

一學校位置

第七大學區青森縣管下第十四中學區内青森町

一學校名稱

一番青森小學

一學科

普通小學

三等教員

元弘前貫屬士族 猪股繁永

元斗南貫屬士族 三等教員

四等教員

元斗南貫屬士族 鈴木捨四郎

同 五等教員

五等教員

同 箕輪庄次郎

同 六等教員

六等教員

元弘前貫屬士族 元斗南貫屬士族

同 荒井留四郎

六等教員

元斗南貫屬士族 柳田毅

六等教員

元斗南貫屬士族 柳田毅

六等教員

元斗南貫屬士族 柳田毅

六等教員

元斗南貫屬士族 柳田毅

縣下村社祠掌

安定寺住職

教員試補

田川 亘

教員試補

水原 意教

同寺新發意

元弘前貫屬士族

教員試補

水原 大靜

教員試補

柿崎 兵司

縣下村社祠掌

同

教員試補

大井 民吾

教員試補

柿崎 熊治

一教員給料

一ヶ月參拾五圓

一ヶ年四百貳拾圓

一生徒員數

四百名

一生徒授業料

一ヶ月拾貳圓

一ヶ年貳百六拾貳圓

一學校費用

書籍器械

一ヶ月拾貳圓

一ヶ年百四拾四圓

營繕並經費

一ヶ月七圓

一ヶ年八拾四圓

小使二名

一ヶ月五圓

一ヶ年六拾圓

右費用總計

一ヶ月五拾九圓

一ヶ年七百八圓

御委托金四百五拾圓遺拂候積に御座候

右之通設立致此段相伺候也

伺之通

但學校名稱は番號可相除又教則中二度之大試は於て進級せざると云へ

も小學は一般人民學はさるものなきを要する義に候間讀み書き算用等日用

淺近之事は粗相辨候様更に懇諭を加へ精々放校のもの無之様可取對事

〔綱〕九月、中教院を蓮心寺に開く五日

〔目〕本月五日當日當町蓮心寺に於て中教院開院講義說教候に付左之件々相達候條毎戸無洩可觸示もの也

一男女老幼を不論聽聞として可罷出事

一神坐を設候に付聽聞之面々謹慎を加へ猥りけ間敷義無之様可致事

但有志之者賦備物等差出度者は詰合之神官僧侶へ可申出事 縣記録

〔綱〕善知鳥神社を縣社に進めらる

〔目〕今般津輕郡第一大區一小區青森鎮坐善知鳥神社を以縣社に被定候に付向後同社之義は私の新願に依り猥りに開扉不相成候最九月十五日は例年大祭日付參詣は勿論献物飾物總て可爲勝手此旨毎戸無洩可觸示もの也

郷村社配置之義に付ては追々御布達之趣も有之御規則により改正申付候義之處舊習に泥み各社合併等之義に付彼是苦情申唱候者も有之哉に相聞候に付實地不都合之向は六月限更に可申出旨相達更正の上御開濟に相成候條向後在來之神社廢立分合等之申立一切不取上候最區長戸長邊設繼をも不相用強而申立候者於有之は嚴重

之咎申付候條心得違無之様毎戸無洩可觸示もの也同上  
[綱]生絲改會社を設立せらる 二十九日

[目]生絲製方並賣買取締之義に付ては兼而御達も有之候處爾來製方粗漏に流れ詐偽之所行も不少不容易御國損に相成候に付爲取締更に生絲賣買鑑札御渡に相成無鑑札にて賣買致候者は其品取上鑑札料拾錢一枚五二十倍の科料可申付候旨御達相成候に付差向左之場所々々へ生絲改會社相設社入之者へ賣買鑑札相渡候條社入望の者は最寄改入手元申出候様可致此段毎戸無洩可觸示もの也

六年九月二十九日

生絲改會社並改人

青森町 村 林 才 吉

[綱]菱田權令本官を免せられ北代大藏出仕兼任せらる

大藏省五等出仕 正六位 北 代 正 臣

兼任青森縣權令

八月廿日宣下相成候事

青森縣權令 菱 田 重 藏

免本官

但位記返上之事

八月二十四日御沙汰相成候旨

別紙之通御達に相成候條爲心得相達候事

六年九月

權 參 事

[綱]漁業境界を定めらる 日 缺

[目]漁業の儀に付村々境界を争ひ種々不都合之次第も有之に付自今更に左之通相定候事

一魚類沖合船中に而も漁業は彼我の別なく入込不苦事

但鰯之類都て陸地へ引揚候節は從前之通相心得地所境界特別可相定事

一海草貝類は從前境界之通地所特別相定め漁業可致事

右之通相定候條毎戸無洩可觸示もの也 縣記録

[綱]練兵場射的場成る 日 缺

[目]係り官は土佐の木村某仙臺の湯村行作監督官は肥前滋工事請負は淺田理助

[綱]十月、乘馬規則定まる 日 缺

[目]辛未四月中平民乘馬被差許候旨被仰出候處右は全く乗鞍與手綱馬具等充分束粧致候馬に打乗候義を被差許候義にて口附おき荷鞍に跨候義には無之候處管下之者共多分荷鞍に跨り傲然市街を往來致候風習甚以如何なる義に候條爾後禁止候最乘馬に跨候とも慢に馳驅致さへき義に無之に付今般乘馬規則左之通相定候條心得違

無之様毎戸無洩可觸示もの也 凡八條

六年十月

〔網〕帳簿には檢印を受くへし十七日

〔目〕先般御布達に相成候証券印税心得書之内本年太政官第百五十五號増補御規則第二十二條以下金銀其他日用取引に相用候通帳判取帳の類合金一百圓以上附込授受致候分捺印之爲め不日其區内巡回申付候條第二十五條書式之通附込金高見積り第一類第二類を區別し願書認置來る十九日午前第十時當廳租稅課へ帳簿一同差出稅納の上証印を受後日之証據と相成候様可致候右証印無之分は兼而公布之通後日取引之間行違等出來訴出候とも一切取揚不相成候條心得違無之様毎戸無洩可觸示もの也 縣記録

〔網〕十一月、天長節の祝賀式を舉行す 三日

〔目〕今日は天長節なるを以て毎戸休業店先よは旭旗を樹て暖簾を卸し何れも賑々敷相祝候 某日記  
例歲九月廿二日は  
聖上御誕辰に付此日を以て天長節と相唱へ群臣に醜宴を賜ひ天下刑戮を停めさせられ衆庶と御慶福を共に被遊度と難有御旨趣に付一統賑々敷奉祝候様去年中相達置候處御改曆に相成候而は來る十一月三日相當候條右本日兼而御遊之御旨趣篤と奉

戴し衆庶一同長く御慶辰を奉祝候様毎戸無洩可觸示もの也 同上

〔網〕乞丐私惠を禁せらる 十八日

〔目〕乞丐人體之者取締方之義去壬申九月中及布令置に付而は徘徊致居候ものは無之筈に候得共于今各所徘徊致候ものも有之趣相聞右は全く其區戸長組頭共等閑之處より猶市在の者姑息私情に泥み内々食錢等を投候自彼等自己の懶惰を忘れ一時の安を偷み居候而已ならず終には狗盜剽竊之所爲よ立至り往々罪累に陷候者有之是迄追々御布告相成候深厚の御趣意に悖戻し且施政上よおいて不尠妨害を相生し甚以不相濟義候間爾後區戸長始其村組頭伍長等に至る迄御趣意柄等奉戴し其區内嚴悉遂搜索右體之者徘徊候は速よ取押姓名出所取組管内之出生に係るものは其方面へ送出し各區内一人之殘るものなきを必期候様可致候萬一心得違之者有之猶私情に持たれ内々匿置き或は食錢等投與候者有之於ては本人は勿論其區長組頭等に至迄律に照し處置申付候條此旨篤と相心得毎戸末々迄無洩可致布令もの也 同上

〔網〕郵便はかき及封筒は發行となる 日 缺

〔目〕太政官第三百八十九號郵便はかき並封筒發行候事  
右布達 同上

〔網〕陋習を一洗すへきの又々懇諭あり 日 缺

〔目〕各箇人にて日常心得方之義に付而は追々相達置候次第も有之候處未だ徹底不致

向も有之趣に付更に別紙條々書を以相違候條毎戸無漏觸示し漸を以右等之弊習洗除致候様精々教戒を加ふべきもの也

- 第一條 訴訟其他百般之公事呼出之節時限に遅延する事
  - 第二條 家宅外之不淨を掃はま及び道路の泥濘を除さる事
  - 第三條 無口の馬先立て通行を妨る事
  - 第四條 店先及人之觸目する所に而虱を取り或は嚙殺す事
  - 第五條 便器を枕上置き臥あから尿する事
  - 第六條 湯屋に於て入浴中頭上より湯を濺る事
  - 第七條 便所設立之場所にて他の街道或は溝渠等へ猥に尿する事
  - 第八條 鬚髪を残り前頭を剃る事
  - 第九條 頭巾或は帽に非る風呂敷編笠様之物を以覆面する事
  - 第十條 但村落農稼之節は此限にあらま
- 木刀を佩帶する事
- 以上 同上

〔綱〕十二月、演劇組織は教導職の査定とある日 缺

〔目〕雜劇之義は勸懲を旨とし教導之一端にも相成候義に付興行差許置候義之處中よは淫風醜態を摸擬し愚夫愚婦の心を誘し却て風俗を紊り候義も有之哉に相聞風諭

の本意を失ひ甚以不相濟事に候條自今興行之節は忠孝節義等の美事を以狂言を仕組興行願書へ詳細書載其他教導職手元へ差出し検査之後大區役所を經營轄へ可同出此旨渡世之者へ無洩可觸示もの也 縣記録

〔綱〕旅店規則定まる日 缺

〔目〕旅店規則左の通相定候條規則店先へ掲置屹度相守候様右渡世之ものへ無洩可觸示もの也 同上

〔綱〕町村吏準等級を廢止せらる日 十八日

〔目〕區長、戸長、組頭之義當縣適宜を以準等級相設取扱來候處今般太政官御達之次第も有之候に付自今等級相廢止候最順次之義は區長、戸長、士族、平民と可相心得此段相達候事

但本文之通改定候に付而は當八月中相達候神官村吏文通式は取消其他職掌之義は是迄之通可相心得事

〔綱〕郵便六錢切手發行となる日 二十日

〔目〕太政官第三百九十五號郵便六錢切手發行候事

右布達 縣記録

〔綱〕病院敷地を共有地と定む日 缺

〔目〕在縣官吏及町内豪富の義捐金を以て病院敷地六畝二十二歩を購求し青森町共有



とせり創立院長は足立當通にして濟衆病院と號せり 相原筆記

〔網〕明治七年一月、私設墓地及び其擴張を禁せらる 四 日

〔目〕從來獵に墓地を設候義は御制禁の處今般地券取調の上追々私有地の証券相渡候に付耕地宅地は勿論林叢たりとも許可を不得して新に墓地を設け或は區域を取廣候義は御制禁の段被仰出候條右様の義無之様毎戸へ可觸示に付在來寺院境内を始其佗不毛地等にて永久墓地に可賣場所は地引繪圖面とも詳細取調來る三十一日限可申出 縣記録

〔網〕貢米石代金は小野組、榎本組の負擔とある 十七日

〔目〕癸酉年貢米石代金納差許金配不行届村々も可有之に付小野善助代安達良八並榎本六藏代赤松岩次郎へ示談取組可致旨先般相達置候處猶又東京日本橋口町商岡田平藏義取組之義願書開届候に付同人代平田喜十郎差出條安達赤松兩人同様示談可致 同上

〔網〕質物官界紙は帳簿と變換せり 十七日

〔目〕是迄質屋にて差出候質札之義は質札預り書に付十錢二十錢の小質物と雖とも界紙相用可申等に候處右様小質物取引之間難澁之義も有之へくに付爾來質屋にて通帳相製し借り主へ相渡置質品預書に相充て不苦候條此旨毎戸無洩可觸示もの也 但一ヶ年附込通帳見積金百圓以上の証印請可申 同上

〔網〕廢藝娼妓貸座敷は更に營業請願すへ 十九日

〔目〕藝娼妓並貸座敷渡世之者昨年中戸長手許に於て夫々取締之方法申出候得共兎角隱密營業之者有之趣中には藝妓にて娼妓と伴り居候ものも有之由甚以不都合之至に付一般解放候條尙營業致ものは左の規則に因り更に可願出此旨毎戸無漏可觸示もの也 同上

〔網〕舊製樹を廢せらる 十五日

〔目〕兼而御達に相成候新製樹の義當青森大町角田平左衛門へ賣捌方東京府より差許に相成本月十五日より開店候條新製樹所持無之者は買求め舊樹相廢候様可致此旨毎戸無漏可觸示もの也 同上

〔網〕畜狗には標札を束ぬへし 二十九日

〔目〕當市中狗殊の外夥敷中には無故人へ吠掛り殆ど往來之妨げを爲さ而巳ならず或は家畜の鴨鶏を嚙殺し又は人家へ忍入飲食物窃喰致し候等人間の妨害不尠所謂無用の贅物也現今此儘打捨置候は尙此上追而増殖致し徒に厄害を醸成し自然警保上にも關係に付今般見廻方よ於て伺主有之分を除き伺主無之分は不殘打殺可致筈に候就ては來二月五日限銘々犬へ左の雛形之通木札を結び可申候最右日限迄右札無之犬は打殺可致候條此旨心得可申事

但伺狗心得方及打殺方法之義は聽訟課自可相達事 同上

〔綱〕二月、村林勘六消防組永續方法を建議せり 日 録

〔目〕御一新以來當青森市中に於て火災消防の手筈無之爲近きは壬申の火災の如く纔一夜の間に戸數千百戸を灰滅せり是悒まさらんや實に歎嗟のいたりあり就ては市中においても消防の手筈相備置きたくも何分整頓する不能依て爰に獻白して其消防組相設けたる獻言書左に

消防手立永續願之儀

當青森港之儀は素より天下に隠れなきの大港にして通船便宜なるゆゑに辛巳の年新に本廳を御建被置富豪の商人競ふて湊口し萬戸の繁榮するや際限あるへからも夫貧富の轉移は天然の至理あれども當港の商戸久しく營業せざるは全く火災の故ならんか考ふるよ弘化初年より三十年の間二十餘度の火災に逢ふて全港之餘貨已に盡むとるも實に度々火災の爲に灰滅して營業せざるの必竟平生消防之手筈なきゆゑに候近くは壬申の火災の如く火勢盛んからざるに僅か七八名も防禦の者御座候は、斯く大火に相成ましく誠に慨嘆の至あらまや依之は以來消防の方畧を立て更に火災の愁無之様仕度候不肖の私申上までに無御坐候得共あらかしめ消防の意指ヶ條書を以入御覽に候間願くは救解して御協心被下候は、連名にして蒙御縣裁を度候無御濫意御箴戒被成下度此段御諮問申上候以上

明治七戌年二月

村 林 勘 六

消防組手筈書

第壹條 消防方爲備金一ヶ月金八拾圓之積を以市中分限毎月一日若者世話役

中にて取立其町之通帳を以當所重立之内に利息附之上預け置可申事

但消防組より取立に不及事

第二條 八町爲頭之外重立之内自消防方頭取人並副役壹人御取立被仰付消防

方の儀悉皆其人ノ示揮に隨ふべき事

第三條 八町ハ爲頭壹人つゝ外ハ爲之者都合七百八人位御取立之上平生共消防

手配向夫々都合いたし置候事

但頭取之示揮に背き候者ハ相當處分可致事

第四條 變場に於て消防向の儀ハ頭取並副役爲之者へ御任被仰付最火勢に寄

建家取毀等に及候節は區長戸長之御差圖を可申受事

第五條 變具新規並修繕とも頭取之見分を請備金之内より差出可申事

但年毎十二月諸入費差引書八町へ相廻し一見爲致可申事

第六條 變場出勤之若者人別取調爲頭壹人に付五拾錢世話役貳拾錢爲之者壹

人に付拾錢つゝ備金之内より差出候事

但焚出並蠟燭總て諸入費爲頭自書出前同斷差出候事

第七條 出火之節爲之内變場ハ不勤之者より爲過料賃金の倍增取立備金ハ入

加候事

但病氣差合又は遠方行等有之候分前以頭取に届出置可申事  
第八條 變場詰働之者萬一怪我等出來候分は誰々に不寄病院自施藥致候様改  
て被仰付候事

但藥用入費之義は備金之内自差遣候事

第九條 變事の節は家別小見世先の提燈釣下候様御布告被仰付度事

第十條 火元之者勿論遠近之者早速騒立誰々に不限取防方專一可爲事  
但火元先驅取防方精勤之者に誰々不寄爲御賞備金之内自相當差出候事

第十一條 近郷より救夫之義は其戸長組頭附添區長戸長中の罷出頭取副頭取  
之差圖申請候事

第十二條 凡而備金出入之分は區長戸長中の何之上檢査を請可申事

第十三條 頭取年給拾貳圓副頭取同九圓六月十二月兩度に而差遣候事

附 録

一變事之節衣類家財諸道具等取紛られ持參致候分は則日自三日之内に組頭申  
出候御觸出被仰付度萬一取包置候分相顯れ候に於てハ嚴重御咎め被仰付度事  
一火元として密に家財諸道具取賦候者有之於は其品御取上之上嚴重御咎被仰付  
度事

一毎年十二月米出盛を見計ひ備金を以米買入藏入に致翌年熟作之處にて右米利  
米附之上貸附繰替藏入備置候事

一捕亡見廻之儀は町端入口並濱邊通盜難等之御吟味被下度事

消防費月割納取立法

- 一壹等重立 壹戸に付一ケ年 出金貳拾圓但一ケ月壹圓六拾六錢七厘つゝ
- 一貳等重立 壹戸に付一ケ年 出金拾八圓但一ケ月壹圓五拾錢つゝ
- 一三等重立 壹戸に付一ケ年 出金拾貳圓但一ケ月金壹圓つゝ
- 一四等重立 壹戸に付一ケ年 出金拾圓八拾錢但一ケ月九拾錢つゝ
- 一五等重立 壹戸に付一ケ年 出金九圓但一ケ月七拾五錢つゝ
- 則是を重立壹軒家とみなせし
- 一六等重立 壹戸に付一ケ年 出金七圓廿錢但一ケ月六拾錢つゝ
- 一七等重立 壹戸に付一ケ年 出金六圓但一ケ月五拾錢つゝ
- 一八等重立 壹戸に付一ケ年 出金四圓八拾錢但一ケ月四拾錢つゝ
- 一九等重立 壹戸に付一ケ年 出金三圓六拾錢但一ケ月參拾錢つゝ
- 一拾等重立 壹戸に付一ケ年 出金三圓但廿五錢つゝ
- 是則三軒組合にして則重立一軒分の割合也
- 一四軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金貳圓廿五錢但一ケ月拾八錢七厘五毛つゝ

- 一五軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金壹圓八拾錢但一ケ年拾五錢つゝ
- 一六軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金壹圓五拾錢但一ケ月拾貳錢五厘つゝ
- 一七軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金壹圓廿八錢五厘一ケ月拾錢七厘つゝ
- 一拾軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金九拾錢但一ケ月七錢五厘つゝ
- 一拾五軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金六拾錢但一ケ月五錢つゝ
- 一貳拾軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金四拾五錢一ケ月三錢七厘五毛つゝ
- 一廿五軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金三拾六錢一ケ月三錢つゝ
- 一三拾軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金參拾錢一ケ月貳錢五厘つゝ
- 一四拾軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金廿貳錢五厘一ケ月壹錢八厘七毛五つゝ
- 一五拾軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金拾八錢但一ケ月壹錢五厘つゝ
- 一七拾軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金拾貳錢八厘五一ケ月壹錢〇七毛つゝ
- 一百軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金九錢但一ケ月七厘五毛つゝ
- 一百五拾軒組重立 壹戸に付一ケ年 出金六錢一ケ月五厘つゝ

右の大凡之見込に有之に付凡て毛糸の羽錢四拾五入の事  
 右之通ケ條あらまし書立則御一覽に備候間偏御賛成御調印奉願候也

明治七戌年二月

各様

村 林 勘 六 圃

右賛成捺印人名左に

- 大町組頭 木野久兵衛 米町同 堺三郎兵衛
- 濱町同 中川磯右衛門 新町同 川野和助
- 博勞町同 柿崎才兵衛 安方町同 阿波屋清藏
- 安方町同 堀井健吉 蛭貝町同 木村嘉左衛門
- かち町同 柏原重兵衛
- 安達良八 板本六兵衛 伊東善五郎
- 柿崎忠兵衛 赤松岩次郎 村林嘉右衛門
- 瀧谷兼藏 三橋宇兵衛 桂井吉郎右衛門
- 藤林源右衛門 木村庄助 豊田太左衛門
- 平井文藏 長谷川與太郎 長谷川與兵衛
- 柴田文太郎 小嶋庄三郎 西澤重兵衛
- 村林平左衛門 渡邊佐助

青森消防組前々之通御取立被仰付度此段連署を以奉願上候也

明治七年二月 村 林 勘 六

青森縣第一大區々長

成田斧作殿

〔網〕雇人請宿規則定まる 十四日

〔目〕第一大區一小區博勞町速水與右衛門日儲稼奉公人世話方致度義願出候に付閉屈雇人請宿規則別紙之通相定候條右營業望の者へ可願出此旨毎戸無洩可觸もの也

二十四日同上

縣記録

〔網〕北代正臣兼權令内務省に轉し池田岩手縣參事は轉補せらる 二十四日同上

〔網〕三月、結婚送葬は質素式に従ふへし 八日

〔目〕婚嫁は人生の大事にして相應之年齡にも至候得は好縁を求め可申等之處兎角舊慣之習風に流れ土産金又は支度の多少善惡等を論し且其式相整候にも親類組合始無謂者まで數日打寄酒食等相食り自然不尠失費相掛り之か爲め男女婚嫁の期を誤候のみならず間々困苦に陥り候向も有之哉に相聞真に無謂事候條自今貧富相應質素を旨とし其期機を不誤様屹度心懸可申事

一送葬之節多くの剪綵花を用ひ其行粧を修飾し來り貧困の家といへともこれを不用ものは葬儀に疎にして死者に薄きか他の誹謗を憚り無用の貨財を費しこれか爲め往々後日の負債を生し益貧困に陥り遂に其祭祀を奉する不能もの有之哉に相聞候處各自其身代に應し務而無用の虚飾を省き葬儀相整へ家産之敗壞に不至様面々篤く可心掛候最富有ものといへとも自今以後剪綵花二臺より多く相用申間敷且葬式法事等は重んずべき事に候得共謂れなきものまでも打寄り猥り

酒食に飽き無用失費も不少起是又不都合之事に候條屹度可相改事

右兩條之弊風有之向は互に相戒め速に一洗候様毎戸無洩深切に可加説諭もの也〔編者〕曰く本訓令は痛く本町の弊肯に中れりと謂ふへし舊藩時代に於ける素質儉約の嚴達を下すことは數十を以て算すへし而して其弊風を改めざるは誰昔より然り而して送葬を最甚しとも堤町八田の花籠撤從米町吹田の一送葬式に昔しの百兩を暴擲せしは言ふへからざるの奢侈に屬するも其佗日備糊口下等社會に至るまで數十金を費さるものは未だ會て有らざるなり先つ送葬前夕當り知るも知らぬも假令は一町内百軒とすれば百軒へ一々使を馳せ曰く佛様の御相伴に御出被下たしと乃ち家々老婆を首とし或は子を携へ孫を引き廣至飲食するのみならず香華寺の僧はこれを時として説教を始め日暮より十二時より亘るを常と牛飲馬食其結果は宛も一大酒筵を張るに何そ異ならん念佛倡名に時には俚謠を雜ゆるを聞き喪主と叱怒せらるあり豈野蠻の極ならずや夫の結婚の如きも奢侈僭越殆んど甚き庶民にして金輿に乗らざるのみ而して樽入と號し五升や一斗を携へて齋頭及び部下數十人或は一町内を擧げて來賀し三日三夜のみならんや殆んど十日二十日の間醉客跡を絶たさるあり参考結婚式書及送葬式はこれを附録に掲ぐ其一班を窺ふを得へし本港の富豪と稱するも幾人そ八田吹田彼れか如きも今は全く跡を窺ふを得り枕の嘆無き能はま自他の所謂婆々の臍糞金を珍重するものにして豈に警戒せず

其可ならんや

〔綱〕大區役所の改稱あり 十六日

〔目〕各大區々々長事務取扱所等之義是迄大區役所と唱來候處自今會所と唱替可申候此段相達候事

但公事に相用る印章の義も輪廓太さ方一寸内に第何大區會所と彫刻可致候事 縣記録

〔綱〕各社祭事費額定まる 十五日

〔目〕管内縣村社祭事每區各社區々の執行よて神饌料等も不均より諸入費氏子中へ賦課申付にも不都合に付壬申六月教部省第七號並同年太政官百四十二號及三百五十八號公布に照準別紙の通り規則相定候條神官中無洩可相達事 一元始祭 一月三日

縣社神饌

- 洗米 酒二瓶
- 餅 海魚
- 海菜 菊
- 野菜 鹽水
- 中奉書二枚 杉原十枚

人足適宜

以上總入費壹圓七拾五錢に過くへからせ

郷村社神饌

- 洗米 酒二瓶
- 餅 海魚
- 野菜 鹽水
- 中奉書二枚 杉原十枚

人足適宜

以上總入費壹圓貳拾五錢に過くへからす

孝明天皇遙拜式 一月三十日

紀元節遙拜式 二月十一日

神武天皇遙拜式 四月三日

杉原四枚 新 薦

人足適宜

以上縣社郷社共四拾錢に過くへからせ

大祓貳 六月三十日十二月三十一日

杉原四枚 新 薦

人足適宜

以上入費縣鄉村社共四拾五錢に過くへからま  
 一縣鄉村社年中一度の大祭之義從前夜宮の稱を廢し更に大祭と可稱神饌之義元始  
 祭同様にて其代料の元始の倍増たるへし  
 一神樂執行の爲神官相雇候節は賄料一人一飯八錢たるへし人足は一人一日賄料雇  
 錢を合せ廿錢に過くへからす  
 右之通相定候條定限を不越様注意いたし入費帳の其都度檢印を受其町村へ賦課可  
 致事 同上

〔綱〕區戸長準等定まる 二十三日

〔目〕區長戸長身分取扱之義今般太政官御達之次第も有之に付自今左の等級に準し取  
 扱候條此旨相達候事  
 但給料之義は但書之通可相心得候事  
 一區長 準十四等  
 但月給十五圓  
 一副區長 準十五等  
 但月給十四圓  
 準等外五等  
 一戸長 準等外五等

但月給六圓  
 準等外六等  
 一副戸長 但月給五圓

〔綱〕街衢修正に着手せり 二十四日

〔目〕市街火災豫防之爲延燒大道八間小路六間に幅廣被仰付候に付右御規定を以各町  
 家造建替候節は必を檢査申受候後家作取掛候條先般御布達に相成連々施行來候然  
 に在來街道曲り並戸前出入も甚敷一戸或は二戸其時々御棹施行候義御手數に涉る  
 のみならず追年に至軒並建崩之御趣意立行申間敷奉存候依之前廣一定の繩規を施  
 し各所四辻より四辻迄の道幅を檢し在來軒並の出入を正し尙又四隅繩内の地坪調  
 へ揚げ御民圖帳反高へ引當地面廣狹に寄増減相立其上にて街道足し地及裏行伸縮  
 有之分共毎戸に寸尺繪圖面詳細記載の表を以て自今後家作伺の廉々御指揮相成候  
 は、往々修正之御規模相立可申哉に奉存候此段御沙汰奉伺候

須藤 序

青森市街割正に付須藤序自取調繪圖を以申出候趣御聞届可然奉存候 地券掛  
 (編者)曰く街衢廣狹利害得失は當時須藤序の建議に出つ從來街衢幅員の狹隘なるは  
 獨り青森のみならず弘前舊城下町並も甚狭きの憾あり故に火災延燒の原因は一に  
 して足らざれとも街衢廣狹は正に其一に居れり然りと雖平生連擔櫛比せるよは以

て之を如何すへからざるもの有り但好機と稱せしは災後の施行是なり若し從來  
 所有の宅地に於て移動削小するなからしめはこれと謂ふへき妨害者のあることは  
 なきものゝ如くなれども或はこの割正に因り千百年を期するの府庫を破壊する  
 の已むを得ざるに至るへきこれ有りこれ紛論囂議百端殆んど制止せしめざる所  
 以あり本縣は先日業に既にこれを博勞町災後に試行し今又千餘戸の類焼に乘しこ  
 れを施行せしは所謂割正は全街の半に超るを得へし情たらまして進んで彌施行  
 せんに全街に逼る何ぞ憚るこれ有らん序其紛議の衝に當り公益を以て自ら任し  
 忍耐を以て自ら持し終には全街を割正し小路は六間大通は八間濱町に限り港首に  
 居り貨物陸揚等の便宜を謀り十間と特定し類焼は非されは家作新規に乘し漸次施  
 行すへきことゝなせり今に至るまで猶繼續するものゝ如し序も亦一小吏を以て待  
 つへきものあらんや

〔綱〕四月、本年天候順ならぬ 四 日

〔目〕社倉義倉を置て豫め凶荒の備を爲し不虞の天災を防くは古人の遺法美事にして  
 荷も地方に關する者平生深く注意せざるへからず別而當年之義は客冬以來雪少く  
 寒亦薄し氣候十分に順ならず或は此末秋成の豊熟如何可有之哉と切に心配致候今  
 にして豫めこれか備を立てすんは萬一凶荒に立至候節何を以て其飢饉之憂を免れ  
 んや時節己に後れたる候得共管内一般一小區毎に貯穀して以てこれか備をなさん  
 ことを要す然れども地に肥瘠あり村に貧富あり毎區其體を異にす故に村高百石に

付穀何程千石に付同何程最正穀何程雜穀稗之類何程通計何程貯蓄相成候や一小區  
 毎見込相立往復を除く之外十日限取調無相違可申出此段申達候也 縣記録

〔綱〕五月、貸座敷藝妓行事を廢せらる 九 日

〔目〕貸座敷藝妓行事今般詮議之次第も有之自今相廢止候條戸長組頭にて取締賦金  
 取立月々上納可致此旨相達候事 同上

〔綱〕斷髮令下る 十二 日

〔目〕男子斷髮之義に付ては昨年以來追々告諭致候趣も有之近來に至候而者追々布令  
 之趣に基き斷髮之者も多分相見得候得共いまた依然半髮之者も有之且中には髮を  
 斷候得者よろしき事と相心得風姿之醜美日常之便否に關せも猥りに裁斷いたし却  
 而半髮に劣れる見惡敷頭髮に相成候者不尠右は畢竟頭腦を擁護して健康を保全す  
 る所以を知らざる儀にて其斷髮の眞意を失ひ他に可耻之至實に無謂次第に候條右  
 等の者も早々爲相改尤半髮之者は早速斷髮いたし一般善良の美風を表候様村吏は  
 身を以て先立區内末々迄無洩懇切に可告諭もの也 同上

〔綱〕揭示場を設立せらる 十六 日

〔目〕昨明治六年二月太政官第六十八號御公布に基き御布告揭示之義委詳相達置候處  
 右は今般御取消相成候旨御達有之候仍ては揭示場之義戸長門前へ新に出來候分は



其儘差置相用不苦未た不取立分は其小區内に於て便宜之地を撰ひ建設の上是迄之通揭示可致最御布告類區内一般へ頒布之義に付ては度々相違候趣も有之候得共兎角御旨趣徹底不致處より間々不都合の義も有之候處今後御布告類都而談區到達の翌日より三十日を過くれは人民一般知得たること、見做候條右日數中に區内之人民周知候様區戸長組頭手元に於て精々注意可致此旨相違候也 同上

〔綱〕六月、巫覡禁厭法等又々嚴禁せらる 五日

〔目〕御維新以來巫覡其佗總而妖言妄語を吐て人を誑惑する等の類御制禁相成候に付現今右體之者絶而有之間敷筈に候處當管下從來の習癖に而盲瞶並大平又は御夢想坏と稱し候者今猶存し閭里を徘徊して無根の怪談邪説を唱へ頑民を欺き中には種痘は身體に害あり養蠶は岩木山の忌み玉ふ坏謂れなき儀を申觸らし候者有之哉に相聞養蠶並種痘之義に付は頃日布令よ及候義も有之候處右等虚言を申傳候ては愚民の迷惑を生し布教之障礙を醸す不尠實以不相濟事候以來右體之者有之節は見聞次第召捕痛可加治戒候條一層取締可致候萬一犯者有之候ては其村吏に於ても忽諸之罪不免は當然に候間此段相心得毎戸無洩可令布令もの也 同上

き聊靈驗利益等のへき謂れ無之到底愚夫愚婦を眩惑せしむるものにして衆庶に方向を誤らせ布教の障礙不尠候に付兼々堅く禁止候處右同様相心得自今下方にして取締方厚注意致し右體之者有之候は、拘留致置速可訴出候若萬一心得違之もの有之右體之者留置信仰依頼等致候者有之候は、屹度處分よ可及候此旨心得違無之様毎戸可令布令もの也 同上

〔綱〕道路實測里程善知社頭よ基点標を改立す 八日

〔目〕今般道路里程實測取調之上驛々標柱造立致候に付は舊一里標を相除き方今相樹候標柱に記載之里程を以て道程之基本とかし爾來右よ據て人馬賃錢等繼而相用候繼釋村へ可相違もの也 同上

〔綱〕中教院を常光寺よ置く 十六日

〔目〕今般當青森港常光寺の中教院設立來十六日臨時大祭執行開講候旨届出候此段爲心得相違也 同上

〔綱〕中教院改稱あり 十九日

〔目〕客年管内處にへ設立相成候假中教院並小教院の義今般大教院派出自申越之次第有之候に付自今教院の稱號相廢止更ニ說教所と相唱可申候此段區内教院へ無洩可相違もの也 同上

〔綱〕七月、無盡講類及び空物抵當賣買を禁せらる 三日

〔目〕疾病相扶凍餓互に救て廢亡流離の難を免れしむるは郷黨共義之通情也當管内に於ても從來一時救窮之爲共義の通情を以無盡或は頼母子抔相唱夥多之講致候やに候處其事は嘉まへきに似たりと雖とも其實は相反し飲食の冗費糶買の弊害等有之趣に相聞如何之事に候抑共義の通情は銘々誠心誠意より其難を救者にして必ず無盡講頼母子講に限るましく候依て右種類一切今後令禁止候乍去是迄立講の分一時に相廢候ては多分迷惑之者も可有之に付格別之詮議を以て右立講の分に限り終會迄開講差許候得共飲食の冗費糶買の弊習等無之様取締可致候萬一不取締にて右等の弊習有之分は縱令苦情申立候共斷然令禁令候條屹度心得違無之様可致此旨毎戸無洩可令布令もの也

物品を賣買して有無相通し金錢を貸借して貧富相助くるは人間交際上の通義にして一日も不可缺義也然るに一時融通の爲とは乍申當管下津輕郡從來の弊風にて空物の預り証書を以て金錢を貸借し或は買買或は質入等致し遂に辨償の道を失ひ甲乙紛義を生し及出訴候義不尠右は却て金銀融通の道を塞ぎ商法衰頽之基を護も而已ならず其情を推究すれば殆ど詐欺取財に類し不相濟義に付今後令嚴禁候依之爾來金銀貸借勿論品物取引に於て誠實に信義を守り決て他人之權利を妨碍せし必ず自己の生業を保存候様厚く注意可致候若し心得違之者於有之は該人は不及申連係之者迄相當之咎申付候條細民末々迄一般無遺漏可觸示もの也 同上

〔編者〕曰く旨矣哉縣廳の此の令を出すや無盡講の産を破り空物賣買の家を傾くる當時比々皆是なり石代金納の開始せしより空米取組なるもの最も縣下に蔓延し相馬辨治郎を以て魁と爲し身死して葬むるの地あきよ至れり彼の川内屋吉郎右術門の才幹を以て空物賣買外國人に要約せられ子孫の大惠を胎せり榎本村林の大訴訟も亦この類あり然れども小人の情狀は勢以てこれを禁すべく論達訓令の能く制止すへきものに非ず縣廳の頻煩諭達訓令あるに拘はらず陽に奉し陰に實行し空物賣買の益猖獗せしむ微すへき也今や無盡講も漸く跡を歛め空物賣買も法廷に上る甚稀なるものは法令緻密の功無しと謂はさるへからさるも抑も人々各自般鑑する所あるに因る假令は酒を使ふものゝ如し腕力の懲磨に自ら其痛を憂するに非されは止まざる也然りと雖とも當時縣廳本件に對し頗苦慮せし所以は亦忘却すへからさるに非まや

〔綱〕相撲劇場に初めて賦金を課せらる 十八日

〔目〕 一相撲 此賦金一日金拾錢  
 一劇場 此賦金一日金拾五錢  
 右者市村に於て是迄願之上興行致來候處賦金取立無之に付自今以後興行中日數に應し書面之通賦金申付道路橋梁修繕病院入費に相供候條興行之都度取立上納可致此旨相達候也 縣記録

〔網〕棄兒養育支給米は年四回と定まる 二十日

〔目〕棄兒之養は滿十三年を限り一ヶ年米七斗宛爲養育下賜候處月々請渡候遠隔之地  
に於て指支も可有之依而三ヶ月分米壹斗七升五合三月六月九月十二月二日渡定日  
と相定候條此段兼而爲心得相達候也 同上

〔網〕假名附新聞初めて縣下に見はる

〔目〕先般來東京假名附新聞社へ申付御布告類各區申出之部數取寄與野庄平を以頒布  
爲致候は今日朝旨の所在を管下一般へ普く覺知せしめ愚を諭し蒙を開き所謂開明  
の域に進歩爲致度就而は村吏共も能々體認致し上意を下達し衆庶を誘導致し御趣  
意を人民に同知せしめ益御布告類部數増加之義願出候様不相成候ては不相成義之  
處無其義追々部數減少等願出候も間々有之不都合之事に候條自今注意致し普及候  
様可致此段相達候也 同上

〔網〕八月、貢法は五公五民と定めらる 七日

〔目〕其區内村々田方作柄不宜破免相願候節取計方其筋へ伺候處最早地租改正も差向  
候に付本年之義自然違作之村有之候節は六公四民の舊法相廢止五公五民方今普通  
は成規破免之法を以檢見可取計旨御指令有之候條最右税法は一村貢額三分以上の  
損毛に不相當候ては破免には難相立此旨相心得可願出もの也 同上

〔網〕大祭事の外は太鼓を鼓つを禁せらる 十三日

〔目〕從來管内該村の慣習に而當節に至候得は陽氣を向ふ杯と唱或は虫逐ひ杯と號黃  
昏より壯年の輩市街村落に集り太鼓を打鳴し夜間人之睡眠を妨げ間々醜體を醸候  
哉も相聞え風習野蠻之景況に近く耻つへき事に候以來村社祭事を除くの外市村  
に於て右様之義無之様可致此旨毎戸無洩可觸示もの也 同上

〔編者〕曰く鼓聲陰氣を抑へ陽氣を助くるものと爲す故に地方慣習陰曆五六月に方り  
若し薄暑ある時候と爲す乎太鼓を夜々打ち鳴らをも常とせり虫逐は虫送りなり虫  
送り祭は五月插秧後の舉行但八月頃の黄昏より夜半にこれを鼓するものは此際  
秋成を待つのみ農事少閑を告げ切に秋成を待つの時とす況んや陰氣漸起らんとす  
るの候也壯夫は無聊に堪へざるのみならず蚊虻の刺して寝る能はざるを以て悶を  
遣り陽を助くるの一策として鼓して深更に至る然らざれば文盲の壯兒其の無聊を  
苦んで夜陰に乘し醜行を演ずる如きは殆んど制止すへからざるもの有りこれ舊藩  
時にありては默許せし所以のものにして本布令の如きは卓上の空論に成るものと  
云はざるへからま地方官たるもの最も猛省せよとす下情も通せすんは争  
てか令して行はるゝを見ん善政を行はんと欲するも其れ得へけんや本縣從來長官  
交迭甚煩煩なり畢竟卓上空論を持するに由らすんはあらま噫

〔網〕九月、街衢割正は結了せり 五日

〔目〕割正事業は三月廿四日より九月五日迄挿入繪圖引迄相終候凡日數百六十日間を

〔網〕池田權令東京に卒に 十二日

〔網〕函館青森間の通航汽船は二隻なる 二十二日

〔目〕開拓使附屬汽船弘明丸是迄青森安渡の兩港航海相成候處自今青森函館兩港の間百事便宜を要する爲め更ニ同使付屬汽船稻川丸を加へ兩船にて別紙規則之通本月二十二日自航海施行相成安渡港へは航海相廢候段報知有之候條此旨可觸示もの也  
函青間航海船出發定則

弘明丸	每月二日 午前七時	函出船	稻川丸	二日 午前七時	青出船
四日	同	青出船	四日	同	函出船
六日	同	函出船	六日	同	青出船
八日	同	青出船	八日	同	函出船

以下隔日出發順序倣之  
但暴風之節ハ日送の事  
運送賃價定則  
一郵便行李 壹箇に付金參拾錢  
一船客上等 壹人ニ付金參圓

- 一同 中等 同 金貳圓
- 一同 下等 同 金壹圓五拾錢
- 一同 等外 同 金壹圓

是は北海道出稼人並貧困者の爲ニ設候事  
但小兒三歳以下無賃十五歳以下定期賃價の半減たるへき事

- 一米穀 四斗入 一俵ニ付 金拾貳錢五厘
- 一酒醬油樽物 二斗入樽にて 金拾貳錢五厘
- 一蕙荷並箱物類 十貫目に付 金貳拾錢
- 一長持兩掛簞笥類 曲尺に付 金拾錢

但彈藥硝硫黃等之類總而激烈之品にて火易發物品は嚴重手當取締可付に付賃價之一倍増萬一右品無届にて積入候節は取捨之上相當之價金可取立事

右之通相定候事

〔網〕故無く長男を廢するを禁せらる 二十七日

〔目〕從來謂れなく他の二三男を養子と致置長男のこれあるを措て無故養子を嗣子と致度願出候輩も有之倫理に乖戻不都合之事ニ候條自今屹度心得無之様此旨毎戸無洩可觸示もの也

但長男廢篤疾等又は不得止事故あるか或は追而分家致候義にて養子致候者は此限にあらま 縣記録

〔綱〕十月、塩谷參事は岩手縣より轉任せらる 七日

〔目〕岩手縣參事塩谷良翰青森縣參事に任せらる 同上

〔綱〕女兒生母羈絆の舊習を改むへきの訓示あり

〔目〕從來土地の弊習にて婦女離縁し相成節其産出せる所の男兒は其家し殘し女兒は其婦女引連れ歸り他に再嫁の節も右兒女を引連れ入籍始終婦女の厄介に致置く由に相聞候條不條理千萬所謂野蠻の陋習とも可申哉畢竟婦人他へ婚嫁し設る所の子は男女となく其生れたる家より婚嫁せるは相當然るに生母の再嫁へ隨從致すへき道理あらず夫れか爲め女兒多くは其實父を父とせざるに立至り倫理廢壞し竟には戸籍の錯亂を醸成する條自今以往斷然舊弊を矯め一洗候様區戸長に於て一層注意懇切説諭すへきもの也 同上

〔綱〕榎本六造村林勘六米金紛議は大訴訟となる 十四日

〔目〕榎本六造自訴書之事

當御管内第一大区一小區陸奥國津輕郡青森濱町四丁目 榎本六造手代

買預米金差引不渡之訴 原告代官人 能 勢 忠 七

右同大工町拾七番地商

被告人

村 林 勘 六

明治七年第四月九日買預預ヶ置同五月三十日可請取替之處不渡の表

同第一月廿七日米五百俵買受候代金勘村八郎治自相渡高の表

右米五百俵期日不渡に付買代金は一日五割之俵金五月十一日自十月十日迄日數百五十三日之間可請取高

明治七年第五月九日預ヶ置同三十一日可請取替の所不渡の表

- 一米千俵也
- 一金五百拾五圓也
- 一金三萬九千參百九拾七圓五拾錢也
- 一金千四百圓也
- 合米千俵金四萬千參百拾貳圓五拾錢也

内

金五百圓也

第五月九日金千四百圓預ヶ置之内へ第六月十五日正金に而請取之表

殘米千俵金四萬八百拾貳圓五拾錢

差引可請取高如斯

右證書之寫如左

証

印

米五百俵也

青森有所稱懸據附 四斗入五月三十日渡

右は正に賣拂代金請取前書米高總し預置申候處實正也最期月無相違相渡可申候依而賣証如件

明治七年四月九日

村 林 勘 六 圓

稱馬辨次郎殿

証

印 米五百俵也

青森有所網懸採付  
四斗入來五月三十日限

右の賣拂正に代金請取前書米高儘に預置申候處實正也最期月無相違相渡可申候依  
賣証如件而

明治七戌年四月九日

村 林 勘 六 圃

相馬辨次郎殿

一 立米五百俵也

但網懸に而來五月十日渡之定銀金一日に付五割の之

右は代金五百拾五圓正に請取申候前書米高儘に預置候處明白也最期限無相違可申  
相渡候萬一其節、至右米相渡兼候節、御定通罪金付之上急度相渡可申候爲後日念  
米預依而如件

明治七戌年第一月廿七日

村 林 勘 六 圃

嶋村八郎次殿

仲立 工藤長太郎殿

記

印 印 印

一金七百貳拾五圓也

但壹俵に付壹圓四拾五錢つゝ

右は玄米五百俵村林勘六預手形に而賣拂代金不殘正に請取依而如件  
明治七年三月三十一日

賣 人 嶋村八郎次 圃

代 印

仲 立 上 林 酉 松

榎本六造殿

証

印 印 印

一金千四百圓也

右者正に預り申候當月中相渡可申候也

明治七年五月十九日

村 林 勘 六 圃

相馬辨次郎殿

添 証

印 印 印

一米千俵也

但村林勘六の預け米手形貳通

印 印 印

一金千四百圓也

但村林勘六の預け金手形壹通

右者書面之代價金正に請取本書之通預り人共示談之上貴殿は相渡申候處實正也爲後日添書始伴

明治七年戊五月五日

相馬辨次郎 回

榎本六造殿

右原告代官人能勢忠七奉申上候當所大町三拾三番地商島村八郎次自同大工町壹丁目拾五番地商被告人村林勘六は買預ケ米五百俵前願証書手形を以私方へ買請尙同所米町商相馬辨次郎自右勘六は預ケ米千俵に而手形貳通請取代金相渡買請置候其後に至り右辨次郎自勘六は金千四百圓預け手形請取同金高相渡預け置候處追々預け米金之内期限に至候而も相渡し不吳及淹滞候に付種々掛合仕候得共兎角彼是品能く申紛何分相渡不吳當惑仕候間何卒格別之以御仁恤被告入村林勘六被召出差引殘金額速に相渡吳候様御裁判被成下置度此段奉願上候以上

榎本六造手代

原告代官人 能 勢 忠 七 印

代書人 榎 本 六 造 手 代

永 田 嘉 三

權參事那須均代連

青森縣七等出仕候時恒男殿

前書之儀私自御願可申上等に御座候處病氣に付能勢忠七代に代官相頼候然上者能勢忠七自申上候事柄並御請申上候事柄共後日至私自異儀申上間敷候以上

明治七年第十月十四日

榎本六造代 吉 田 亮 三 印

〔綱〕須藤序の買測割正の手當金を賜ふ二十日

〔目〕須藤序義は御雇にて月給之御取究無之に付月數考量等外一等の月給に照準御褒詞左之通

青森市街割正に付取調懸申付候處精勤候に付爲手當目録之通り下賜候事

目 録 六十圓

地券掛立案

割正入費他繩張人足賃等は迄立替渡之分惣而市中に上納之義左之通

金百九十二圓九十錢八厘

繩張人足賃

金六十圓

須藤序手當

合二百五十圓九十錢八厘

右入費金屋敷地此度打出坪數に應し取立來る廿七日迄上納可有之候也書面青森町割正諸入費改出之坪數へ割賦候義聞届候正副戸長並組頭手當之義難聞届併數日出張取調候義に付出張日數分爲盡賄料一日金一錢つゝ同斷割賦之上可差遣候事

記

一金四百參拾圓八拾七錢九厘五毛

青森町割正諸入費調之表

此譯

金貳百五拾貳圓九拾錢八厘

金七拾貳圓九錢壹厘貳毛

金四拾壹圓參拾五錢八厘

此割

三千七百八十七坪四合

一坪ニ付十一錢四厘六毛當リ

金貳拾七圓八拾壹錢貳厘五毛

戸長組頭  
費助料

〔網〕

濱町、蜷貝町假炮臺地所の檢査あり 日 快

〔目〕青森濱町假臺場實地に向き候處形狀悉破壞に及全體之積數判然不致候に付現地存在之姿を以て取調別紙圖式之通に候即及御廻候條御入手有之度候也



三 二 三

間 二



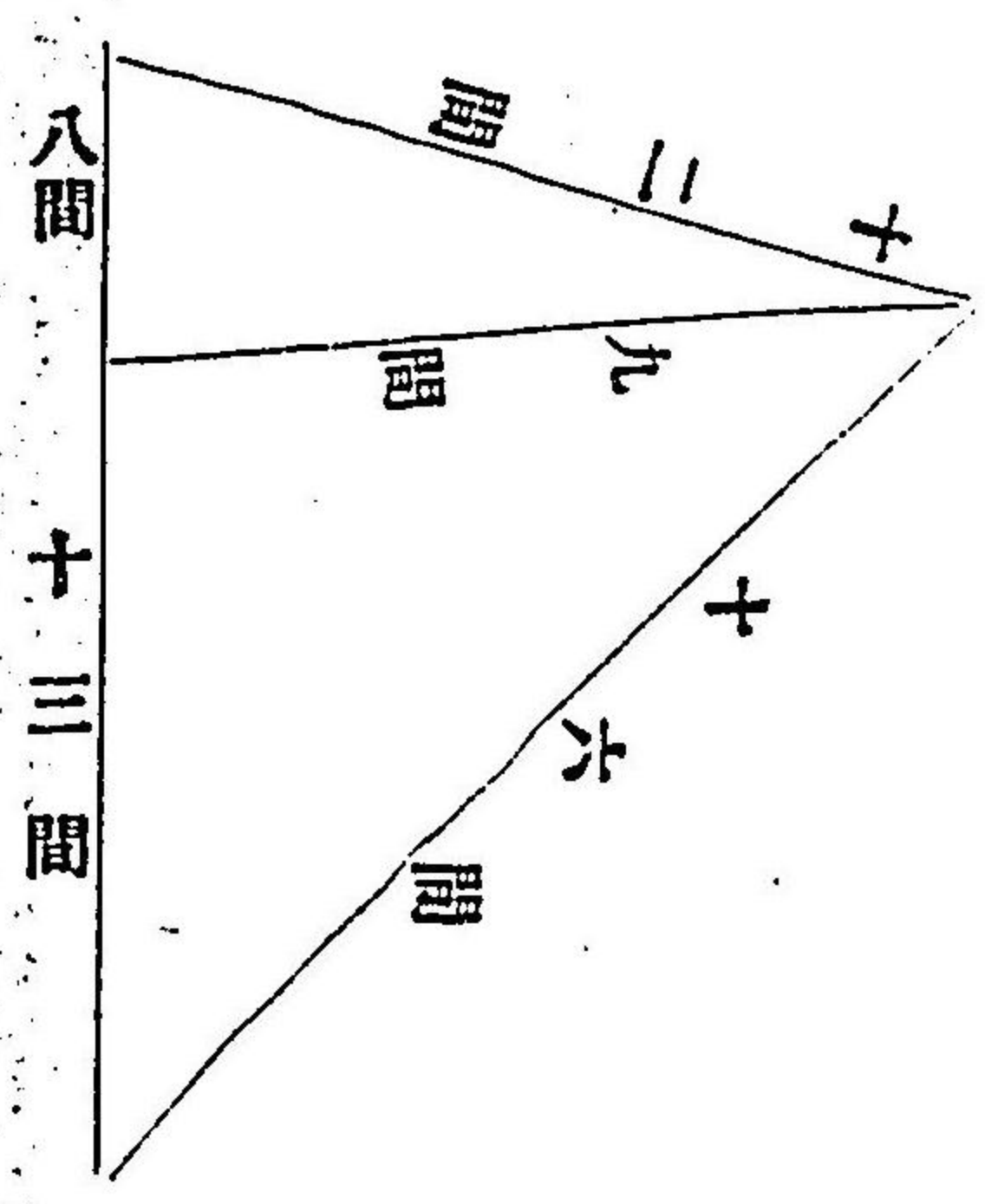
三 二 三

長 十七間

青森濱町東端蜷貝町假臺場繪圖面坪數取調可相廻旨營所より懸合有之候に付御廻可申旨致承知候右假臺場實地に向き候處形狀破壞に及全體之積數判然不致候に付現在之姿を以て取調申候に付營所へも右之趣御通有之度候也

弘前支廳御中

本廳地券掛



九十四坪五合



〔網〕村林勘六より榎本六造に係る紛議答書を呈出せり 二十二日

當御管内第一大區一小區陸奥國津輕郡青森大工町十七番地商

被告人 村 林 勘 六

目買預米金差引不渡訴之御答  
右當青森濱町四丁目商榎本六造手代能勢忠七申上候米金差引之儀訴出候に付今廿二日午前第八時御呼出之御狀奉拜見御答奉申上候  
一米千俵也

明治七年四月九日買請預夕金同五月三十日可請取答之儀不渡高

榎本六造自訴出候表

右米之儀は去る五月三十日渡に候得共榎本六造自米壹萬俵五月三十日渡取引御座候に付六月十五日迄に相馬辨次郎並私儀榎本六造方に罷出双方直段壹俵に付貳圓拾錢宛に取窮申候  
一金五百拾五圓也

明治七年一月廿七日米五百俵買請候代金嶋村八郎治自相渡候高

榎本六造自訴出候表

右五百俵之儀は是又前書奉申上候通六月十五日迄に相馬辨次郎自私兩人榎本六造方に罷出壹俵に付金貳圓拾錢宛直段に取窮右代金之内え金五百圓相渡候様榎本六造自相馬辨次郎を以申參候間金五百圓相渡榎本六造請求書並相馬辨次郎添書共請取所持罷有候然に本紙之内に罪金一日に付五割宛之事與書入候表を以榎本六造自申出候得共右罪金一日に五割宛之事與相認候義私決而覺無御座候正に偽筆に御座

候間買先詮議被成候様榎本六造方は再應罷出候處一旦申出候義に付其段向々に答書を以申出候様に與挨拶に付右本紙御再見之上御鑑定得與詮議被下置度奉願候  
一金三萬九千三百九拾七圓五拾錢也

右米五百俵期限不渡に付買代金一日に付五割宛之罪金第五月十一日自第十日迄日數百五十三日之間計算可請取高

榎本六造自訴出候表

右者前書奉申上候通罪金一日に付五割宛之事與本紙之内に有之候義偽筆に付御檢査奉願候表に御座候  
一金千四百圓也

明治七年五月九日預金同三十一日可請取答之儀不渡高

榎本六造自訴出之表

右預紙之處に榎本商會に金貳千圓預け金證書所持罷有候間相馬辨次郎を以双方手形取爲替濟方之儀引合中に御座候  
則差引表左に奉申上候  
一米千俵也

五月三十日相渡可申分

但壹俵に付金貳圓拾錢つゝ

五月十日相渡可申分

但壹俵に付金貳圓拾錢つゝ

五月三十日相渡可申分

此代金千五百圓  
此代金千五百拾圓  
一金千四百圓也  
一金千四百圓也  
一金千四百圓也

右之内

一 金五百圓也

金貳千圓也

一 金貳千五百圓

外に

一米千俵也

右米千俵不渡に付相馬辨次郎を以引合中に付直段取究候處に而過不差之筈  
金五百圓相濟候証書之寫如左

榎本商會自去る四月中於膝ヶ澤  
可請取証書之表

六月十五日米五百俵代金之内相渡  
榎本商會に預け金六月十四日証書表

証

印紙

一 金五百圓也

右者正に請取候也

明治七年六月十五日

村林勘六殿

榎本商會

相馬辨次郎自右手形に添書之寫如左

一金五百圓也

右者五月十日渡米五百俵代之内正に請取則榎本六造請取書相添申候以上

相馬辨治郎 團

明治七戌年六月十五日

村林勘六殿

榎本商會に預け金証書之寫如左

証

一金貳千圓也

右者正に預置申候仍如件

明治七年第六月十四日

相馬辨治郎殿

榎本商會 團

榎本商會米預り証書之寫如左

証

印紙

一米千俵也

右四月中於膝ヶ澤無相違相渡可申候仍而如件

但拵附四斗入

明治七年第二月十八日

小館善兵衛殿

榎本商會 團

右被告人村林勘六自御答奉申上候原告人當所濱町四丁目榎本六造代能勢忠七自奉  
申上候義甚詭語致候其儀者前願之廉々御答之通に御座候殊に前書差引中に付榎本

六造方自催促に參不申候最本月九日寫書を以五百俵並罪金請取に參候に付以外之儀に御座候前書之趣申向遺候處其後一應之挨拶も無之訴出仕御手數之段恐多奉存候得共罪金一日に付五割宛之事與相認候儀者於私聊覺無御座候得共被仰付隨ひ示談取窮仕度に付數度榎本六造方の罷出談合候得共罪金に計言寄聞入不申且本紙一見仕度旨等申入候得共太切なる物故見せ候事不叶趣申募り候に付罪金一日に付五割宛之事與認候義は覺無之因而一見致度段嚴談及候處漸々去る十九日本紙一見に相成然處正に偽筆に御座候故其段申向不得止訴出仕候間本紙御檢査之上御裁判被仰付度此段御答奉申上候以上

明治七年十月二十二日

被告人 村 林 勘 六 郎

同寄留

差添人 三 戸 勇 助 印

權參事那須均代理

青森縣七等出仕飯田恒男殿

右之答辨書差出し候處原被共十月廿二日御出呼に相成段々當縣御裁判役中屬遠藤庸吾殿十二等出仕岩田彌太之助兩人出席に而取調に相成候然に原被共何分相分不申に付右の關係之者相馬辨次郎嶋村八郎治工藤長太郎上林西松明廿四日出頭可致

旨被仰付 村林記録

〔綱〕貢米取組切手賣買は嚴禁せらる 三十日

〔目〕癸酉年貢米之義は村民依願石代金納差許候處商人共立入貢米取組切手と唱米高へ代價認候証書を賣買取引致し候者有之右は持主へ不關村吏等にて約定取結ひ候より小前之者後日紛議を生し遂に公裁を煩候者有之甚以不都合に付本年の右様之義決而不相成若し相背候に於ては貶度可及所置候條此段村々小前末々に至迄無洩可觸示もの也 縣記録

〔綱〕十一月、寺院觸頭を廢せらる 十三日

〔目〕今般詮議の次第有之諸寺院觸頭相廢止候條此旨觸頭並各寺院に可達もの也同上

〔目〕青森港濱町元港掛詰所

一建坪四拾貳坪

但小板吹

東京新泉町商標本六造出張代

落札人 古 矢 新 作

附箭矢來折廻長延貳拾四間

此御拂下代金四拾壹圓五拾錢

金百參拾六圓五拾錢

内 金五圓

但建坪壹坪に付平均金參圓貳拾五錢  
箭矢來長延貳拾四間

書面青森元湊掛詰所之義將來需用等之見込も無之候は、地所共六年四百廿五六號  
公布に照準取調可伺出最還祿之もの望み於無之は右處分濟之上可申出事

〔綱〕船問屋營業稅及藏敷口錢等定まる 二十四日

〔目〕各港輸出入之諸荷物取扱候船問屋營業之者へ自今免許鑑札相渡差許候條右營業  
致度者ハ相當之收稅見込相立可願出候

但青森港船問屋之義藏敷口錢爲手數料賣買荷物其相場金高百分の二荷主相對  
を以請求稅金之義は一ヶ年一人金六圓上納之積りを以て伺之上聞届候條右に  
照準輸出入參酌の上可申出事 縣記録

〔綱〕十二月、祭祀日には國旗雛形を掲ぐへし

〔目〕御祝日等之節御國旗之雛形を相掲候義追々伺出及指令候趣も有之候處自今右定  
日は左之通御祭日御祝日に限り掲揚致候義と相心得可申此旨區内へ無洩可觸示も  
の也

右日並	元始祭	一月三日
新年宴會	孝明天皇祭	一月三十日
紀元節	神武天皇祭	四月三日
神嘗祭	天長節	十一月三日
新嘗祭		十一月二十三日

〔綱〕郵便脚夫は往來の妨害を爲はるを禁せらる 七日

〔目〕當縣管下諸郵便脚夫往復之際積雪或は惡路に罹り人馬道路を立閉夫か爲に脚夫  
空く時間を費し不易不都合を醸候に付爾後郵便脚夫飛行の節ハ人馬共道路ハ片  
寄妨害不相成様通行可爲致萬一心得違之者有之候は、屹度可申付候此段相對候也

〔綱〕法官召喚時刻を誤るへあらず 同日

〔目〕刻限呼出しを受たる者疾病又は無據事故ありて遅參又は不參する時は其事實を  
明細に記載したる届書を呼出刻限前裁判所へ差出せし若し刻限後届出るか又は  
無届にて遅參を致すものは其裁判官直に違式の輕重に問ひ相當の罰金を科すへき  
事

右之通裁判所取締規則司法省より御達に付自今右に照準取許候問毎戸無洩可觸示  
もの也 縣記録

〔綱〕警察出張所を蓮心寺々中に設く

〔目〕今般人民保護の爲め庶務課中て警察掛を置き各區内より警査へ採用勸善懲惡を  
旨とし取締向漸次方法を設け市在各所へ巡廻民間の實況令視察候に付ては自然警  
査より區戸長組頭等打合の義も可有之候間其節は無隔意協議百事公平に歸し可取  
締最右方法確立の上は追々相達する義も可有之候得共現今左の條件を目的とし爲  
取扱候條此旨相達候也

但青森寺町蓮心寺々中蓮得寺へ警察掛出張所を設本廳下にて右關係之事件は當  
分同所にて取扱はせ従前の巡張所相慶候事 同上

〔網〕穴一笠打の遊戯を禁せらる 十日

〔目〕當管内市街村落小兒の輩道傍に群集錢貨を土上に投し互に勝負を争ひ是を穴一  
と唱へ遊戯三昧と心得恬として怪まざるあり右は制禁の賭博に近く生長するに隨  
ひ習慣性となり一途末利に馳せ終に一身を誤るに至る又俗に笠打と唱へ釘或は鐵  
錐の類を地に擲て往來人を妨碍するのみならず其先人を傷害するに至るものあり  
右等の義は其父兄たるものは厚く警戒説諭を加へ自今右様の遊戯不致様戸長伍長  
に於て注意毎戸無洩可觸示もの也 同上

〔編者〕曰く甚矣哉陋戯の洗刷し難きや佗の町村市ハ姑らくこれを置く青森の如きは  
一陋戯去れば一陋戯顯はる制するに隨ひ其品物を異にせるのみ輪贏を争ふの具た  
るは一なり穴一笠打は今ば廢止するに種々品を換へ業を變じて競ひ起り道傍に群  
集する舊時と何ぞ選はん學校の設け日に盛んなるにも拘はらず如此の慣習去る能  
はざるは何そや蓋し輪贏を争ふは父兄の恬として怪まざるのみならず其實は閑居  
して不善を爲すの徒少しとなさむ或ハ倉庫に潜んで賭博を演するあり或は高風を  
る圍碁將棋に托して其實は賭博より甚しきものあり我が身既に此の如し子弟を教  
戒せるの念は何によりて起るを得へけんや假令縣廳學校にて時に懇の諭達を下す

も馬耳東風皆是あり半白以上にして代謝せされは吾は子弟の陋戯を洗刷せる能は  
ざるを信するなり豈憫焉に耐ゆへけんや

〔網〕褒詞賞與は必ずこれを戸前に表旌せらる 十九日

〔目〕孝子義僕其他奇特人の褒詞賞與之れある節は自今人民獎勵の爲め本人の居宅へ  
令旌表候條雛形に準し品評姓名を認め表入防へ旌表方可取計此段相達候也 縣記錄

〔網〕陸運會社出張所は開業せり 二十三日

〔目〕陸運會社之儀は現に公私一般の便利に有之處元會社の者共一層奮勵内國類業之  
者協議の上普く西東の貨物を達し廣く往來の通運を開き尙人民の便利を興し度旨  
を以て其筋伺濟之上今般同社名代藤林次右衛門當縣へ出張保護之儀願出候に付聞  
届候條管内各地本驛支店に至るまで類業の者共同人へ篤と協議の上公平の會社を  
結ひ一般の便宜を開候様可致此旨宿驛無洩可觸示もの也 同上

〔網〕西洋細物肆は初めて町内に見はる 月日缺

〔目〕是迄は青森には西洋小間物店西洋木綿店などは絶へてなかりしに佐藤氏は色々  
の珍らしき翫物類より玻璃細工物などを店先に駢へ立て如何にも見事とて人々皆  
立ち留り見物せしなり釜屋の西洋木綿店も青森にては初めのことにて金巾など  
云ふものは見るも初め品物も結構ある割合には直段も至て安くごろふく羅紗など  
の貴重品々も見受け起り殊に青森にては夜店を張ると云ふ事のあく夕景に至れ

は各店舖戸を下けて閉商するの常なるに佐藤氏開店以來大抵十時間まで店張りさ  
るゝも最新奇なり東京風もそろ々々と青森にも波及せる如くに思はれ商賣もこれ  
より一層人々も競ふことにも爲るべきにこそ 某筆記

〔綱〕明治八年一月、極貧自立能はざるものは速に上申すへし 七日

〔目〕濟貧恤窮は人民の情誼に因て其方法を説へき筈に候得共目下難差置無告の窮民  
は自今各地の遠近により五十日以内の分恤救方夫々取計置内務省へ伺出旨太政  
官第六十二號を以御達有之處躰寡孤獨廢疾者之者を憫み有志の輩共同戮力して  
救恤の法を設け公費を仰かざる様人民の義務を盡すへきは勿論に候得共目今難差  
置極貧窮に迫まられて左の箇條に適當候者於有之は其事實審覈の上詳細調書を以  
て可申出此旨相達候事 凡四條

〔綱〕結髪は自由たるへし 十三日

〔目〕人の頭腦は精神の寓する所にして毛髮之を擁護するは造化者の然しむる所然る  
を中古以降半髪之風俗となり今日に至り之れを見ると野蠻の體裁を免かたきに付  
先般告諭の末結髪渡世の者まで一般禁止致さ儀は管下をして速に開化へ進め度と  
の趣意に候得共詰り斷髪之義は元より自己の勝手次第に有之況邊陲の人民其是非  
を辨する能はざるの勿論に候間以來頭髪之體裁見苦からぬ様面々の自由に任せ官  
より束縛の旨趣聊無之條髮結渡世之者差支無營業可致此段毎戸無洩可觸示もの也

縣記録

〔編者曰く風俗は均同せざるへからず然りと雖之れを躁急に失せるの弊たる民心に  
刺撃を興ふる最大あるものにして竿を建て、旗をかすもこれよりして起るもの古  
より妙しとあさす菱田權令の人望を失ひしも或は斷髪其一に居ると謂ふ或は然ら  
ん何となれば新縣開廳の際は一家主人は勿論のこと小兒に至るまで半髪ならざる  
はなし武家八百年爾來の習俗は既にこれを先天に占領せしものにて老婆も喜ひ處  
女も嬉ふものとするに頓に坊主にして坊主に非ず山賊にして山賊に非ず  
愛念去りて厭惡の心生す何者か甘んじて斷髪令を奉するもの有らんや然れども今  
日より半髪者を見れば驚訝して僻陲の痴漢となさざるものなし本令の出でしより  
一時は進歩退却の感なきに非されども漸磨然らしむるの功の躁急に百倍するの功  
あり當路者の宜く目を刮りて看るへきものよあらずや

〔綱〕各小學校は臨時休業せり 十五日

〔目〕當節柄互寒凜烈に付筆硯氷凍雪風に而生徒往復難澁之節各小學において適宜休  
業取計不苦候條此旨相達候事 縣記録

〔綱〕放尿罰金は寛典に處せらる 二十日

〔目〕使所取設の場所にて猥に尿せる者は迄相當の罰金申付處分致し來候は畢竟人民  
の眼目を開き醜態を革め早く開化の民たらしめんとす儀に有之然るに當國は北方

の僻隅にて人民に於ても都下の景況目撃する者も稀にして御趣意徹底の運きより生る義其實は細民の情を斟酌し自今罰金の義は差止め一昨明治六年十二月當縣第二十二號及告諭置候通漸次弊習洗除可致に付各其意を體認可致勿論罰金無之爲め心得方相弛從來の陋習に致退歩様にては不相成候條心得違之者無之候様區戸長に於て厚く注意精々可及告諭此段毎戸無洩可觸示もの也 縣記録

〔網〕**舘貝町倉廩及安方町舊營繕所敷地は拂下となる** 二十二日

〔目〕舘貝町舊黒石藩倉廩券蓋屋孫右衛門拂下之義願出候に付地券掛の付箋あり水帳表の北元黒石藩へ用立置候旨申出候得共確証無之且黒石縣より申繼も無之候間水帳のみにて難取上奉存候附ては倉廩御拂下之節拜借地之廉を以別紙圖式の表朱引之北面低價御拂下可然候

繪圖によれば敷地

表口二十三間三尺 裏行三十一間

倉廩掛り詰所

八間に五間

倉廩二棟

各三間に十二間つゝ

青森安方町元營繕所敷地之義古川定吉外二人自御拂下願出先般内務省へ及進達候

處夫々御指令有之候に付而は右地所一人一筆限り區別相立坪數代價等詳細取調繪圖面相添可差出最實地檢査之節不都合之義無之様厚注意可致此段相達候事  
舘貝町黒石倉廩之義黒石藩士族長崎六三郎外二名より養豚繁殖之趣を以て二ヶ所拜借願出候得共内務省乙二十八號達之趣存置之積にて難聞届之指令ありしに今般に至り御聞届と相成候て

古川定吉には地代金二百十五圓六十三錢

並谷孫右衛門には地代金二十三圓四十五錢

上納之義達せられたり 同上

〔網〕**二月、青森郵便線路は各所へ擴張となる** 一日

〔目〕當管内左の驛村へ新規郵便取開之義御達に相成來る二月一日より發行候に付自今布令達書の類郵便を以送達候條各人民諸願何届を始め公私の信書都て郵便に托し候様可致候右は從來莫大の冗費を減省することとは勿論往復の信書滯滞なき様との厚き御趣意に依り今般多少の御入費を以て線路御増開に相成義に付其旨相心得此上區費省略を要するは勿論人民の便利を興し開化の進歩を補候様深く注意可致最方今未開の人民郵便規則に戻り不都合無之様能々説諭致し可申小前無洩可觸示もの也

青森自三蔵へ二七の日

三蔵自青森へ四九の日

青森自弘前五所川原通鯨ヶ澤迄毎日

黒石自青森へ毎日

青森自岩手縣迄毎日 同上

〔網〕太陰曆は用ゆへからず紋合等は嚴禁せらる 十二日

〔目〕太陰曆は季候早晚の變なく四歳に一日の閏を置き七千年の後僅一日の差を生ずるに過ぎず一たび之を覺ゆる時は始終替るおし然るに人民未だ其意を解せず今陰曆を用ゆるもの有之甚敷に致ては歲晚新年の祝賀飾物等舊曆に依り或は五節句等を用る類有之哉相聞畢竟備阪の地教諭普からず御趣意不貫徹の故にも可有之候得共中には不便無程亦た舊曆に復すへき坏と無根の説を唱へ愚昧を疑惑せしめ人民の進歩を妨ぐる輩於有之は甚以不相濟次第素より右様の義決て無之等付自今一途に新曆を可用候勿論農事に付種藝の季節に至りては一度陰曆に照合されは年々歳々替ることあり最簡便なるもの付舊曆に不拘泥様區戸長において厚く可加説諭候此段毎戸無洩可觸示もの也  
老婦幼兒の輩集會し俗に紋合或はめぐりと唱へ金錢物品を賭け互に勝負を争ふ等所業有之哉相聞右者兼て制禁の賭博に均しく以の外之事に付自今右様の所業有之於ては見當次第夫々處分可致候條此旨區戸長組頭毎戸無洩懇切に可及説諭もの也 縣記録

也 縣記録

〔網〕警査は改稱あり 十五日

〔目〕今般警査を査丁と改稱候條此段爲心得相達候也 同上

〔網〕賣藥手續定まる 日 缺

〔目〕合藥賣買取締御布達有之候に付今般賣藥手續左之通相定候條此旨毎戸無洩可觸示もの也 手續書は略す 同上

〔網〕質物營業取締規則定まる 十八日

〔目〕質物營業取締規則左之通相定候條新規營業致度者右に照準營業方法取調可願出且從來營業のものも右方法取調可届出旨此段無洩御示もの也 縣記録

〔網〕微毒檢査初まる 十日

〔目〕娼妓微毒檢査の義當青森病院に於て本月十日より施行可致に付先般相達置候通貨座敷營業の者申合行事相定め娼妓共の申合め病院へ同導し可令受檢査此旨相達候也 同上

〔網〕三月、權量は官製の外用ゆへあらす 日 缺

〔目〕斛斗權量は官許を得し者にあらされは猥りに製造は勿論手入等致候義不相成は從來の御制禁にして前々布達有之人々懸知の筈なれども其旨下民普く徹底不致



故歎僻隅の村々に於て物品を賣買するに試耕と唱へ耕と類似する自造の器を相用  
或は右器を製造販賣致或は秤重の銅皿並懸紐等の破損を自儘に補治して怪まざる  
者も有之哉と相聞以の外の事に付右等の所爲有之に於ては律例に照し聊無容赦可  
及處分候條心得違無之様可致候尤も左迄法律に抵觸候義とは不知して違犯遂に罪  
科に陥り候者有之候ては實以惘然の事に候條區戸長に於て常々厚く教誨を加へ右  
體の者無之様屹度注意可致此段相達候也 同上

〔網〕青森電信局は公私通信を初めて取扱はる 二十五日

〔目〕縣下青森電信局に於て來る二十五日より爲試開局公私一般通信相成候條都而工  
部省本年第五號布達之通相心得各地通信望之者は勝手次第同局へ申出候様可致此  
旨毎戸無洩可觸示もの也 同上

〔網〕四月、雜稅を廢せらる 五日

〔目〕本年太政官第二十三號を以て諸雜稅被廢候旨公布有之候に付其旨相達置候處別  
紙廢止稅目の内海川漁其他場所を限る營業の分一巳の利を争ひ妨害を醸し取締差  
支候類は改て收稅の筈に付篤と協議の上更可願出候其他は自今縣廳へ出願するに  
不及候條從前無稅之營業同様戸長手元に於て隨届可申候此旨小前無洩可觸示もの  
也但小賣酒之義は其筋伺の上追而何分の指令可及候に付先づ是迄之通可相  
心得事 同上

〔網〕地租改正 十一日

〔目〕今般地租改正法着手に付來る十一日より掛官員令派出候條諸事相達置候通心得  
各區各村に於て一層盡力速に整理候様可致右に付左の條件兼而相達置候條若違背  
の者の屹度嚴重の處置に及候に付心得違致問敷事 同上

〔網〕小學校敷地は無代價下附となる 十九日

〔目〕小學校地所五百坪以内官有無稅地において無代價御下渡の義昨七年九月太政官  
第三百三十一號御達有之に付ては其向伺の上可下渡候條村々學校已設の地及び此後  
可設置各村に於て官有地これあり建設可致見込之場所は其地所字並四隣經界を始  
五百坪以内相應の坪數間尺等實地に基き繪圖詳細取調來る五月十五日迄に可申出  
此旨相達候事

〔網〕警吏村吏の改稱あり 二十七日

〔目〕自今警察附屬を一等二等選卒となし查丁を三等四等五等選卒と改稱候條此旨爲  
心得相達候事

今般町村組頭の名稱を廢止分は村用係市街の町用係と改稱候條人頭の義は各町村に

於て相當の者を公撰し區長に於て達方取計進退黜陟一ヶ月取纏翌月十日迄可届出候此段相達候也 同上

〔綱〕五月、河港等三等相當修繕は向五ヶ年間は官費となる 二日

〔目〕管内河港道路橋梁之義に付本年三月廿四日六十七號を以て及布達候内三等相當の河港道路橋梁悉皆民費に可課之處難澁之事情無餘儀次第も相聞候に付年限を以從前之通官費給與据置之義其筋へ伺中に付追而可相達旨相達置候處右は本年より向五ヶ年の間從前之通官費給與之義被下候に付一二等同様官費修繕之確証有之場所の支給候條此旨相達候事 同上

〔綱〕疑團は警察出張所へ解釋を請ふへし 七日

〔目〕當縣の東奥の僻地よて都下の景況に疎く殊に教諭の未だ普からざるよりして御旨意の徹底する遅く土俗未開不知不識法律に觸れ罰に罹る者有之候て其實眞に憫諒すべき次第も有之畢竟縣官は人民保護の御旨趣を體し事務可取扱ふ付管内人民に對し嚴父母の子に於けるか如く眷顧保護し罪を未然に防く是れ母の愛犯罪必罰するは父の嚴是地方警察の設け司法行政の兩義を兼行する所以の實なり依之今般警察掛を各所に置前件の旨意を以て事務爲取扱可申に付村吏ハ勿論人民一般厚く其意を體認し諸事難決義は警察出張所へ罷出可受差圖候此段毎戸無漏可觸示も  
の也 同上

〔綱〕陸運會社を廢せらる 二十六日

〔目〕今般内務省甲第七號を以陸運會社本月三十一日解社之義別紙之通布達相成候に付ては六月一日より人馬繼立稼業致度望之者は貸錢の定額並定備人馬の員數共取調至急願出候様可申聞右に付即今官員通行及び御用物繼立人馬差支候而は不相成義に付當分の内是迄陸運會社設置候驛村は其所村用係より而繼立不差支様取扱可致最定貸錢の外別錢手数料等馬方白申受候義決而不相成候條此段相達候也 同上

〔綱〕角田平左衛門は活版業を開く 二十八日

〔目〕官省布告布達之義は各人民一般辨知可致義に有之然に先般東京活版社印刷廢停後いまた普及方法不相立候處今般當所角田平左衛門活版社設立左の代價を以開業致度出願許可致候に付追々右印刷を以全額布管に候條先前配達の部數にて區内無洩行届候也實地見込相立各小區限部數取調大區に於て取纏至急可申出此段相達候也  
但是迄額布定式部數の外は總而民費の積可相心得事

定 價

一百部以下十部に至る 壹部に付金四厘つゝ

但壹枚摺之外は其十分の二を引

一百部以上千部に至る 壹部より付金三厘六毛つゝ

但同斷

一千部以上高部に至る

壹部一付金三厘つゝ

但同断 同上

〔網〕六月、戸籍札は家族員數職業を掲ぐへし 四日

〔目〕戸籍札の義は老幼男女一家の幾人たると職業の何たるを表し一目瞭然上は以戸籍紊亂の基を塞ぎ下は以彼我交通の便宜を開き候義にて毎戸可致揭示は勿論の處中には不致揭示向も有之不都合不少候處今般各大區へ警察出張所を設置し人民保護之御趣意を主とし選卒は勿論掛り官員に於ても時々巡邏毎戸可保護義に付は營業の何たる家族の幾人たる判然不相辨候ては實地施行上障碍の廉不少候條毎戸必可致掲表若し調査等にて取外候節は一時紙札相用候ても不苦候條此旨毎戸無洩可觸示もの也 同上

〔網〕八月、盆踊を嚴禁せらる 三日

〔目〕當北方の人民未だ従前の因習を脱せず陰曆孟蘭盆相當之日に際し盆踊と唱へ夜中街頭又は社寺地等所々に於て多人寄集り其中には奇怪の粉飾を爲し甚しきは男女姿粧を易へ遊戯する等の義有之由右淫風に流れ風俗を紊り教化の妨害となるのみならず甚醜態を極るに至りては豫て御制禁に有之決て不相成義、有之候御維新盛年中之祝祭日被相定且太陽曆御頒行の上は今日に至猶右等の弊風に泥着するは謂れなき事に付依て今般改て右踊等之義令禁止候條心得違無之様可致候此旨毎戸

無洩可觸示もの也 同上

〔網〕警察出張所に東京日々新聞誌覽所を置く 十四日

〔目〕去七月より於各警察出張所東京日々新聞誌覽置候に付官吏選卒閱見後人民望之者も縦覽差許候條望の者は該區警察出張所に出自自由に逢展覽候様毎戸無洩可觸示もの也 同上

〔網〕區内事務所の改稱あり 二十五日

〔目〕區内事務取扱是迄會所又は寄合所等區々唱來候處自今何大區扱所何大區何小區扱所と唱各大小區とも必表札を掲げ可申此段相違候也 同上

〔網〕戸籍を嚴重に爲すへし 同日

〔目〕強窃盜之兇害を除く素より警察事業を盛大にするにありと雖も豫防警備の設けなかるへからす然に本縣の舊慣夜中戸締り等不致向も往々有之趣にて客月編纂する所の賊難表を閱するに各大區に於て賊に逢ふ者戸數三十八戸被盜所の金額百八十四圓四十九錢衣類其外雜品共百四十七品捕縛せし所の賊七人其内戸締り不行届より右等兇害に係るもの殆ど半居れり右は警察事業未だ全く不得其宜より斯る不幸を生せしむると雖亦銘々豫防警備の設嚴重ならざるより或は自ら斯の難を速き許多の財産を自失する條理にて自己の權利を欲くは勿論厚き御趣意に不相副不都合の事に候條自今嚴重戸締り致銘々豫防警備之設行届候様可致此旨毎戸無漏可

(編者曰く余本縣新聞廳爾後の論達訓令を読み本訓に至り然後當該吏員の漸く地方人民を輕蔑するの舉措を成し人民も亦倨傲官吏を疾視せざるに至り上下の情誼自ら融和せるか如きを知る何そや當初の論達に曰く野蠻未開の民人曰く東北僻陬の蠻習一令一諭出る毎に其の蠻習陋僻を惡罵せざるはこれあしこゝに野蠻漢あり汝は野蠻なり僻陬頑漢なりと罵らん素より野蠻を以て自ら任する者も勃然として赫怒せざるこれ有らんや津輕南部は東北僻陬あり上國の文明は未だ嘗て輸入せざるあり然れとも直接間接に汝は野蠻あり陋習ありとこれを惡罵する有らば孰れか抵抗力を一層高めざるものこれ有らんや況んや其訓令論達の旨趣を遵奉するをや番馬耳東風あるのみならず或は陰に爆烈彈を投せんことを謀るものなきを保もへからば菱田重禧等の失敗は職としてこれよれり今や當地方の人民未だ全く従前の陋習を脱せざると雖亦各自戸締を嚴重せざるへからざるの勿論なり然るに論達して曰く警官事業未だ全く不得其宜と官にして既に大に反省願慮する所ありとすれば東北質朴の民は固より抵抗を試むるものに非ず唯々諾々一に其命令を謹み奉せんとのみ其間に融和を欲くこれ有るべきや府縣長官にして交迭頻煩あるは從來青森縣を最となす青森縣は治め難しと人々皆口吻に洩す所なるも豈に青森縣限り特治め難きの病因のあるあらんや然りと雖吾謂ふ當初疾視の餘脈猶延て今日に起伏

せるもの必ず無きを保すへからす一旦願慮するの美事は永く相傳へて一は長官の仔細に注意せられんことを是れ祈る

**〔綱〕水上座は開場せり**

〔目〕水上座の寺町蓮心寺門前東角にして寛文八年弘前茂森座廣居藤八の出張場系統を繼ぎ水上久兵衛なる者天保十四年九月廿六日開場せしより廢藩置縣に至れり明治五年自火燒失し一時休業せしも糠町に開場すること、あり今の青森座の地に永井座と相對峙し兩劇場を開き五年火災の不景氣を稍挽回するに至れりと云ふ其後水上座の又々正覺寺横町に遷座し久しからずして廢場となれり

**〔綱〕九月、國幣小社岩木神社の大祭を舉行せり**

〔目〕來る九月一日陸奥國々幣小社岩木山神社大祭に候條本日衆庶一般休業慶祝可致候也 縣記録

岩木山神社の御祭事とて當年當町及近郷の人々登山も尠からず縣廳は一昨日を以て奉幣使御發に相成り町中は一統籠や暖簾を下けて休業し信仰者は群をなして香取社内岩木山遙拜所に參詣せり 某日記

**〔綱〕子弟は就學せしむべきの訓示あり 十九日**

〔目〕小學校は子弟教育之地一日も忽にすへからざる義に有之候處一旦入校爲致候は學科之課程卒業せざるものは假令事故有之候とも退校不被許ものと心得入學見

合候盡儘相聞甚以不都合之至に候條右等の誤解無之様精々就學候様説諭可致此旨  
相達候也 縣記録

〔綱〕今井はるの孝貞を賞賜せらる 二十日

〔目〕はるの貞節は町中舉て間然もるものなかりしに頃日御褒美を戴けり如何に本人  
の面目なるにや 某筆記

本次郎孫忠兵衛妻

今井はる

其方儀明治四年中今井家の嫁せし以來養祖父父母に事て能く孝を盡し夫に  
順て貞節を守り苟も其意に忤ふことなく百般厚く注意し奴婢雇人等數人あれ  
ども絶て譲らす加るに同年中夫忠兵衛難疾に罹り醫療効かく漸々體部腐爛自  
分屈伸するあたはさるも日夜膏頭を離れず湯藥侍養は勿論汚穢不潔に至る迄  
嘗て他人に委せず聊厭苦の色なく患者の意を慰め既に五年間始終一日の如く  
養生看護行届候趣相聞其志操奇特之者、付爲其賞金壹圓下賜候事

明治八年九月二十日

青森縣 縣記録

〔綱〕十月、戸籍宅地里程標書式定まる 三日

〔目〕今般戸籍標榜示里程標及戸籍標札宅地表札等別紙之通書式相定候條戸數人員は

本年一月一日調反別の義、地租改正現在の調を以記載夫々揭示方可取計且自今以  
後は反別は前年納稅調戸數人員は一月一日調を以毎年一月中増減記載直し可致此  
旨毎戸無漏可觸示もの也 同上

〔綱〕市街及道路に競馬を演するを禁せらる 七日

〔目〕是迄競馬と唱へ街中或は往還筋にて馬數頭互に馳驅を競ひ候向有之街中は庶人  
輻湊の害にも相成往還之義は旅人往來の妨にも相成候事、候條馬場或は原野にて  
は格別街中往還筋にては競馬不相成候最も馬場原野にて競馬致候節は其區警察出  
張所へ爲願出候様可致此旨相達候也

〔綱〕諸興行は警察出張所に申請せし

〔目〕雜劇興行之者仕組狂言之義其地教導職之検査を經營應へ可伺出去明治六年第百  
廿七號を以及布令候處今般詮議之次第有之右布令全取消候條興行之者は直、其地  
警察出張所へ可願出此旨相達候也

〔綱〕村林勘六榎本六造米金紛議は和談終結なる 二十二日

〔目〕明治の初年東京小野組榎本組各青森に出張所を設け盛に米相場を行ひ互に其間  
に米金の貸借あり小野組は村林勘六擔當にして榎本組は能勢忠七なり然るに榎本  
組は小野組より金壹萬千圓の七年六月三十日限り返すへき約定あるにも拘らず返  
却せざるより勘六より督促に及ぶも不渡なり豈圖らん榎本組にては小野組より嶋

村八郎治に賣渡せし玄米五百俵の証書ありしに轉賣して宮川專太郎の仲立を以て  
 榎本組の忠七か手に落たり忠七此小野組督促の難場を濟はんを謀り該米証書の好  
 閑地に罪金日に五割付の偽筆加書して翻て勘六に向ひ三万九千九拾七圓五拾錢の  
 督促を爲せり勘六其偽筆なるを辨駁するも頑として首肯せし尋て青森縣聽訟課に  
 出訴し兩造對決の要領を得ざるを以て課長の示談を命ずるも忠七は首肯せざる也  
 此に於て勘六斷然八年一月を以て司法省裁判を請ひしに司法省はこれを福嶋上等  
 裁判所に移決せしめり勘六忠七其他嶋村八郎治宮川專太郎等該件關係者悉く福嶋  
 に召喚せられしに忠七は着嶋の夜を以て竊に縊死せりこと後に露見せり當時は忠  
 七不快の慶を以て古矢新作を當日代言人と定め出延せしめたるにも拘らば又々其  
 要領を得ざるか如きを以て裁判所より示談の命下れり一方には東京兩本店にて調  
 和の談判熟せしを以て勘六新作も示談の協議終了し十月八日を以て各歸青し榎本  
 本店の破産を名義として同廿二日届出を爲し全く其局を結ぶ事となれり本紛義の  
 起りしより大凡滿一ヶ年雙方得る所なく榎本商會の如きは失敗に失敗を重ねて終  
 れり小野組に於ても他日の閉店は爲んぞ是に基因せざるを知らんや勘六曾て人に  
 語けて曰く吾をして初め大六の歎願を聽き許容せしめり此の後悔のあるへからさ  
 りしを或は然らん 某筆記  
 (編者曰く余れ村林氏訴訟原書に基き該紛議を仔細にする左の如し忠七起訴勘六答

辨は既に紛議の目に掲げたり故に左掲は七年十月二十三日青森縣聽訟課の出頭取調  
 に首まる

原被共十月二十三日御呼出に相成段々當縣御裁判役中屬遠藤庸吾殿十二等出仕岩  
 田彌太郎兩人出席に而取調に相成然に原被共何分相分不申に付右の關係之者相馬  
 辨治郎嶋村八郎治工藤長太郎上林西松明二十四日出頭可致旨被仰付則右之連中罷  
 出夫々御調に相成則日御答書差出を則寫左に

榎本六造  
村林勘六取引之儀御詮議に付御答

私儀

昨二十四日御呼出之上村林勘六答書之儀に付是迄之形行き奉申上候様被仰付  
 奉畏候隨而左に奉申上候

一 去る三月何日頃候哉榎本六造方に而村林勘六の青森掛附米壹萬俵壹儀に付  
 壹圓五拾五錢直段に而五月三十日渡し取引に而代金之内六千圓請取賣約定仕  
 候處期月に至り追々米價引上げ貳圓三十錢餘に相成榎本に而迷惑に付直段引  
 下吳候様頼合に預申候間慈愛之儀勘六方々段々頼合仕候處六月十五日貳圓拾  
 錢直段に取窮め申候其節勘六賣拂居候米千俵に五百俵共雙方貳圓拾錢直段に  
 取窮め申候右爲証金五百圓勘六自請取榎本六造に相渡同處請取書勘六方々差  
 遣候得者米五百俵代之内與請取書の書入候様申參候間其段榎本の咄合仕候處

私自添書付遣候様板本代古矢新作申事に御座候間私自添書遣書申候最金千四百圓勘六方の私宛に而預証御座候得共板本商會自も勘六方の私宛に而金貳千圓預証書差出置候間差引之義は壹萬俵代金殘六月三十日渡板本方に而壹萬千圓預証書勘六方の差出居候間右壹萬千圓渡候節差引取窮の候積に相成候處期月に至度々勘六方自請取人差向候得共相渡不申其時々板本に而私を以言譯仕罷有申候然に段々延月に相成八月に至り候而不得止事一日五歩禮金付之証書板本自勘六方の差遣申候殊に此節迄米並罪金之咄合一切無御座候尙又赤松岩治郎當五月頃東京登之節者留主中日々參候而取世話致候様歸店之處に而私の急度世話致吳候旨に而頼合に預候間日々參居候得共五百俵證書今に見せ不申候最前書雙方貳圓拾錢宛直段に而互に取窮候義は決而相違無御座候御尋に付乍恐此段御答申上候以上

明治七年十月二十五日

聽訟課御中

嶋村八郎治答書之事

村林勘六証文御尋に付御答

青森米町

相馬辨治郎

嶋村八郎治

工藤長太郎  
上林西松

右嶋村八郎治自奉申上候明治七年一月二十七日當所大工町村林勘六自玄米五百俵買約定仕候右証文之儀御尋に付左に奉申上候

右証文之寫如左

証

印紙

一玄米五百俵也

但網掛米來る五月十日圓渡定

右之代金五百拾五圓正に請取申候前書米高儲に預置候處明白也尤期限無間違相渡可申候萬一其節に至右米相渡兼候節者御定之通罪金付之上急度相渡し可申候爲後日念米預證依而如件

明治七戌年第一月二十七日

嶋村八郎治殿

村林勘六

仲立

工藤長太郎殿

右証文之儀は御証印受候一類之判取帳に委細扣置候表に御座候然に罪金附之

儀御尋に付証文に有之御定之通罪金附之上與爲相認候義者御用錢不納之分百  
 分之一罪與して相添上納致候様傳承仕候に付右之心得に而爲認候儀に御座候元  
 來當所鍛冶町柏原重兵衛頭取に而安方町早瀬五郎兵衛私三人組合之上大町工  
 藤長太郎仲立に而買取候儀に御座候得者重兵衛帳面にも扣有之筈罪金五割宛  
 之儀御尋に御座候得共右罪金之儀は一切存不申候此段御尋に付御答奉申上候  
 上林酉松自奉申上候前書村林勘六証文嶋村八郎治自私仲立に而大町小館善兵  
 衛弟桂藏取次を以濱町宮川專太郎別紙寫書之通請取書相添賣拂申候右証文  
 之義認め形御尋に御座候得共私元來無筆に付相分不申候証文取遣之節罪金五  
 割宛之沙汰有之哉旨御尋に御座候得共右罪金之儀は一切沙汰無御座候御尋に  
 付此段御答奉申上候以上

請取書之寫如左

記

①印紙②  
 一金七百貳拾五圓也  
 但壹儀に付壹圓四拾五錢つゝ  
 右者玄米五百俵村林勘六預手形に而賣拂代金正に請取依而如件  
 明治七年三月三十一日

賣人 嶋村八郎治 印

榎本六造殿

仲立 上林 酉松 代印

右之通相違無御座候此段御答奉申上候以上  
 明治七年十月二十五日

嶋村八郎治 印  
 工藤長太郎 印  
 上林 酉松 印

聽訟課御中

今二十五日  
 能勢 忠七 榎 兒助 村林 勘六  
 三戸 祐助 柏原 重兵衛 嶋村 八郎治  
 早瀬 五郎兵衛 宮川 專太郎 小館 桂藏  
 相馬 辨次郎

都合拾人御裁判所に御呼出に相成

我判官遠藤庸吾岩田彌太之助御兩人御出席之上前書之答書御讀上之上又々原被御  
 調に相成然に被仰には能勢忠七自申上之五割罪金之義勘六筆には無之殊に嶋村八  
 郎治に而認めさせたる事無之申出左候へは勘六自右罪金差出へき定理な此証文



以定而濟手形與相心得板本六造召使之内誰か徒書與致したる義も難計依而忠七店  
 返り能々店之手代共詮義可致彌其方申出之通元々自此罪金五割つゝ之事與有之  
 事亦れハ一通不成罪人も出る事故能々板本之店詮義之上申出たかよかろふと遠藤  
 様自御憐愍之御説諭然も能勢忠七答には右手形之義古矢新作與申者金額並諸手形  
 取扱人にも有之同人義は此節總々澤表の店用に付出張致居候間古矢新作歸店迄御  
 差扣被下置度旨申上然に其間は猶豫致候得共長き事ハ相ならんぞ尙新作歸宅迄之  
 内店中能々詮義いたし實の處に而可申出與被仰候而何れも退家となり然に其後古  
 矢新作總々澤表自來候得共何の沙汰も無之故聽訟課へ勘六自早速御裁判被下度旨  
 度々願出候得者漸々十一月十九日御呼出に相成則左人名也

原告代言人

板本手代

能勢忠七

同差添人同手代

明石田 政兵衛

同手代 古矢 新作

同手代

北村 理左衛門

被告人

村林差添人

三戸 祐助

村林 勘六

工藤 長太郎

嶋村 八郎治

宮川 專太郎

上林 酉松

都合拾二人出頭致し候

小館 桂藏

此日聽訟長官八等出仕間中宣之儀御出席に而逸々取調之上一通不成事件故和談可  
 申與之御説諭に相成依而連名に而斯之受書差出候なり左

示談中日延願

出入之儀只今原被引合人之者共御説諭之趣難有奉拜承候右御利解ニ基何  
 様も示談内懇仕度奉存候間來る二十五日迄日延猶豫之儀奉願候以上  
 明治七年十一月十九日

原告代言人

板本六造手代

能勢忠七印

差添人

同

明石田 政兵衛印

被告人

村林 勘六印

差添人

三戸 祐助印

相馬 辨治郎印

宮川 專太郎印

嶋村 八郎治印

上林 酉松印

工藤 長太郎印

小館 桂藏印

古矢 新作印

板本手代

同

聽訟課御中

北村理左衛門印

七八六

示談難相調儀ニ付

榎本六造方自訴出仕候儀に付示談取結候様御利解被仰付有難奉畏候隨而榎本六造方ニ示談之義色々取運候得共聞届吳不申候此段御答奉申上候以上  
明治七年十一月二十七日

差添人 三 戸 祐 助  
被告人 村 林 勘 六

聽訟課御中

區長會所御詮議に付御答書之事

御尋に付御答

上納期限延滞候分加息取立之儀御尋に付左に申上候  
貢米並諸物税上納延期之節は二百分一加息取立上納可仕旨兼而御達御座候處不納之者一ヶ月毎に百圓に付五拾錢つゝ上納可爲致御規則に付右不納之者六月七月兩月分百分之一上納可致割合に付右之表を以上納候様相達候旨先勤副區長成田斧作傳達之儀相違無御座候御尋に付此段申上候以上  
明治七年十一月二十八日

第一大區々長 笹森清敏印

聽訟課御中

廿七日示談難調旨に而出頭之處御白砂に於而被仰渡には榎本六造代言人能勢忠七自訴出候米五百俵之罪金一件村林勘六自可被請取定理あり與忠七の御申渡に相成然に忠七申には如何様被仰付候而も五割罪金之儀勘六之名儀より有之候間同人受取へき定理り與被存候隨而此上は東京表の罷上り司法省之御裁判に預度旨申出に有之候間左候は、書面を以願出へき旨忠七の被仰付候に付來十二月五日爰許出立之上東京司法省御裁判所ニ控訴仕度旨願出に付則御聞届之上十一月二十九日御呼出に相成候人名左に

能勢 忠七 明石田 政兵衛 古矢 新作  
宮川 專太郎 小館 桂藏 村林 勘六  
三 戸 祐助 嶋村 八郎治 工藤 長太郎  
上 林 酉松 都合拾人

外に右之組頭爲諸名代濱町中川磯右衛門出頭

右人名不殘出頭之處御白砂の御出席より七等出仕飯田恒男殿間中宣之殿岩田彌太之助殿橋川賢治殿其外聽訟課自二三名庶務課自二三名都合拾二三人之御出席に相成右之處に而是迄之聞書並答書口書共頓而御讀上之上前書之人名自逸々印形を取

七八七

五割罪金之故障有之共不殘封込封印の一統連印を取右之處に而司法省行之御添翰並前書之書類忠七の御渡に相成る村林勘六板本六造示談不調に付勘六より三戸勇助を代言人とし十二月九日訴訟を提起せり合金六萬六千拾八圓三拾錢とある

當御管内第一大區一小區陸奥國津輕郡青森大工町拾七番地商

原告代言人 村林勘六寄留 三 戸 勇 助

東京府下第六大區一小區深川東大工町三拾七番地商 本六兵衛出店 當御管内第一大區一小區陸奥國津輕郡青森濱町四丁目

被告人

板 本 六 造

一金壹萬千圓也

一金五百六拾八圓三拾錢也

但六拾目銀立

一金五萬四千四百五拾圓也

合金六萬六千拾八圓三拾錢也

右証書之寫

証

明治七年六月十五日預ケ金同三十日可請取答之處不渡之表  
前書金壹萬千圓に付銀五厘日歩利是七月一日自八月三十一日迄日數六十二日之間計算可請取答之處不渡之表  
前書金壹萬千圓へ一日に付五歩宛之禮金九月一日自十月二日迄日數九十九日之間計算可請取答之處不渡之表

印 割 一 金 壹 萬 千 圓 也

右正預り置申候本月三十日限無相違相渡可申候也  
明治七年六月十五日

板 本 六 造 團

村林勘六殿  
右添書之寫如左

証

印 割 一 金 壹 萬 千 圓 也

右は本紙預り書之通本月三十日無相違返辨可致候萬々一期日相違いたし候節は一日金壹圓に付銀五厘つゝ之日歩相添元利急度返濟可致候爲後証添書仍如件

明治七年六月十五日

板 本 六 造 印

村林勘六殿

一日に五歩之禮金附添書之寫如左  
別紙本証書表之通金壹萬千圓正に借用候也早速返濟可致處金子不都合に付延日之義積合仕候處速に取延致吳辱存候然る上者當月三十一日限り無相違相渡可申候萬々一期限越日相成候節は一日に付五歩之禮金相添相渡可申候後

日爲念添証書仍而如件

明治七年第八月十二日

村林勘六殿

板本商會

右原告人村林勘六自奉申上候東京府下深川東大工町三拾七番地商板本六兵衛出店當所濱町四丁目板本六造の金壹萬千圓預け置候右手形を以期限請取に差向候處相渡吳不申候間屢催促仕候處八月三十一日迄言譯に有之尤七月一日自に付金壹圓の銀五厘宛之日歩利足附之上相渡可申萬一八月三十一日迄に相渡兼候節者預金壹千圓の一日に五歩宛之禮金相添相渡可申旨頼合ふ付前一日書之通証書請取猶豫致居候處期限に至又々催促に及候得共彼是異論申唱相渡吳不申誠に困却仕候隨而奉願上候儀恐多奉存候得共被告人板本六造自前書金額早速渡方に相成候様此段御裁判被成下度奉願上候以上

明治七年十二月九日

青森博勢町六十六番地商

差添人

伊澤友太郎

原告代言人

三戸祐助

前書之儀私自御願可申上等御座候處當所濱町板本六造日米五百俵一條訴出

に付米御用掛申にも有之候に付三戸祐助の代言相頼候然上者三戸祐助自申上候事柄並御請申上候事柄共後日に至異議申上間敷候爲後証與印仕候  
明治七年十二月九日

村林勘六

參事益谷良翰代理

青森縣七等出仕飯田恒男殿

司法省御裁判所の御添翰願

私自當所濱町商板本六造の預け置候金額不渡に付訴仕候處同人自私自の相掛預け米金滞り一件先般司法省御裁判所に控訴中に付今般私自相掛り候分接續被仰付度六造自願上依而者私に於而も早々出京御吟味受申度本月二十五日出立仕候間東京司法省御裁判所に御添翰頂戴仕度此段奉願上候以上  
明治七年十二月二十四日

當御管内第一大區一小區陸奥國津輕郡青森大工町拾七番地商

同寄留 村林勘六

差添人

三戸祐助

參事益谷良翰代理

